

新たな「岐阜県森林づくり基本計画」 (素案)

平成23年8月31日（版）

岐阜県

はじめに

目 次

第1章	計画策定にあたって	
第1節	計画見直しの趣旨	6
第2節	計画の位置づけ	6
第3節	計画期間	6
第4節	策定方法	7
第5節	計画の推進と管理	7
第2章	現計画の評価	
第1節	総括評価	8
第2節	施策の柱ごとの評価	8
第3節	重点的・組織横断的に取り組んだプロジェクトの評価	9
第4節	県民の意見	10
第3章	岐阜県の森林・林業の現状	
第1節	森林資源編	12
第2節	林業・木材産業編	14
第4章	森林・林業を取り巻く環境・時代の潮流	
第1節	世界の潮流	16
第2節	地球温暖化防止対策	16
第3節	生物多様性の保全	16
第4節	新たな課題	17
第5節	国の改革	17
第6節	東日本大震災の影響	18
トピックス	ドイツ・スイスの林業	19
第5章	岐阜県の森林づくりの目指す姿	
1	背景	22
2	森林の取扱い方針	22
3	新計画のポイント	23
4	新たな森林づくり基本計画の体系	24
5	10年後に目指す姿とその行程	25

第6章 総合的に取り組む施策

「恵みの森林づくり」関連プロジェクト	26
1 恵みの森づくりプロジェクト	26
2 水源林保全プロジェクト	28
3 木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト	30
「生きた森林づくり」関連プロジェクト	32
4 森林経営合理化プロジェクト	32
5 高品質県産材供給倍増プロジェクト	34

第7章 施策の展開方法

施策展開の全体像	36
1 健全で豊かな森林づくりの推進	37
1-1 災害に強い森林づくりの推進	
1-2 森林の適正な保全	
1-3 森林空間の利用の促進	
2 林業および木材産業の振興	48
2-1 効率的な森林施業の実施	
2-2 県産材の利用の拡大	
2-3 森林資源の有効利用の促進	
3 人づくり及び仕組みづくりの推進	61
3-1 木育・森林環境教育の推進	
3-2 県民との協働による森林づくりの推進	
3-3 ぎふ山の日及びぎふ山に親しむ月間の普及	
3-4 技術者及び担い手の育成・確保	
3-5 地域が主体となった森林づくりの支援	
3-6 技術の向上及び普及	
目標値一覧	73

資料編

1 岐阜県森林づくり基本条例	75
2 主要統計資料	80
3 用語の解説	87

第1節 計画見直しの趣旨

本県では、平成18年3月23日に「岐阜県森林づくり基本条例*」（以下「基本条例」といいます。）を制定し、天皇・皇后両陛下をお迎えして下呂市で開催した「第57回全国植樹祭」の開催日である、平成18年5月21日に施行しました。

基本条例では、その基本理念を「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」とし、「健全で豊かな森林づくり」、「林業及び木材産業*の振興」、「人づくり・仕組みづくり」という、森林づくりの3つの方針を示しました。

その後、基本条例に基づき「岐阜県森林づくり基本計画（H19～H23）」（以下「基本計画」といいます。）を、平成18年12月に策定し、「植えて、育てる」そして「伐って、利用する」という資源循環型の「生きた森林づくり」をキャッチフレーズに、新たな森林づくりに取り組んでいます。

一方、国においては、森林・林業の再生に向けて「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表され、これを法制面から後押しする「森林法*改正案」が平成23年4月に可決されました。こうした国の方針は、岐阜県が進めている「生きた森林づくり」の取組を一層推進させるものです。

こうした中、現基本計画が平成23年度に終期を迎えます。そのため、近年の社会情勢の変化や時代の潮流を勘案し、現基本計画の施策の効果に関する評価を踏まえ、平成24年度から5年間の森林づくりの具体的な施策と、それに基づいた取組を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を見直しました。（基本条例第12条第6項関連）

第2節 計画の位置づけ

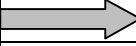
この計画は、「基本条例」に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画を改定するものです。（基本条例第12条第1項関連）

また、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるもので、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つことが必要です。（基本条例第12条第2項関連）

さらに、「岐阜県長期構想」に掲げた施策の方向性を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示す分野別計画でもあります。

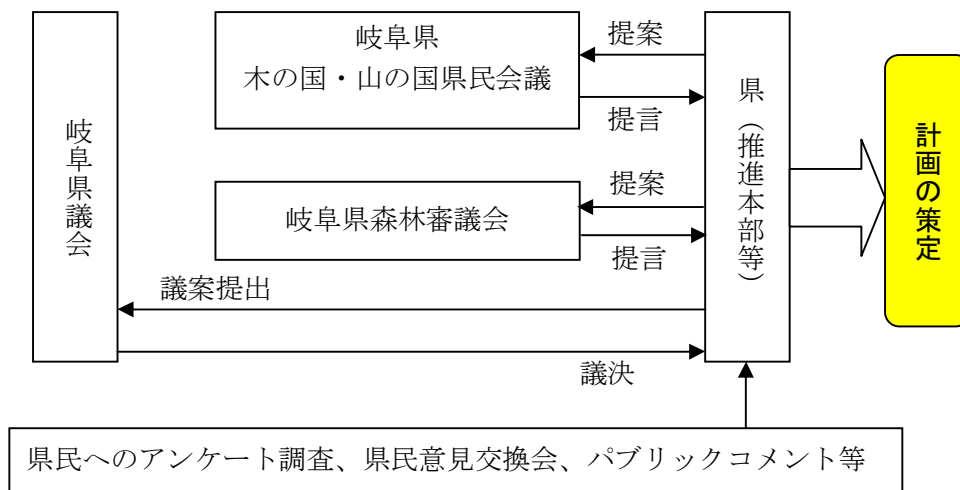
第3節 計画期間

この計画の期間は、平成24年度（2012年度）を初年度として、平成28年度（2016年度）を目標年度とする5ヵ年計画とし、社会情勢の変化や県民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて随時見直すことができるものとします。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
現計画							
新計画	見直し	計画期間（H24～H28）					
次期計画						見直し	

第4節 策定方法

この計画の策定にあたっては、「岐阜県木の国・山の国県民会議*」や、「岐阜県森林審議会」の意見を聴くとともに、県民へのアンケート調査、県民との意見交換会やパブリックコメントの実施等により、広く県民の意見を聴取し、県議会の議決を経て策定しました。

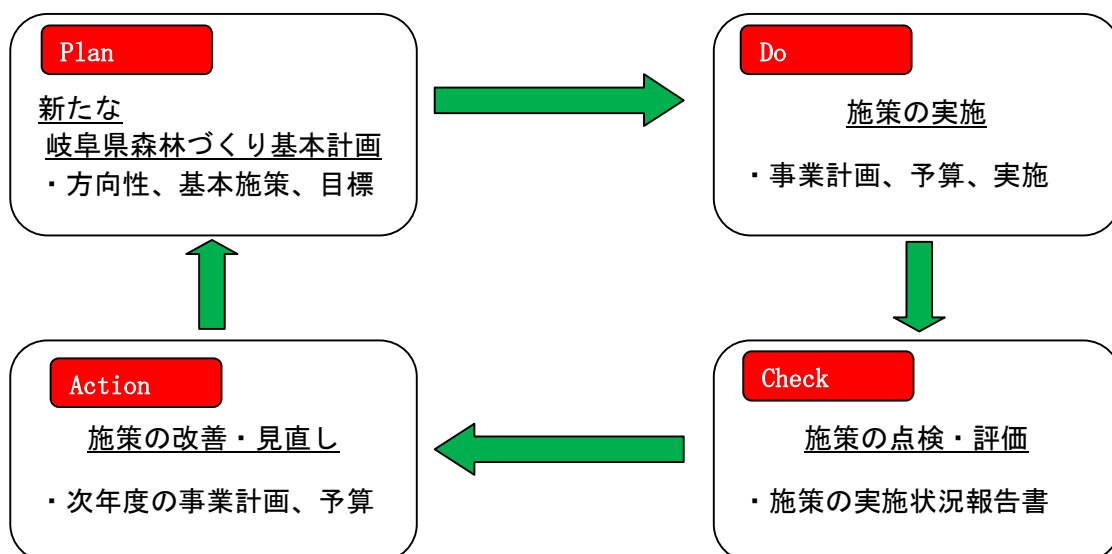


第5節 計画の推進と管理

基本計画に基づく施策の実施状況については、毎年度、県議会に報告し、その結果を公表します。

公表に当たっては、判りやすい「岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書」として、ホームページなどを通じて県民の皆さんに見ていただけるようにします。

また、点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映していきます。



第1節 総括評価

◆人工林*を対象に、林業の経済的自立（持続可能な林業経営）を目指した「生きた森林づくり」を展開してきました。

【林業分野】

- ・低コスト林業が県内各地で徐々に定着し始めていますが、県全体への普及は不十分で、木材の供給も不安定な状態です。

【林産業分野】

- ・大型合板工場の稼働によりB材*（曲がり材・短尺材）の流通が動き出しましたが、県内製材*工場の加工体制の脆弱さから、A材*（直材）の加工・供給が伸び悩んでいます。

【環境分野】

- ・里山における鳥獣被害対策や水源地の安定確保、生物多様性の確保など、県民の環境保全への意識は、大いに高まっています。
- ・環境保全のための森林整備は、企業による森林整備などの活動も各地で行われているものの広がりが少なく、県民ニーズとの間にギャップがあります。

【災害防止分野】

- ・間伐*や治山事業により災害に強い森林づくりが進んでいますが、近年の異常気象による豪雨の頻発や震災など、自然災害に対する更なる対応が必要です。

第2節 施策の柱ごとの評価

①健全で豊かな森林づくりの推進

- 主に機能が低下し緊急に間伐が必要な森林を対象に、概ね計画どおりの14,000ha／年を超える間伐を実施してきました。
間伐実施面積：（H17～H22の計）目標 60,400ha→成果 57,644ha
- 山地災害等を予防する「治山事業」は概ね計画どおり進捗しています。しかし、着手率は63％にすぎず、工事すべき箇所はまだ多いのが現実です。
山地災害危険地区*治山工事着手率：60.4％（H17）→63.3（H22）
- カシノナガキクイムシ*、ニホンジカ、ツキノワグマなどによる森林被害が拡大しています。しかし、防除対策の効果は限定的にすぎません。
- 森林空間利用施設*の整備や補修、PRを行っていますが、利用者数は横ばい傾向です。

②林業及び木材産業の振興

- 木材生産の基盤となる路網*の整備、高性能林業機械等の導入は、計画を上回るペースで進み、素材生産費*の削減も進みました。その結果、素材生産量は微増傾向となっています。
素材生産費：15,700円/m³（H17）→10,200円/m³（H22）
素材（丸太）生産量：31万m³（H17）→33万m³（H22）
- A材（直材）44千m³を使用する製材加工施設が、B材（曲り材、短尺材）100千m³を使用する「森の合板工場」が整備されました。
- 県産材*の需要先として大きな木造の新設住宅建築戸数は1,300棟台で推移しています。
県産材住宅建築戸数：1,500戸（H17）→1,338戸（H22）
- 原油価格の高騰等で、木質バイオマスエネルギーに対する県民ニーズは高く、利用も進んでいます。しかし、木質系廃棄物等の不足により、原料となるC・D材*の供給が課題です。

③人づくり及び仕組みづくりの推進

- 様々な機会を捉えて森林環境教育*や木育*に取り組んでおり、要望の高い施策（講座）もありますが、各施策（講座）が体系的・連続的に実施されていないことから、教育効果が現れにくいのが現状です。
緑の子ども会議の実施校数：50校（H17）→101校（H22）
- 森林技術者数*は微増程度ですが、平均年齢は47才台と若返っています。（5年前と比べマイナス2.1才）
- 13の団体等と「企業との協働による森林づくり協定」を締結しました。年間3,000人以上の団体関係者が森林づくりに参加しています。
企業との協働による森林づくり地区数：4地区（H17）→18地区（H22）
- 平成18年度に「森林づくりサポートセンター*」を設立し、県内の森林づくり活動団体*・NPO*を対象とした研修会等により活動を活発化しました。

第3節 重点的・組織横断的に取り組んだプロジェクトの評価

①健全で豊かな森林づくりプロジェクト

- 現在、県下15のモデル団地で事業を実施しています。
（実績：施業集約化*面積約4千ha、作業道開設92km、木材生産量51千m³）
- プロジェクト実施者に対する実践的研修の受講者は、延べ1,783人です。
- 取り組んだ事業体の自主性・主体性が醸成されましたが、実施効果が限定的という課題があります。

②県産材流通改革プロジェクト

- A材約4万m³を使用する製材工場材及びB材*約10万m³を使用する内陸型の合板工場が整備され、県産材の需要量の増加が見込まれます。
- 新たな木材需要に対応するため原木の流通合理化を進めた結果、岐阜県の木材生産量約33万m³/年（H22）の約4割（約13万m³）が直送システム等により製材工場等へ納入される状態となっています。
- 乾燥度合いや強度など製材品の性能等を証明する「ぎふ性能表示材推進制度*」が創設され、「ぎふ性能表示材認証センター」による性能表示された製材品の出荷が始まりました。

③ぎふの木で家づくりプロジェクト

- ぎふの木で家づくり支援事業（20万円/棟）など個人住宅への助成（H22:100棟）や、岐阜県木造住宅アドバイザー*の養成・認定（176名）等により県産材利用の気運が高まっています。
- 県産材の良さをPRするための公共施設の木造化*・木質化*の取組が大きく進展しました。

④県民協働による森林づくりプロジェクト

- 岐阜県みどりの祭り、ぎふ山の日*イベント、森と木とのふれあいフェアを開催しました。
- 市町村森林管理委員会*は、森林を有する34市町村のうち24市町村で設置され、民有林のカバー率は95%となっています。しかし、活動が低迷している組織もあります。

第4節 県民の意見

基本計画の策定にあたり、県政モニター(※)アンケート調査で森林づくりに関する意識調査を下記のとおり実施しました。

調査地域：県内全域

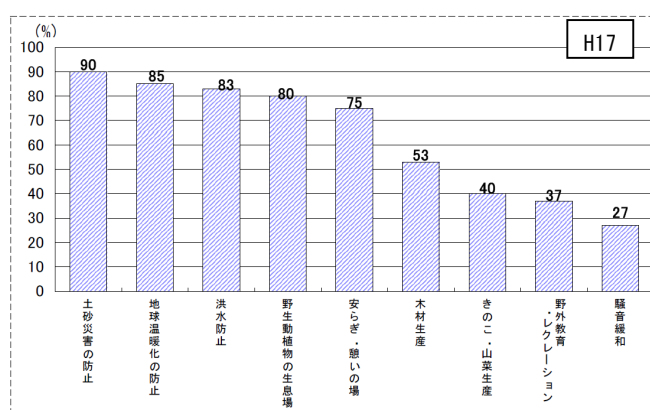
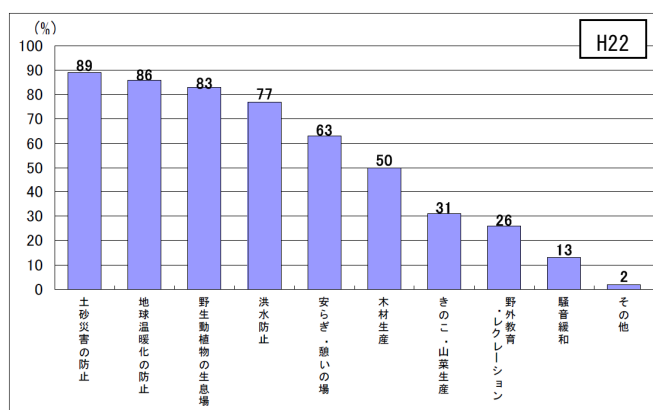
調査対象：県政モニター524名（郵送 244名、インターネット 280名）

回答数：410名（回収率 78.2%）

調査期間：平成22年7月～8月

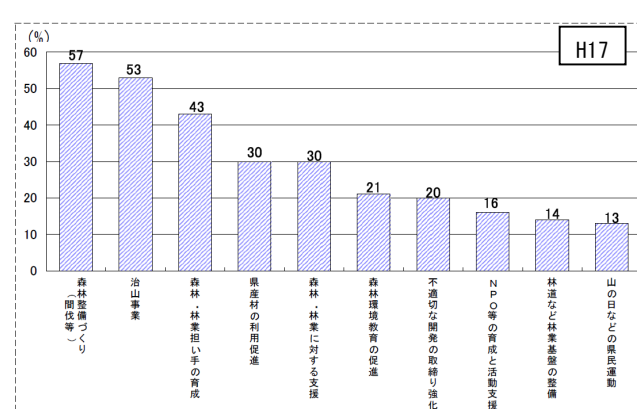
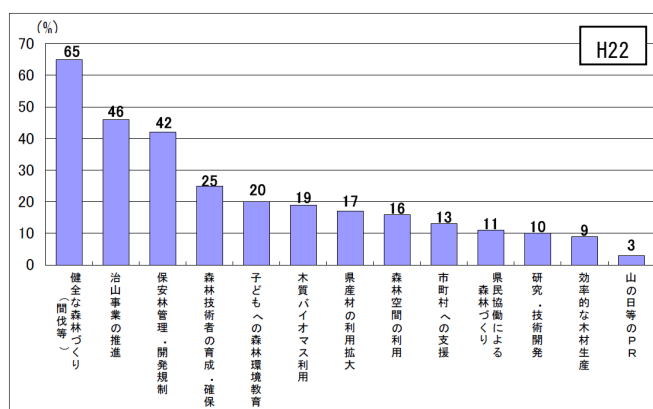
※県政モニター：県内在住の一般公募や無作為抽出の承諾者で、県政に関するアンケートなどにご協力いただける方。

Q1. 重要だと思う森林の役割は？（複数回答）



県民の森林に対するニーズは、土砂災害や洪水の防止、地球温暖化防止、動植物の生息の場など、森林のもつ公益的機能*の発揮に関するものが高いために結果となりました。平成17年度の結果も同様の傾向であり、森林の公益性に関する期待が高い様子がうかがえます。

Q2. 県の森林施策として重要なものは？（複数回答）



県の森林施策に関しても、「健全な森林づくり（間伐）」や「治山事業の推進」など、公益的機能の発揮につながる施策が上位を占めました。17年度の調査と比較すると、「保安林*管理」、「森林の開発規制」への期待が高まっています。

森林づくりに関する公開討論会や意見交換会を実施し、一般県民、森林・林業関係者等から多くの意見をいただきました。

以下に施策の柱ごとに代表的な意見を記します。

①健全で豊かな森林づくりの推進

- 近年の異常降雨の実態からみて山地災害の危険は増大している。財政事情は厳しいとは思いますが、治山工事の目標着手率の達成に向けてさらなる努力を期待する。
- 森林づくりは地域性がある。各地域でどういう森林づくりが理想なのか理念づくりを行うべき。
- 県は、木材生産林と環境保全林に区分して、木材生産林だけに力を注いでいるのでは。環境保全に特化することも問題ではあるが、林業一方にシフトすることもあるのか。
- 森林づくりの基本は、自然環境の保全ではないのか。
- 森林管理の基盤は「道づくり」である。環境保全林でも道が無ければ管理できない。
- 里山に人がまったく入っていない。放置状態である。このまま放置しておいて良いのか。里山は、人が入るものとして取り扱うべきである。人との共生が大切。里山を市民に開放すべき。
- 里山付近では頻繁にニホンジカが出没する。共存できる以上にニホンジカが増えている。猟師も減っている。シカ肉を活用するにも施設も無く、現場での処理も必要。
- 水源地を誰が維持するのか。大雨で山が崩壊したり、ゴミが不法投棄されると使えなくなる。

②林業および木材産業の振興

- 林業は、まだまだ補助金がなければ成り立たない。そのための財源の確保が必要である。
- これまで間伐に力を入れてきた結果、ようやくこの5年で森林所有者が意識するようになっており、森林も良くなってきた。それにもかかわらず、国が急に利用間伐（木材生産）に方向転換すると言いきり出している。作業路も森林所有者間の調整があり直ぐに開設できるものではない。
- 施業の集約化は必要だが、不在村森林所有者*が多く所有者の同意を取るのが大変で難しい。行政の支援をお願いする。特に若い世代の森林所有者が無関心であり、意欲を出せるような仕組みが必要。
- 高性能林業機械は急傾斜地では能力を発揮できないので、架線技術も必要ではないか。
- 伐って植えることも必要なので、小面積皆伐を進めてはどうか。
- 利用間伐も必要だが、まだまだ伐り捨て間伐が必要な山も多い。
- 広葉樹*であっても良いものはスギ、ヒノキ以上の価格が付く場合がある。ブナ、ホオノキなど有用広葉樹*の価値を見直す必要があるのではないか。
- A材が合板*用途に利用される場合がある。A材の用途対策を行うべきである。
- 将来、住宅に地域材を使う世代の意識を変えていく必要がある。こうした点で学校やその内装に県産材を使うことは効果的である。
- ストーブなどの燃料として木質バイオマス利用をもっと広げることを県として推進してほしい。

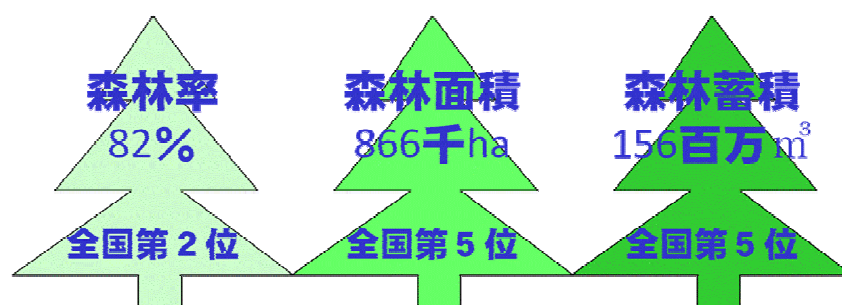
③人づくり及び仕組みづくりの推進

- 国の森林・林業再生プラン*でも人材育成は重要な課題であると位置付けられている。今後、フォレスター*や施業プランナー*を、どのように育成し、確保していくのか検討していただきたい。
- 森林所有者の意識改革が必要。民生委員の様なコーディネーターが必要。
- 若者が山に行かない。子どもの時からの教育が大切。緑の子ども会議の回数を増やし、内容も充実させるべき。
- 森林には地域性があり林業だけでは管理できない。所有者、ボランティア、行政との連携が重要。
- ボランティアは孤独なもの。活動費や資材の提供、交流会等を開催して欲しい。
- 生涯学習講座などを、県下各地で開催して欲しい。今は美濃市や岐阜市に集中している。

第1節 森林資源編

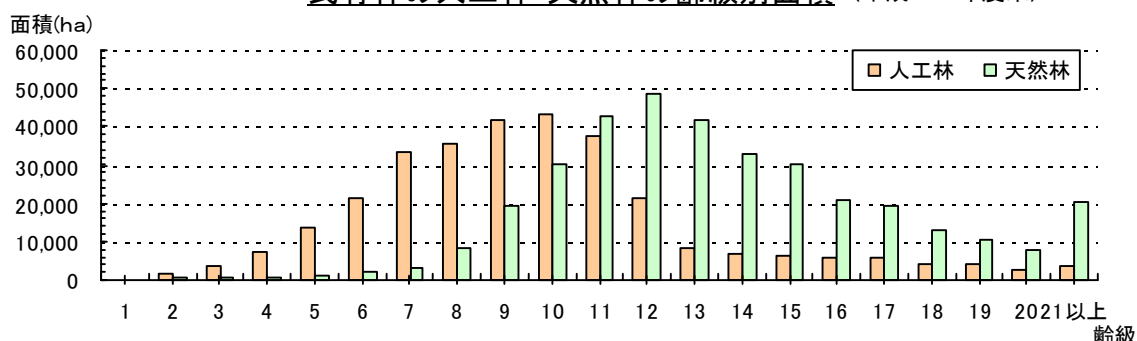
1 森林資源の状況

岐阜県の森林面積は、866 千 ha（全国第 5 位）で、県土面積の 82%（全国第 2 位）を占めています。また、森林蓄積*は 155 百万 m³（全国第 5 位）となっており、全国でも有数の森林県です。（H19.3.31 現在）



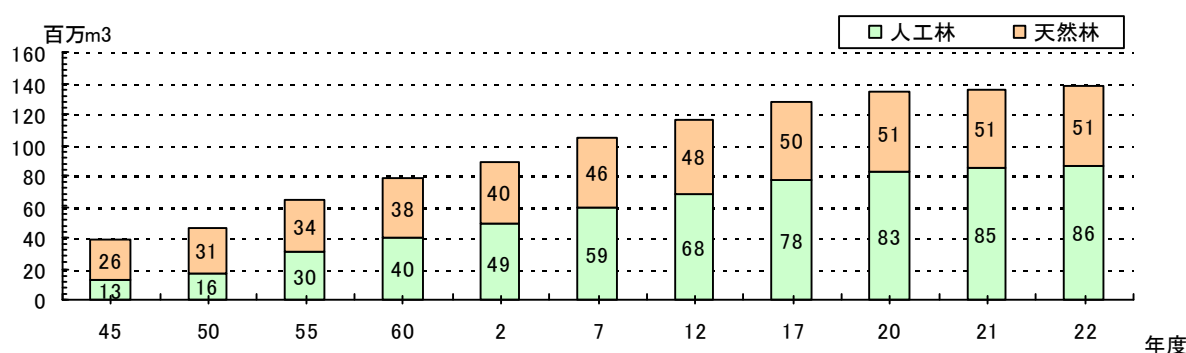
民有林*の人工林*は 10 齢級、天然林*は 12 齢級をピークとした面積分布となっています。利用可能な森林が増えつつありますが、齢級構成に偏りがあり持続可能な森林づくりへの課題となっています。

民有林の人工林・天然林の齢級別面積（平成 22 年度末）



民有林の最近の森林蓄積は毎年度約 1.8 百万 m³増加しており、その量は岐阜県の年間木材生産量（約 30 万 m³）の約 6 年分に相当します。

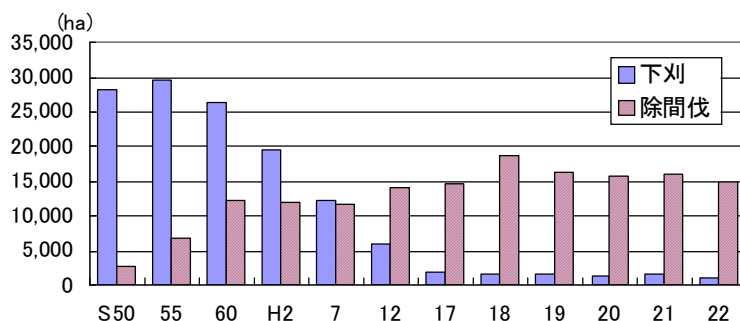
民有林森林蓄積の推移



2 森林整備の状況

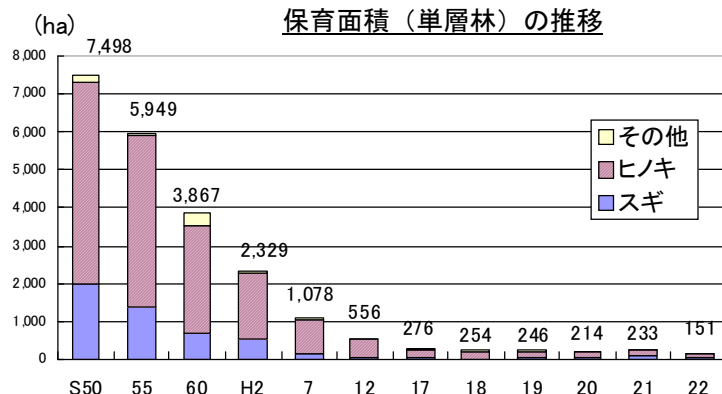
森林施業*の長伐期化などの影響により、単層林*造林面積は低く推移しています。樹種別では、ヒノキが多くを占めますが、近年は、その他広葉樹*の割合が大きくなっています。

単層林造林面積の推移



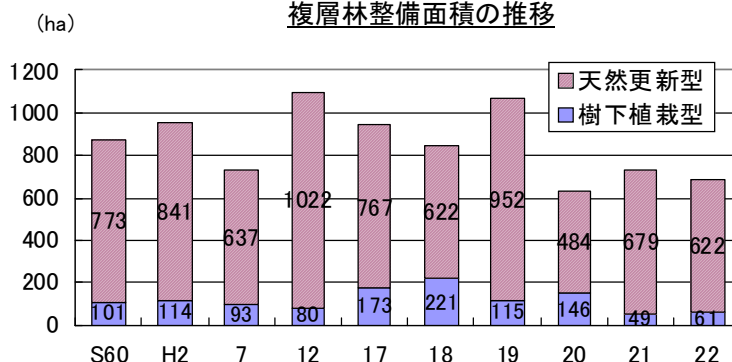
平成18年度から、機能が低下し緊急に間伐*の必要があった森林を中心に年間14,000ヘクタール以上の間伐が実施されました。下刈*は、造林*面積の減少に伴って低く推移しています。

保育面積（単層林）の推移



樹下植栽*や天然更新*型複層林整備事業の実施により、針広混交林*や複層林*は5年間で約3千ヘクタールも増加しています。

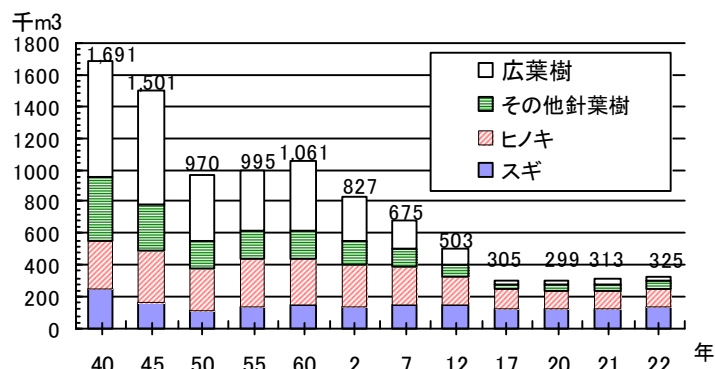
複層林整備面積の推移



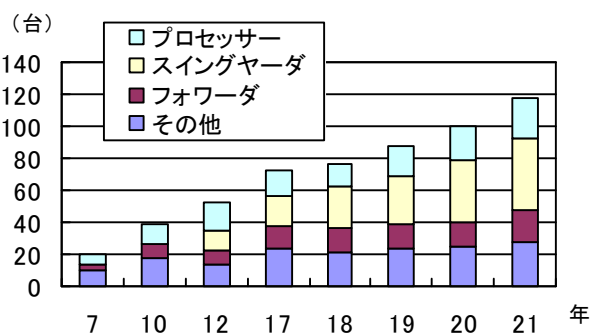
第2節 林業・木材産業編

3 木材生産・生産基盤

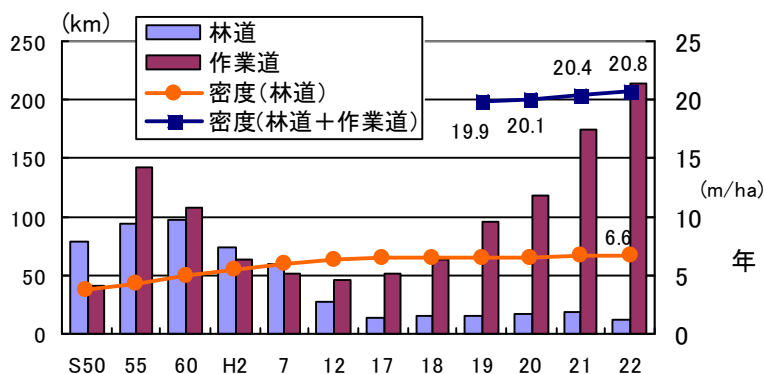
- ・平成22年の県内素材生産量は325千 m^3 であり、5年前と比較して20千 m^3 、前年に比べて12千 m^3 増加しました。
- ・樹種別には、スギが最も多く生産されており143千 m^3 （構成比44%）となっています。ヒノキは110千 m^3 （構成比34%）で、国内シェアの5.4%を占めており、生産量は全国7位となっています。



- ・近年、高性能林業機械*の導入が進んでおり、平成22年3月末の県内保有台数は117台で、平成17年度に比べて45台増加しました。
- ・内訳を見ると、スイングヤーダ*が45台で全体の38%を占めており、全国の16%と比較し、スイングヤーダの保有割合が高くなっています。

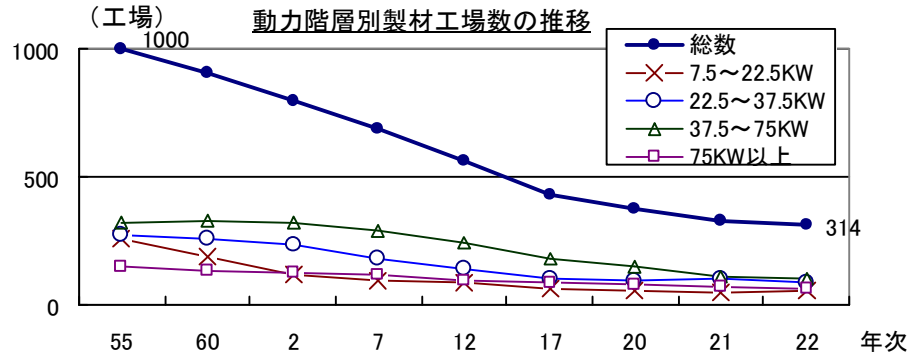


- ・林道*開設延長は減少傾向にあり、林道密度*は6.6 m/ha となっています。
- ・作業道*開設延長が近年増加しており、林道と作業道を併せた路網密度*は20.8 m/ha まで上昇しました。

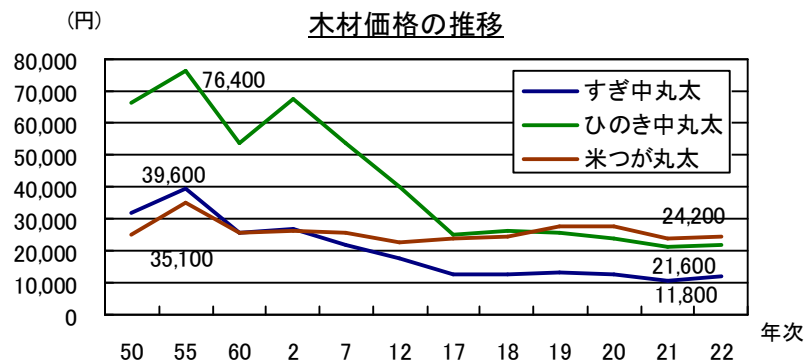


4 木材産業

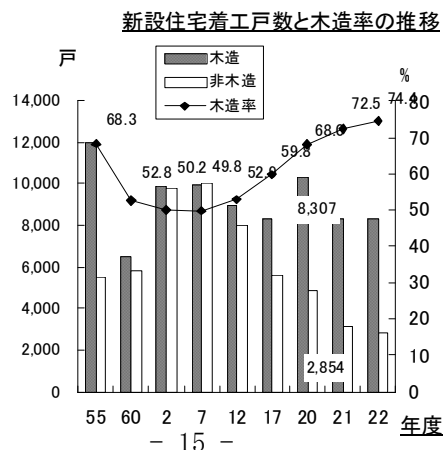
- ・製材工場数は減少していますが、平成22年度で314工場あり、工場数では全国2位となっています。
- ・小規模な工場を中心に減少しているものの、1工場当たりの原木消費量は822m³と加工規模は小さく、全国平均の1/3程度となっています。
- ・平成19年から22年にかけて、大型の製材工場を2施設、合板*工場を1施設、チップ化工場を1施設整備し、新たに15万m³の木材需要が創出されました。



- ・国産材の丸太価格は、昭和55年をピークに、平成初期のバブル期を除き、一貫して低下しており、平成22年の価格はピーク時の1/3程度となっています。
- ・安価な外材が国産材価格の低減要因と言われていますが、平成に入り、米ツガの価格は下げ止まり、平成22年はスギ、ヒノキの価格を上回っていることから、国産材の競争力の低下が価格低下の要因であることを示しています。



- ・平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した世界的な経済不況の影響により、大幅に落ち込んだ新設住宅着工戸数は、依然として回復していませんが、一方で平成22年度の木造率は74.4%まで上昇しています。
- ・近年は高品質な住宅が増加しており、平成22年度の新築戸建て住宅に占める長期優良住宅*の割合は28.7%まで上昇しています。



第1節 世界の潮流

国連食糧農業機関(以下「FAO」)によると、世界の森林面積は約 40 億 ha であり、これは地球上の陸地の約 31%にあたります。しかし、森林の減少・劣化は依然止まらず、2000～2010 年の間に年平均 521 万 ha もの森林が失われています。

森林・林業の将来を展望するには、世界の林産物の需給見通しが重要な要因となります。FAO によると、世界的な経済危機の影響はあるものの、世界の産業用丸太の消費量は、長期的には増加傾向にあるとされています。

平成 21 年の日本の産業用丸太の輸入量を 10 年前と比べると、1,655 万 m³ から 413 万 m³ に減少し、世界シェアも 16% から 5% に低下しています。

反面、**輸入国としての中国と輸出国としてのロシア**の存在感が増し、特に中国では著しい成長と 1990 年前後に本格化した伐採抑制政策のため、平成 21 年の木材輸入量は 2,865 万 m³ と 10 年前と比較して 2.3 倍に、シェアも 12% から 31% に大きく増加しています。

また、ロシアは平成 21 年時点で、世界の産業用丸太輸出量の 22% を占め、世界の丸太需給に大きな影響力を有しています。

したがって、今後も、これらの地域の動向に注視していくことが、国内及び県内の森林・林業・木材産業を展望する上で重要となっています。

第2節 地球温暖化防止対策

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な課題であり、その原因は大気中に存在する二酸化炭素などの温室効果ガス*の濃度の上昇と考えられています。

平成 9 年 12 月に採択された京都議定書*において、我が国は、平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間に、平成 2 年(基準年)と比較して 6%の温室効果ガスを削減することを約束しました。このうち、3.8%にあたる 1,300 万炭素トンを上限として、森林による二酸化炭素吸収量を算入することが認められています。

算入対象となる森林は、平成 2 年以降に人為的活動として新規植林*、再植林、森林経営(間伐*等)が行われた森林で、我が国では新規植林や再植林により新たに森林にできる土地はわずかしかなかったため、森林吸収量のほとんどは「森林経営(間伐等)」により確保する必要があります。

このため、国では、毎年 55 万ヘクタールの間伐を行うこととしており、岐阜県においても毎年 14,000 ヘクタールを超える間伐を実施しています。

第3節 生物多様性の保全

地球上では、多くの生き物がそれを取り巻く環境のもとで、様々な種や遺伝子などの多様性を保ちながら豊かに存在していますが、このことを「生物多様性*」と言います。

国際的には、平成 4 年に生物全般の保全に関する国際的な取り組みとして、「生物多様性条約」が採択されました。国内では平成 20 年に「生物多様性基本法」が**公布**され、平成 22 年 10 月には名古屋市で「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」が開催されるなど、生物多様性の保全に関する機運が高まってきています。

県では平成 23 年 7 月に、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として、「生物多様性ぎふ戦略」を策定したところ**であり**、里山林*の整備や人工林*における間伐*施業などに際しても、**希少野生動植物の保護や生物多様性に配慮することとしています。**

第4節 新たな課題

林業は、森林から木材等の林産物を生産する産業ですが、森林の持つ水資源のかん養や防災機能の維持・向上の他、地球温暖化防止、生物多様性の保全など、新たな視点からの期待が高まっています。しかし、現状では、採算性の悪化、森林所有者*の意欲の低下、林業産出額・林業所得の減少などにより、林業は長期的に低迷しています。

植林から伐採まで数十年以上という長期にわたる投資に見合った収入が得られない現状から、伐採が手控えられたり、間伐を実施しても木材としての搬出利用が進まない状況にあります。また全国的には大面積に伐採しても再び植栽*されず、公益的機能*の発揮に支障が生じることが懸念される事態が多数発生しています。

さらに近年は、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、これまで被害が見られなかった地域でもニホンジカ、ツキノワグマ等による森林被害が多数発生するなど、野生鳥獣と人との軋れきが高まっています。特に、ニホンジカの密度が高い地域では、下層植生*の消失など、森林の維持ならびに公益的機能の発揮に重大な影響を与える恐れもあります。

林業を再生するためには、生産性の向上を図ることが必要不可欠です。そのためには、施業*を集約化*し、路網と高性能林業機械*を活用した効率的な作業システム*の導入が不可欠です。しかし、岐阜県では5ヘクタール未満の所有規模の森林所有者が全体の約9割を占めるなど、零細な森林所有者が多いことから、施業の集約化を進める上で多大な労力を要したり、森林境界が明確でないことや作業路網*開設後の管理主体があいまいなことなど、新たな課題も発生しています。

第5節 国の改革

我が国では、戦後に造林*された1千万ヘクタールに及ぶ人工林*の約6割が、今後10年間で50年生以上となり本格的な木材利用期を迎えます。そのため、今後10年間を目途に、日本の森林・林業を早急に再生していくための指針として、国産材自給率を50%以上にすることを目標とした「森林・林業再生プラン*」が平成21年12月15日に策定されました。

目標の達成に向け、平成22年11月30日には、森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が発表されました。

(主な内容)

- 森林経営計画*制度の創設など、適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整備
- 施業集約化や道づくりなど、広範に低コスト作業システムを確立する条件を整備
- 森林組合*と民間事業者の機会均等など、担い手となる林業事業者*や人材の育成
- 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大
- フォレスター*や施業プランナー*などの人材の育成

これらの内容は、「生きた森林づくり」を進めている岐阜県の、森林・林業への追い風となるものです。

第6節 東日本大震災の影響

平成 23 年 3 月 11 日に、三陸沖を震源としてマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震により発生した高い津波が太平洋沿岸地域を襲い、多くの人命や平穏な人々の暮らしが奪われました。これらの地震と津波による被害は未曾有の規模となり、災害は「東日本大震災」とされました。

岐阜県においても、震災発生直後から警察や市町村等関係機関と連携し、被災地の復興支援、被災者の受入れ等に取り組んできたところです。

この震災で、全国の合板*生産量の 3 分の 1 を占める合板工場群が被災し、全国的な合板*の供給不足が懸念されました。中津川市に平成 23 年 3 月に完成した「森の合板工場」では、被災地からの従業員を含めて、復興資材としての需要に応えるべく、4 月の操業開始時からフル稼働で生産を行っています。

今後は、エネルギー不足による省エネ意識や住宅の耐震意識の高まりにより、住宅の断熱性能、機密性能が求められるとともに、地震への備えから、耐震性能の高い住宅の需要が高まると予想されます。また、被災地で発生する木質系震災廃棄物を、発電や熱利用に結びつけるなど、木質バイオマス*によるエネルギー供給体制の構築が必要になります。これを、最終的に間伐材利用のエネルギー供給に移行することで、将来的には、持続可能な木質エネルギーの供給体制を構築していくことが望まれています。

また、今回の震災による被害の影響は広域かつ長期に及んでおり、災害時の備えに関する様々な課題が明らかとなりました。森林づくりの分野では、

- 緊急輸送道路等の土砂災害からの保全
- 緊急輸送道路や機関交通網等の代替手段の確保
- がれき等の除去に必要となる重機等の確保
- 自然エネルギーのよる環境にやさしい低炭素循環型社会の構築

が求められています。

トピックス

ドイツ・スイスの林業

国の改革のお手本ともなったドイツ林業ですが、ドイツの森林率は約31%にすぎず、森林面積は約1,110万ヘクタールです。これは日本の人工林*とほぼ同じ森林面積ですが、木材生産量は約7,000万 m^3 と日本の約4倍に達するほどです。ドイツの林業・林産業は社会・経済的に重要な位置にあり、林業、木材加工業、木材販売業、紙パルプ*製造業、紙加工業等からなる「木材クラスター」という産業区分を形成すると共に、輸出産業にもなっています。

ドイツ林業では、伐採方法については州によって違いますが、一定面積以上の皆伐*は禁止です。また、大径木伐採しながら同時に更新*させる方法を取っています。生産性も高く伐採搬出コストは平均3,600円/ m^3 。木材価格は平均1万/ m^3 くらいです。これは、路網密度100m/haほどの路網がしっかり整備されていることと、性能の良い林業機械があることが理由です。

また、ドイツでは林業のサポートシステムがしっかりしており、フォレスターと呼ばれる資格を持った公務員が、私有林*に対して助言指導から施業のサポートまで行っています。そして、そのそれスターの育成・任用制度等が確立されていることが特徴となっています。

スイスの林業はドイツと同様、基本的に択伐*を中心とした持続可能な林業経営が実践されていますが、スイス連邦は直接民主制の国であることから各州で森づくりの方針や制度が大きく異なることもあり、一括りにすることは出来ません。例えば、スイス最大の都市を抱えるチューリッヒ州では、環境保全に対する市民の意識が高いことから州全体でFSCの認証を受けており、このため病虫害対策などの特別な目的を除き夏場に木を伐採することは認められていません。また、森林における生物多様性の劣化に対処するため、多くの陽光が入る疎林を意味する「Lichter Wald（リヒターバルト）」を推進しており、タモやブナ、カエデ、モミ、欧州カラマツなどが入り交じる針広混交林*の整備が進められています。他方、隣のベルン州にあるエメンタール地方では、トウヒやモミが主たる樹種となり、森の印象は随分と異なりますが、こちらも同じく択伐による施業が行われています。

スイスの国土は4.1万平方キロメートル（九州本島よりやや大きい）で、うち1/3が森林（1.28万ha）です。森林の所有形態は零細分散している点は日本と共通しており、私有林の平均所有面積は、1.4ha/人です。

近年、林業経営に対する補助金は全廃されたものの、過去の教訓から国民のコンセンサスが得られている山地災害防止のための森林整備*は継続されているほか、これまで経済利用に傾きがちな森林管理に生物多様性や持続的な利用という新たな概念が導入されています。また最近の潮流としては、チップボイラーを使った地域集中暖房による木質バイオマスの利用が積極的に進められています。

伐採方法については、ドイツと同様、皆伐は基本的に禁止されており、大径木を育成することで伐採と更新作業が一体となる施業を行っています。路網密度は場所によって大きく異なりますが、公有林*に比べて私有林では路網密度が低い傾向にあります。

なお、高性能林業機械*の使用についてはスイスでも一般的ですが、日本以上に急峻な地形や世界有数の高い人件費という諸事情から、時には機械のリース代金がオペレーター込みで7万円/時間になるなど、林業機械の導入には総じて慎重な姿勢が取られています。

第4章 森林・林業を取り巻く環境・時代の潮流

以上のように、隣国同士のため共通する点は多いのですが、両国の仕組みで大きく異なる点は人材の育成方法にあります。例えば、ドイツでは最初からフォレスターになることを目指してキャリアアップが図られますが、スイスでは、森林作業員としての経験を経た後に、初めてフォレスターへのキャリアが拓かれます。

スイスでは、森林作業員は、現場で通用する人材であることが求められますので、3年間の森林技術者学校に通った後、民間企業などで2年間の実務経験を積むことが必須となっています。学校では徹底的に理論と実践を繰り返すカリキュラムが組まれており、卒業時には非常に能力の高い人材が育成されます。スイスの森林作業員は、40mの木を伐倒*する際、先端を目標地点から3m以内に倒す技術が求められます。

なお、森林作業員としての経験を2年間積むことと並行して、フォレスターになるための資格を取得すると、フォレスター養成学校に入学する権利が得られます。その後、完全寄宿制の2年間のフォレスター養成学校に通うことになります。

卒業時には、フォレスターとなるための国家資格を取得し、各州や市町村等に雇用され地域の森林管理を任されることになります。



森林作業員訓練学校の教師と生徒

写真右：チューリッヒ州フンゲン村のフォレスター

※同校の教師とフォレスター業務を兼任

写真中：森林作業員（国家資格保有者）

写真左：森林作業員養成学校学生（実習中）



フォレスター養成学校（リース市）

校舎は全長 160m、地上 4 階建て。1 階部分は RC 構造で 2 階以上は木造。スイス国内の木材を 2,000m³ 使用。

11 州で共同造成した基金のほか、教室や宿泊施設の貸出等により学校を経営。現場で使える人材の育成を徹底。



ベルン州での木材生産現場

企業所有の架線系林業機械で、通称コンピマシンと呼ばれる。

タワーヤーダー*（集材*）とハーベスタ*（造材*）をトラックへ一体的に搭載しているのが特徴。

5,000 万円／台程度と非常に高価。

（岐阜県の調査結果（H22）より）

第5章 岐阜県の森林づくりの目指す姿

- 1 背景**
- 2 森林の取扱い方針**
- 3 新計画のポイント**
- 4 新たな森林づくり基本計画の体系**
- 5 10年後に目指す姿とその行程**

1 背景

岐阜県の民有林*面積は約66万ヘクタールと、琵琶湖の約10倍に相当する広大な森林があります。その森林に対する県民ニーズも様々です。森林の機能のうち県民ニーズが高いのは、「洪水や土砂崩れなどを防ぐ防災機能」、「地球温暖化防止機能」、「生物多様性*の保全機能」です。これらの機能を高めていくためには、森林の面的な管理が必要です。

しかし、広大な森林を「適正に管理」することは簡単なことではありません。なぜなら、「森林」といってもその形態は、人家に近く所有が複雑に入り組んでいる「里山林*」や、防災上や水源としてその取扱いが難しい「川沿いの森林（溪畔林*）」、山の道が整備され木材の生産が行われる「経営林」、道もなく手入れも行き届かない「奥山林」など様々だからです。



また、本県においては、5ha未満の所有規模の森林所有者*が約14万人おり、森林所有者全体の約87%、民有林面積の約21%を占めるなど、零細な森林所有者が多いのが特徴です。

そのため、特に所有が複雑な里山などの森林において、森林所有者の個別経営・管理では、面的に管理していくことは非常に難しい状況です。

2 森林の取扱い方針

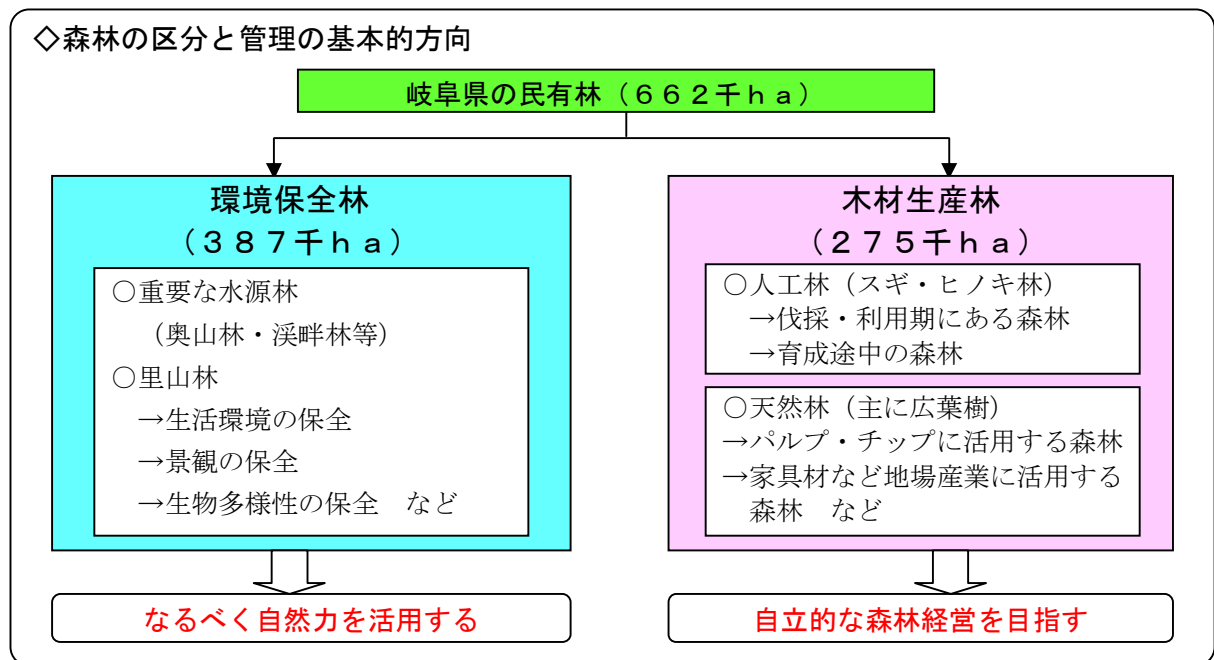
平成24年度からの5年間の間に、民有林約66万haについて「環境保全を重視する森林（以下「環境保全林」という）」と「木材生産を重視する森林（以下「木材生産林」という）」への区分（ゾーニング）を推進し、目的に応じたきめ細かな森林の保全整備と活用を図ります。

具体的には、

- ・重要な水源林は、人工林*（スギ・ヒノキ等）であっても「環境保全林」に位置づけます。
- ・里山や奥山においてパルプ*・チップ用の森林や、家具材などの地場産業の活性化のために活用されるべき森林については、積極的に「木材生産林」に位置づけます。

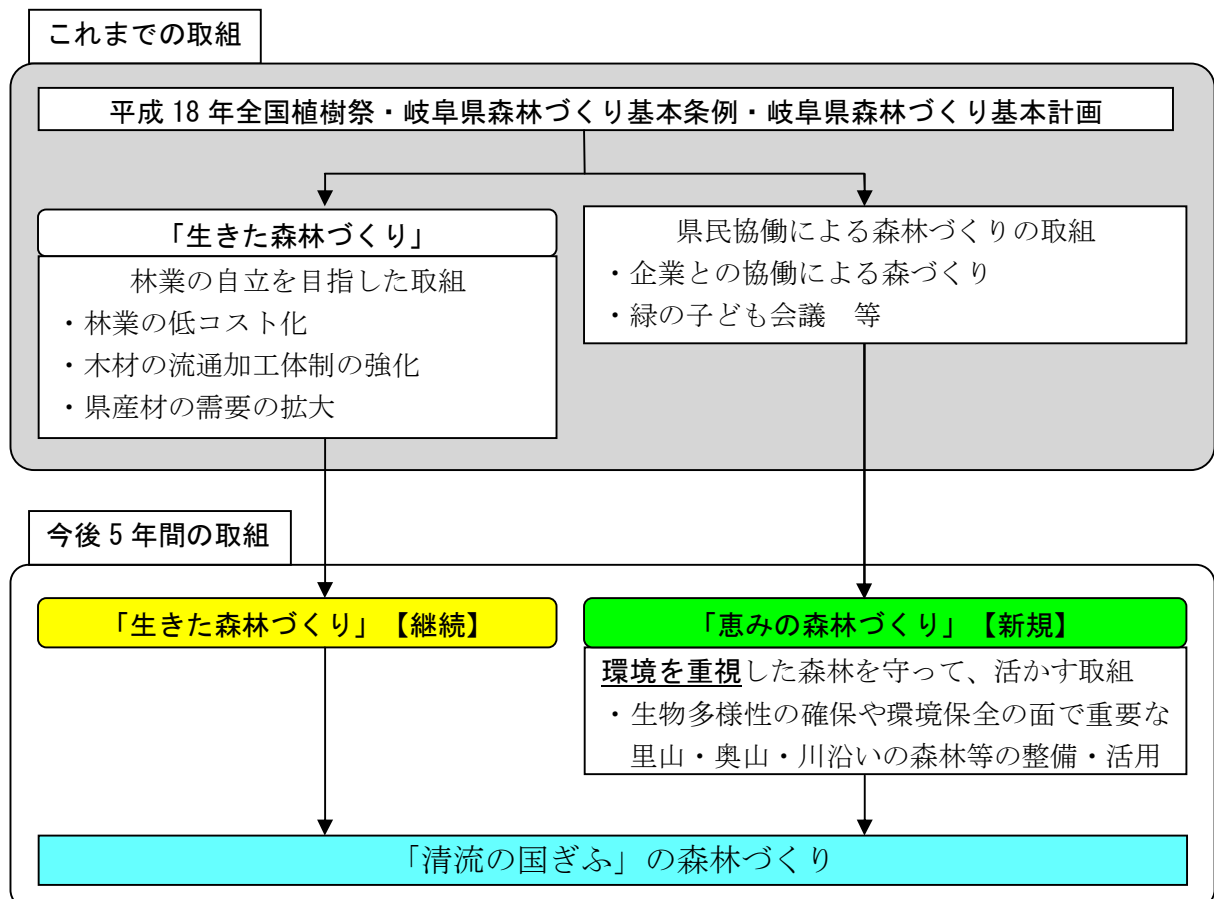
森林の区分毎の森林の取扱い方針は以下のとおりです。

- ・「環境保全林」は、なるべく自然力を活用して公益的機能*を維持する森林
- ・「木材生産林」は、持続可能な林業経営を行うことにより公益的機能の向上を図る森林

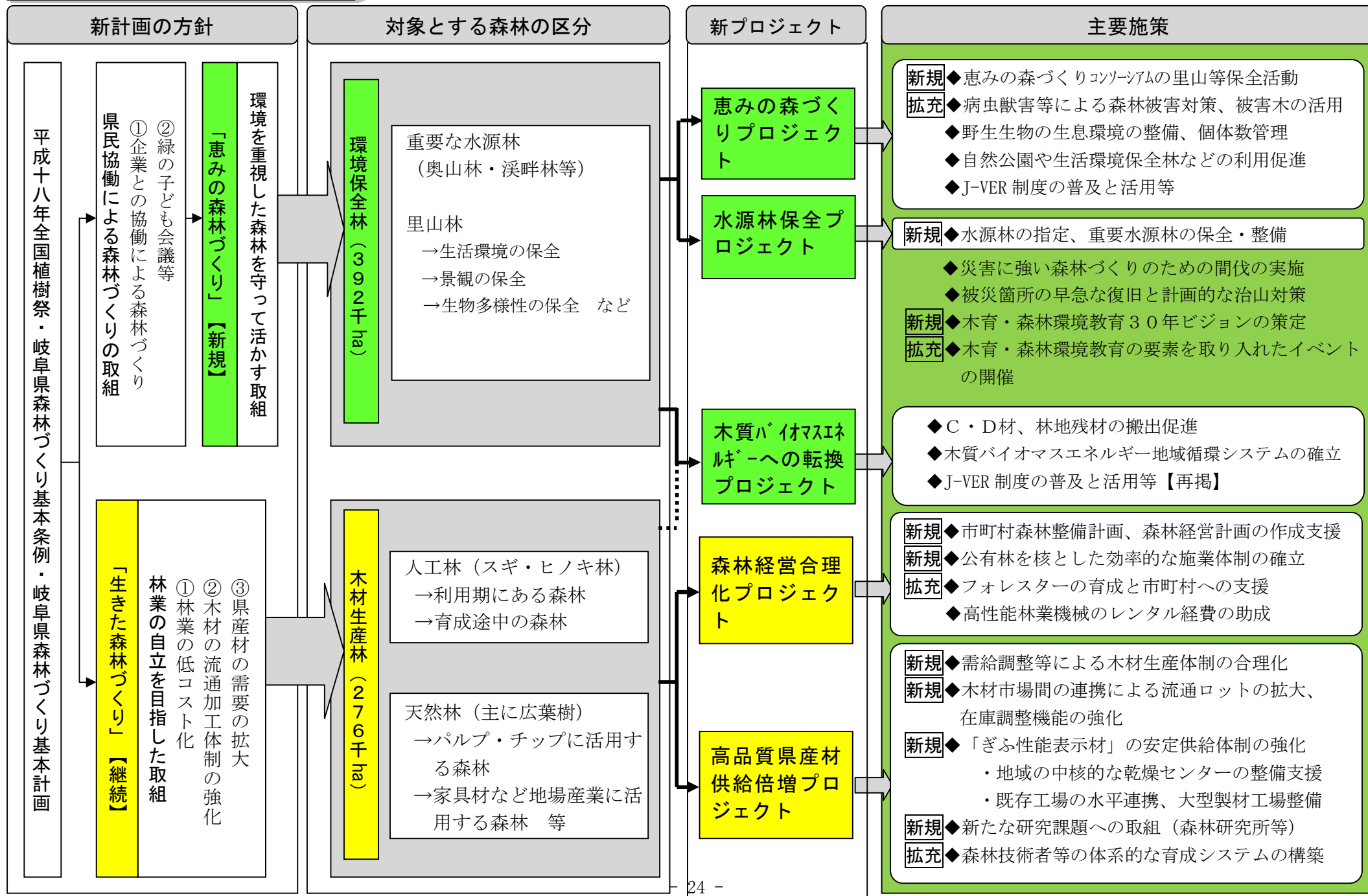


3 新計画のポイント

今後の5年間は、これまでの「林業活動」を重視した「生きた森林づくり」と併せて、「清流の国ぎふ」の森林づくりとして、環境を重視した、守って、活かす「恵みの森林づくり」に新たに取り組めます。

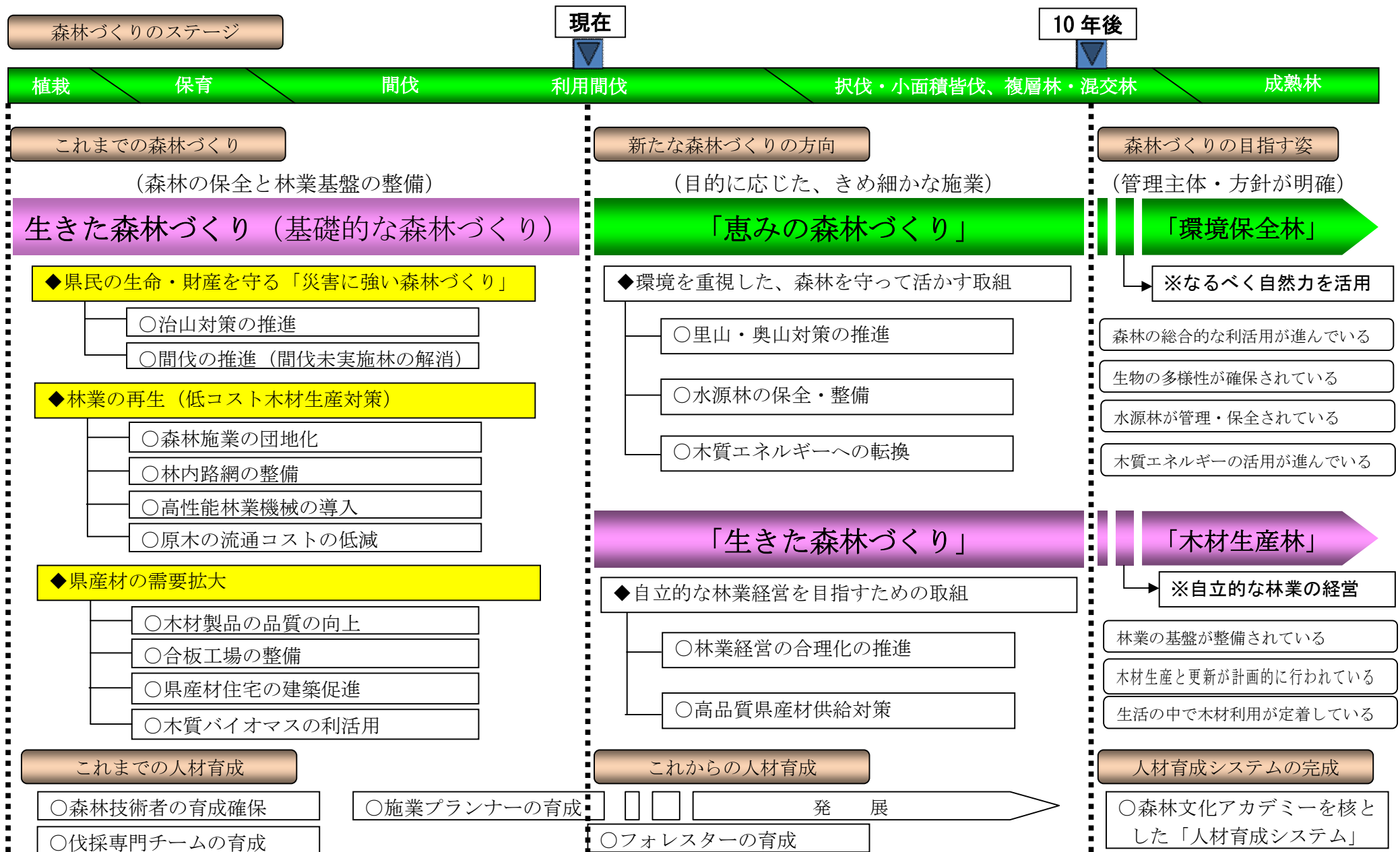


4 新たな森林づくり基本計画の体系



第5章 岐阜県の森林づくりの目指す姿

5 10年後に目指す姿とその行程



「恵みの森林づくり」関連プロジェクト

1 恵みの森づくりプロジェクト

現状と課題

「木材生産林」において、林業の自立を目指した取り組みを進めていますが、里山林*や奥山林等では手入れ不足による森林の荒廃が顕在化しています。里山林では所有面積が狭小かつ所有界が不明確であること、奥山林では路網*が未整備で森林施業*のコスト低減が困難であることなどから、**既存の「林業」をモデル**とした森林づくりは困難な状況です。

一方で、森林に対する県民ニーズは「防災」や「環境保全」が高く、県政モニターアンケートでも、森林の重要な役割について83%の方が「野生動植物の生息の場」を挙げています。また近年、里山は生物多様性*を保全する上で重要な存在であることが明らかとなっています。

「環境保全林」を管理する上で、以下のような課題があります。

- 社会・経済、生活様式の変化に伴う里山の利活用の事例が減少していること
- スギやヒノキといった木材生産を目標とする「林業」では再生が困難であること
- 生物多様性保全など「環境」を重視した対応が遅れていること

プロジェクトの目的と概要

「持続可能な林業」という既存の枠組みでは対応できない里山などの森林において、「環境」を重視した新たな森林づくりを進めるために、以下の取り組みを行います。

○環境モデル林の選定と活用計画の策定

岐阜大学等との連携により、里山等を活用する「環境モデル林」を選定するとともに、生物多様性保全、観光、教育等の考え方を取り入れた活用計画を策定します。

○環境モデル林を核とした森林資源*を活用したアイデアの実践

活用計画に沿った「環境モデル林」の整備・活用を促進し、ビジネスマッチング等による資金の創出など、継続的な森林整備*の実施に寄与する資源の利活用を図ります。

手 法

新たな森林資源の活用や、「環境保全林」管理手法の構築を図るため、下記の取り組みを行います。

- 里山を中心に、県下5箇所程度の「環境モデル林」を選定します。
- 県民、NPO*、企業、観光事業者、都市住民（名古屋、東京等）など、理念を同じくする者が互いに連携・協働する組織である「恵みの森づくりコンソーシアム」を活用します。
- 岐阜大学・コンソーシアム等の協力を得て、生物多様性の保全など環境保全の考え方を取り入れると共に、森林資源の新たな活用手法により新たなビジネスの創出を図る、環境モデル林の「活用計画」を策定します。
- 県は、環境モデル林において「活用計画」に基づいた整備を行い、継続的な里山、奥山等の森林整備・活用手法を確立します。
- 成功事例を普及・PRすることにより「環境を重視した森林づくり」を全県に展開**します**。

目 標

環境モデル林設定数（箇所）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	1	2	3	4	5	（累計）



「恵みの森林づくり」関連プロジェクト

2 水源林保全プロジェクト

現状と課題

平成22年度に外国資本による森林売買が北海道において初めて確認され、森林・水資源の保全が損なわれるとの懸念から、国・地方自治体において対応への検討が始まりました。

岐阜県においては、現時点で外国資本による森林売買は確認されていませんが、その可能性は十分あると考えられることから、庁内関係課との連携による情報共有と対応を検討するため、「森林・水資源保全対策研究会」を設置しました。本研究会では、外国資本による森林売買を含め森林の適切な管理等にあたっての課題を次の2つに整理しました。

①情報共有・提供の体制

森林の適切な管理にあたっては、森林売買情報を含め、森林所有者*情報を的確に把握する必要があります。しかし、国土利用計画法に基づく事後届出、登記情報、固定資産課税台帳情報等の利用は、目的外利用にあたることから、市町村内においても相互に活用することが困難な状況となっています。

そのため、今後は市町村内での各種情報の共有体制と市町村からの情報の提供体制を構築する必要があります。

②水源林の保全

木材を安価で大量に確保するため、大面積伐採が増加するとともに、造林*未済地として放棄される森林が多く発生しています。大面積伐採や乱開発の増加は、山地災害の増加や水資源の枯渇に、造林未済地の増加は将来的な森林資源の減少につながります。このため、守るべき重要な水源林については、保安林*への指定や公有林*化により保全対策を強化していく必要があります。

プロジェクトの目的と概要

森林の大面積伐採や乱開発による水資源の枯渇、水質悪化を防止するため、以下の取り組みを全県に広げます。

○水源林の保全の強化

- ・特に重要な保全すべき水源林（以下「重要水源林」という）については、市町村森林整備計画*に位置づけ、施業基準を設定します。
- ・重要水源林については保安林*への指定を積極的に進めます。
- ・保安林指定が困難である場合は、市町村等による公有林化を支援します。

○森林が持つ公益的機能*の維持増進を図るための整備促進

- ・市町村森林整備計画に位置づけた水源林については、施業基準に基づいた森林整備*を促進します。

手 法

水源林の保全体制の強化や公益的機能の維持増進を図るため以下の取り組みを行います。

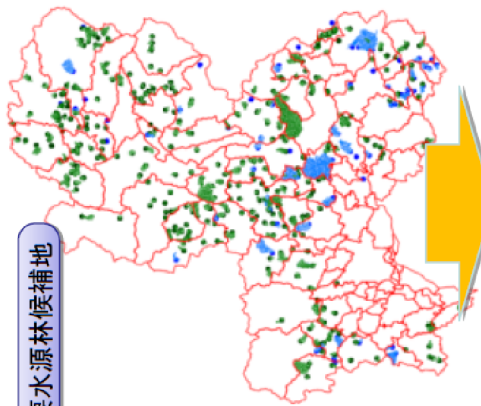
- 市町村森林整備計画の樹立に際しては、林業普及指導員*（フォレスター*）により、重要水源林における施業基準の設定など技術的な支援を行います。
- 保安林の指定や運用が適切に行われるよう、市町村職員に対し保安林制度等研修を実施します。
- 境界明確化に必要な森林情報の提供や重要水源林における目標林型*・施業基準に関する技術的支援を行います。

水源林保全プロジェクト

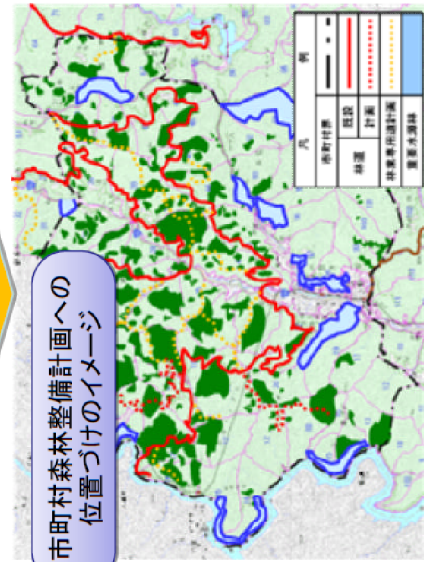
「清流の国ぎふ」づくりの推進にあたり、その根幹である「水を守る（＝水資源の確保と水質の保全）」ため、水を育む水源林の保全と整備を図る。

- ①市町村森林整備計画に保全すべき重要水源林を位置づけ→**重要水源林の施業基準を設定**
- ②重要水源林の境界明確化の促進と施業基準に基づく適切な森林整備の実施
- ③重要水源林については、保安林への指定又は公有林化による保全対策を推進

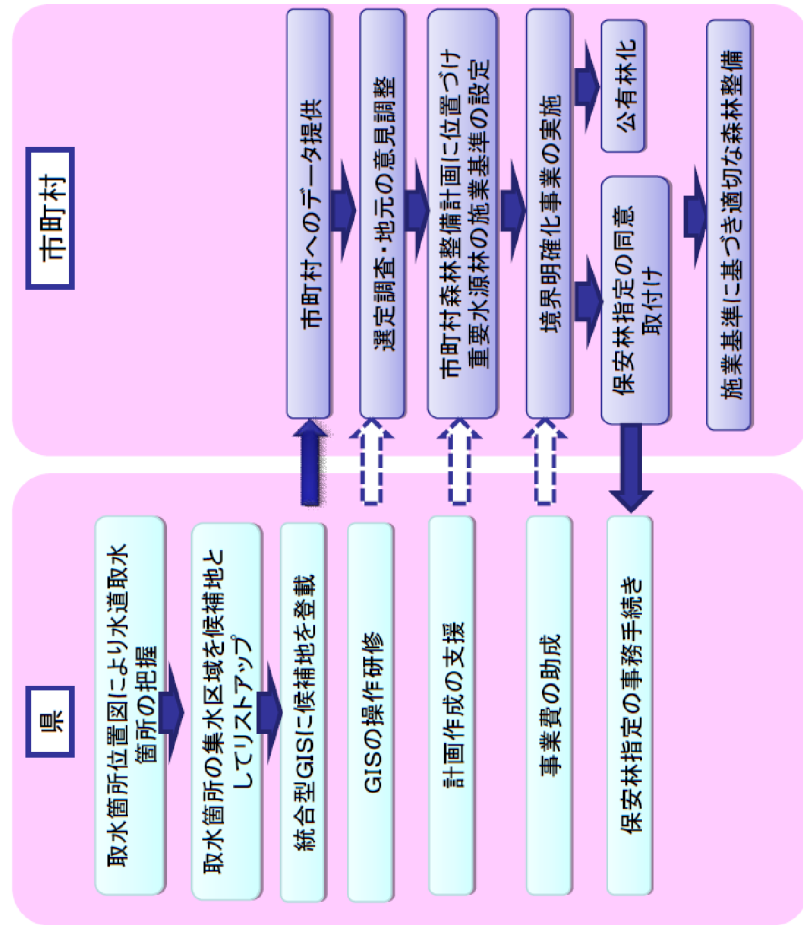
重要水源林候補地



市町村森林整備計画への位置づけのイメージ



重要水源林の保全フロー



「恵みの森林づくり」関連プロジェクト

3 木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト

現状と課題

近年の原油価格の高騰や地球温暖化への対応として、クリーンで再生可能なエネルギー源の一つである木質バイオマス*に関心が高まりつつありますが、県内の現状は間伐*された木材の約8割が林内に放置されています。

バイオマス利用施設、木質燃料製造施設は増加傾向にあり、木質バイオマス利用施設はH15からH22で2倍強に増加しました。しかし、木質燃料の**利用では、建設発生木材の割合が圧倒的に高く、**次いで製材工場等の端材の利用であり林地残材*の利用は**僅かとなっています。**

木質バイオマス利用施設数（単位：基）

	木屑焚きボイラー	ペレットボイラー	発電機(蒸気タービン)
H15年度	16	—	7
H22年度	35	8	10

木質燃料の由来別比較（H22年度）（単位：t）

由来	建設発生木材	製材残材	林地残材	その他
利用量	242,272	49,298	8,773	1,228

木質バイオマスエネルギーへの転換にあたっては以下のような課題があります。

①**原材料の調達**

木質バイオマスエネルギーの原材料は、曲がり材や欠点のため未利用のまま林内に放置された木材であることが多く、収集運搬コストが高くなっています。

②**消費者への供給体制の未熟さ**

エネルギーとしての市場占有率が低いため、1) 利用設備（ボイラー、ストーブ）が総じて高額となる。2) 木質燃料（チップ・ペレット*）の取扱店が少なく調達が限定される。などの課題があり、**木質バイオマスエネルギー**利用に対する理解を深める必要があります。

プロジェクトの目的と概要

利用間伐*の推進により生産されるA材*、B材*と併せて一体的に産出されるC・D材*を有効活用するため、地域の実状に応じたC・D材の搬出から加工までの効率的な利用システムを構築するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用を幅広い分野で広げます。

手 法

地域循環型の地産地消システムの構築や、木質バイオマスエネルギー利用に関する県民への理解を深めるため、以下の取り組みを行います。

- 全木集材*など木材生産の低コスト作業システム*を普及します。
- 地元住民・市町村等が連携して地域一体となった林地残材の集材・搬出を促進します。
- チップ、ペレット等への加工施設の導入に対して支援します。
- 木質資源利用ボイラー、ペレットストーブ等の利用設備導入に対して支援します。
- 低炭素社会を実現するため、木質バイオマス資源の活用内容を普及啓発し、木質バイオマスエネルギーに対する関心を高めます。

目 標

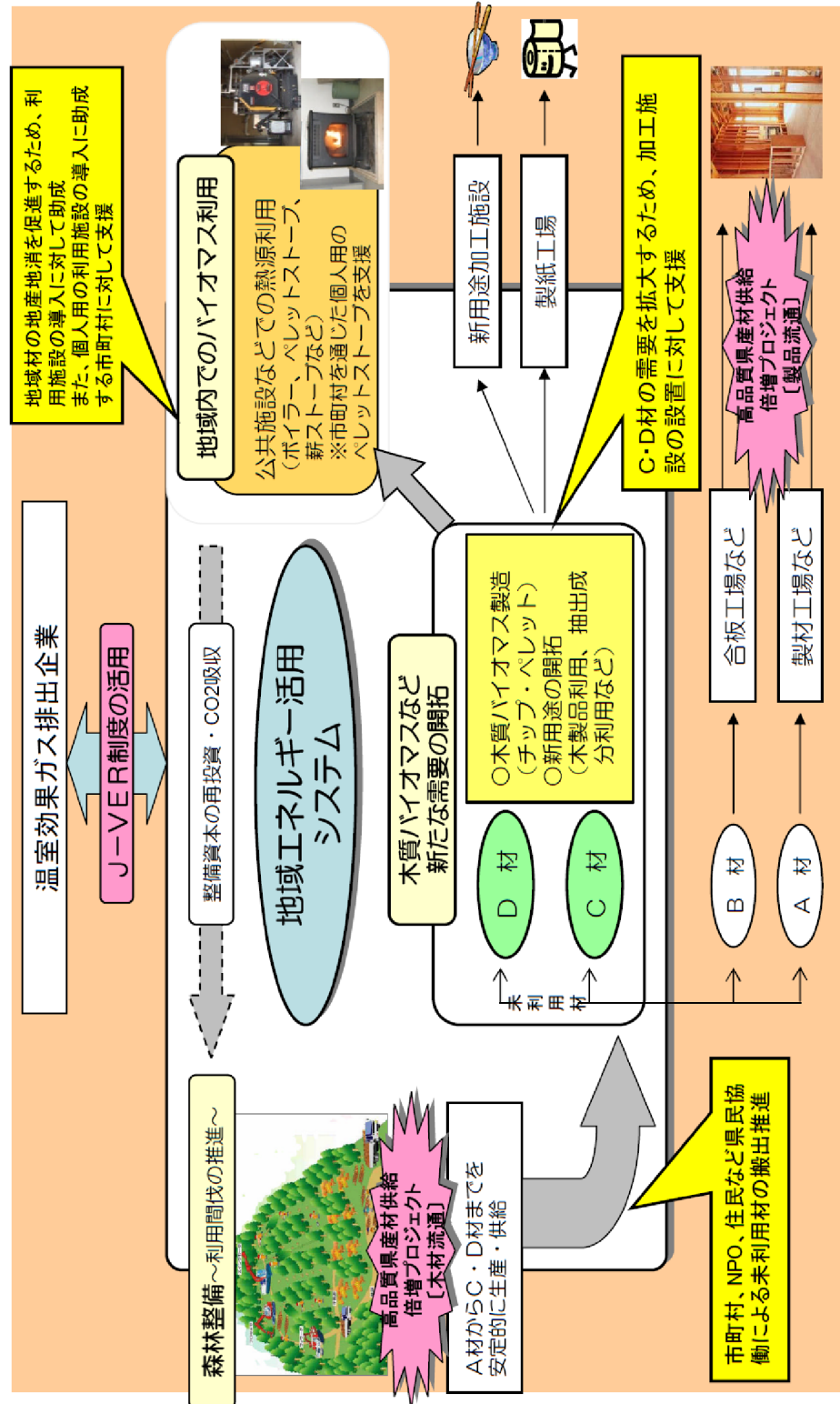
木質バイオマス利用量（燃料用途）（千m³）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	11	14	16	18	21	24	

※原木から木質燃料として加工される利用量。製材端材、木質系廃棄物*を除く。

木質バイオマスエネルギーへの転換プロジェクト

- ◆ 林業の振興を図るとともに低炭素社会の実現を目指す
- ◆ 生産した木材を余すことなく利用する地域でのエネルギー活用システムを県内各圏域で構築
- ◆ 林業所得の向上



「生きた森林づくり」関連プロジェクト

4 森林経営合理化プロジェクト

現状と課題

前計画では、環境保全と効率的な木材生産の両立を目指す「健全で豊かな森林づくりプロジェクト*」（以下、「森プロ」）を重点プロジェクトに位置付け**推進した結果**、そのモデル団地は県下15団地に広がりました。

国は、10年後の木材自給率50%以上を目指すという意欲的な目標を掲げた「森林・林業再生プラン*」を**平成21年12月に発表し**、このプランの実現に向けた具体的な方策を明らかにした「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を**平成22年11月に公表し**、必要な制度改正を行いました。その一つが形骸化した森林計画制度*の抜本的な見直しであり、森林施業計画*制度の廃止と森林経営計画*制度の創設となっています。

この新たな森林経営計画制度は、従来県が実施してきた森プロの取り組みと同じ方向性を持つものであり、この制度を通じて「生きた森林づくり」をいかに全県に定着させるかが新たな課題と言えます。

プロジェクトの目的と概要

森林経営のための具体的な計画である「森林経営計画」を全県的に定着させ、自立した林業を実現するため、「市町村森林整備計画*」、「森林経営計画」の策定を支援します。また、計画の策定に関わる林業普及指導員（フォレスター等）や施業プランナー*といった人材を育成します。

手 法

「市町村森林整備計画」、「森林経営計画」が実効性のある計画となるよう以下の取り組みを行います。

- 「木材生産林」、「環境保全林」のゾーニングに必要な森林情報を提供します。
- 市町村森林整備計画が実効性のある**計画**となるよう、ゾーニングや路網*配置計画に関して林業普及指導員（フォレスター等）が技術的な支援**を行います**。
- 市町村森林整備計画の図面化計画**に対応**するため、森林GIS*を活用した環境の整備と操作研修を実施します。
- 森林経営計画マニュアルの整備・更新を行います。
- 森林経営計画の実効性を確保するため、目標林型*に応じた施業指針*の整備、造林*計画に対応した苗木の確保、低コスト造林方法と鳥獣対策の研究・普及を行います。
- 施業プランナーの育成・確保と資質の向上を図ります。
- 林業普及指導員（フォレスター等）の資質の向上を図ります。
- 林業普及指導員（フォレスター等）による施業プランナー等の実践活動を支援します。
- 国有林*フォレスターとの連携による市町村や施業プランナー等への支援体制を確立します。

目 標

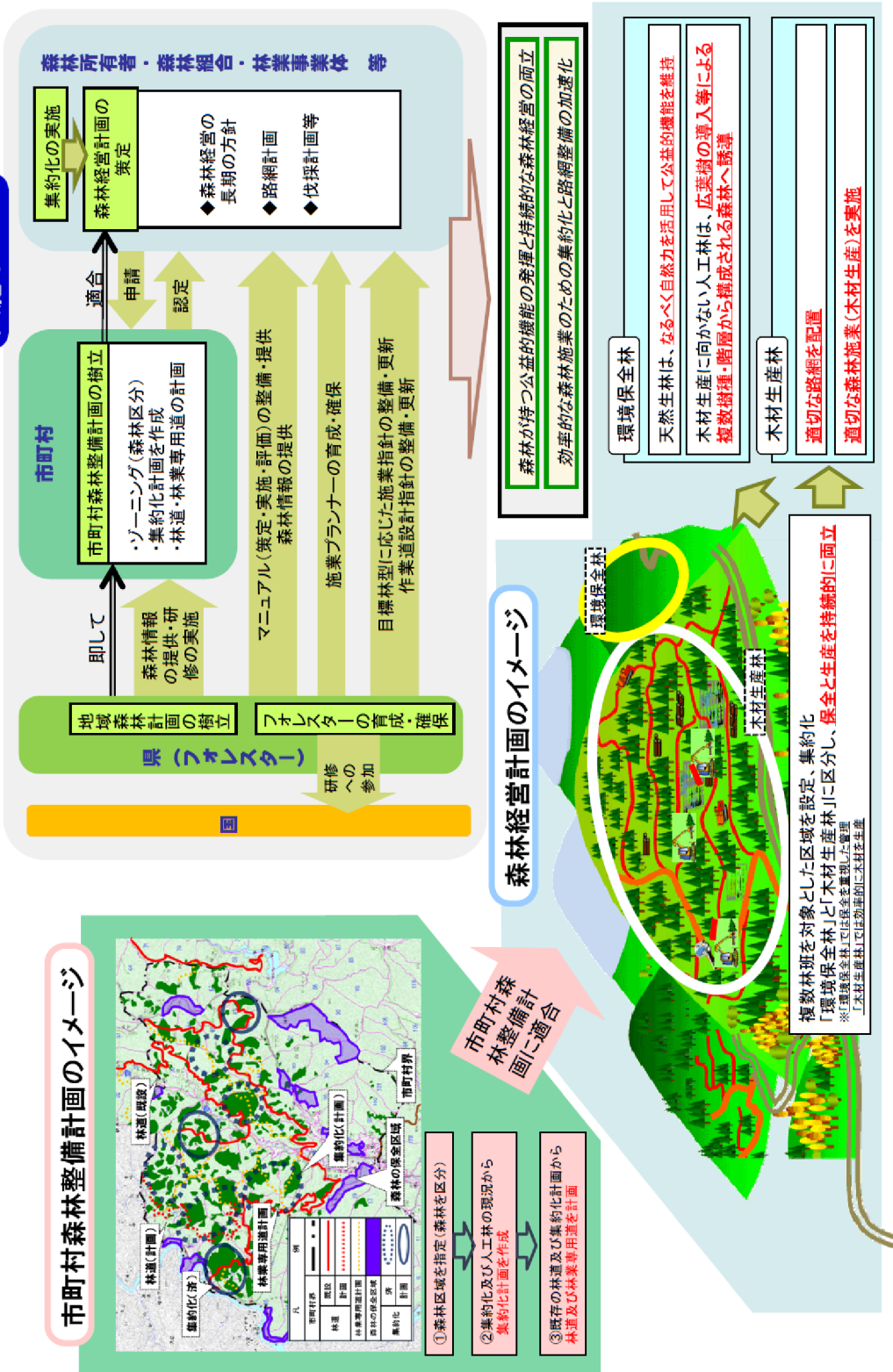
森林経営計画策定面積（千ha）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	75	110	145	180	200	（累計）

森林経営合理化プロジェクト

- ◆新たな森林計画制度の根幹である「森林経営計画（＝森林所有者等による計画的な森林経営）」を5年間で全県域に定着
森林経営計画 ⇒ 公益的機能の発揮と持続的な森林経営との両立
効率的な森林施業のための集約化

実施イメージ



「生きた森林づくり」関連プロジェクト

5 高品質県産材供給倍増プロジェクト

現状と課題

県内の木材生産量は微増傾向（305 千 m³ (H17)→325 千 m³ (H22)）にありますが、需要にあった計画的な木材生産体制が確立されていません。

原木流通の分野では、市売りにかけないシステム販売等による取扱いが増加しましたが、更なる流通経費の低減が求められています。また、需要に応じた仕分けを指示できる人材が不足しています。

木材加工の分野では、大型製材工場や合板工場の整備により大規模な木材需要に応える体制が整備されましたが、県全体としては消費者の求める高品質な製材品が十分に供給できる体制がありません。

製品流通の分野では、「岐阜証明材推進制度*」、「ぎふ性能表示材推進制度*」が開始されていますが、特に性能表示材に関してはその流通を増やす必要があります。

木材利用の分野では、景気の低迷や人口減少社会を迎え、新設住宅着工戸数が減少するなど木材需要量は減少傾向にあります。このため木造住宅における県産材*利用や公共建築、公共工事における県産材使用量の総量を増やしていく取り組みが求められています。

プロジェクトの目的と概要

原木の生産から木材製品の利用に至る「木材の流れ」を円滑にすることを目的として、「木材生産」、「木材加工」、「木材利用」の各分野において生産加工消費体制を強化すると共に、「木材流通」、「製品流通」の分野では流通の合理化や需給のマッチング機能を強化します。

手 法

計画的な木材生産や川上側と川下側の木材需給調整の体制整備、A材戦略プランに基づく加工体制の整備や県産材製品の高品質化等を図るため、以下の取り組みを行います。

- 木材生産量を増加させるため、公有林の活用促進、生産性向上のために必要な基盤整備や研修等を実施します。
- 木材需給コーディネーター*の育成、木材需給データベースの整備、中間土場*等の整備による直送化の推進等により木材流通の合理化を促進します。
- 大規模な加工体制の整備（製材工場の体質強化、中小製材工場の水平連携による共同出荷）に対する支援、地域における中核的な乾燥施設*の整備支援、大規模な製材工場の整備）、森林研究所における木材研究部門の設置、プレカット*工場のCAD*入力者の育成支援を実施します。
- ぎふ性能表示材認証センターによる需給情報の収集・提供機能の強化、製品共同出荷を促進します。
- 高品質な県産材住宅の建設支援や改修支援、大規模な木造公共施設の整備に対する支援、木造公共施設の整備に関する研修会の開催、木造公共施設を設計できる建築士の育成、公共工事や公共施設に使用できる製品の開発支援、消費者を対象とするぎふ性能表示材等の普及啓発、高品質住宅に対応するためのプレカット工場、建築士、工務店等の連携支援等を実施します。

目 標

製材工場等への木材直送量（万 m³）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	13	18	20	22	24	26	

ぎふ性能表示材製品出荷量（千 m³）

目標	0.1	10	20	30	40	50	
----	-----	----	----	----	----	----	--

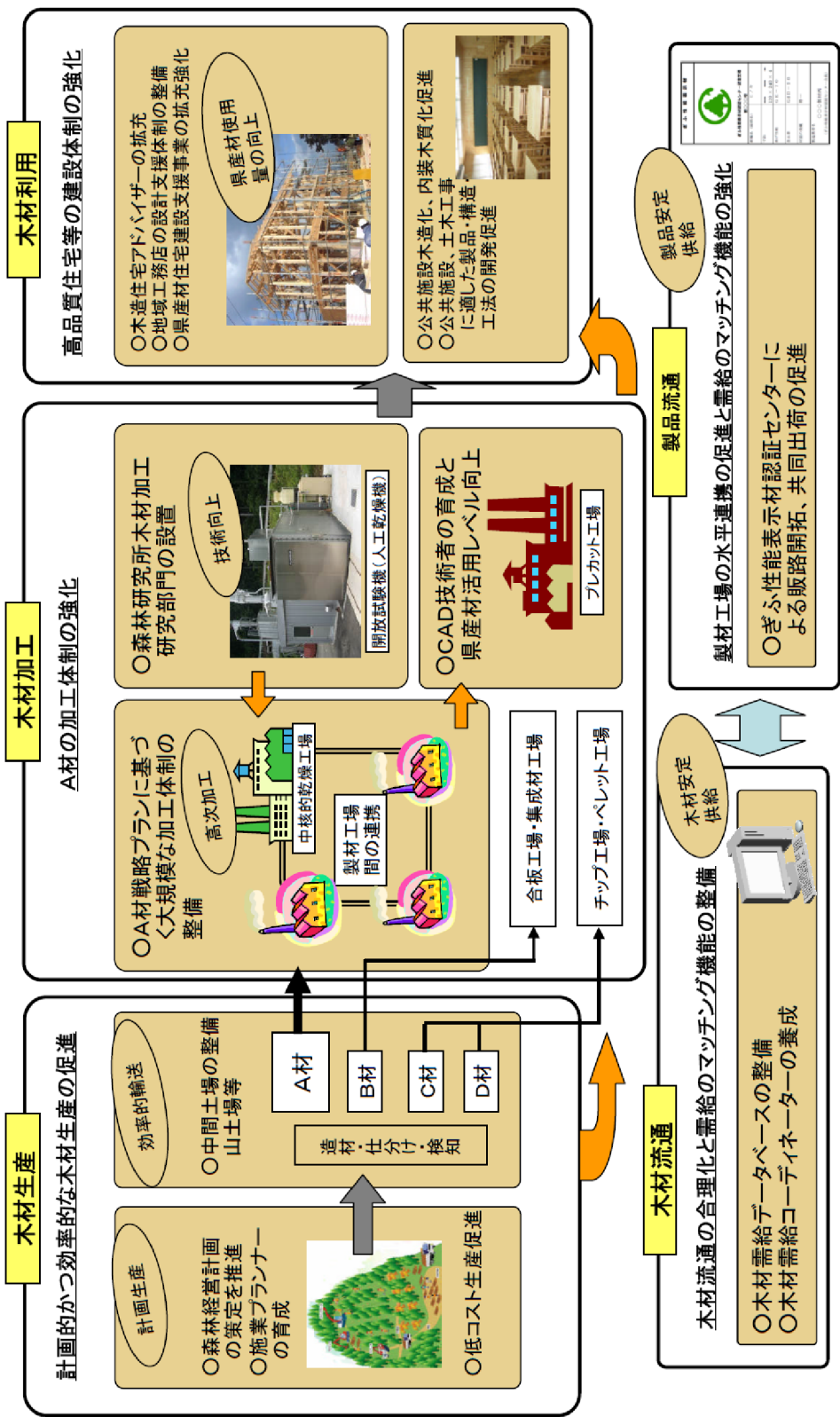
高品質県産材供給倍増プロジェクト

【川上対策・流通対策】

- ◆ 施業の集約化、低コスト生産等の推進による木材生産体制の整備
- ◆ 木材需要にあわせた木材生産、流通システムの構築

【川中・川下対策】

- ◆ 品質・性能の確かな県産材製品の生産、供給体制の強化
- ◆ 高品質な県産材住宅や木造公共施設の整備促進



施策展開の全体像

ここでは、森林づくりの目指すべき姿を実現するため、今後5年間で重点的に実施すべき事項を中心に、施策展開の全体像を示します。

「岐阜県森林づくり基本条例第3条」では、森林づくりは、森林が災害から県民の生命と生活を守っていること、多様な生物の生息の場であること、豊かな水を生みだす源となっていること、木材をはじめとする林産物の生産の場であること、県民の心に潤いと安らぎを与えていること、地球環境の保全に貢献していることなどにかんがみ、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等の協働により、3つの方針に基づいて将来にわたり持続的に行われなければならないとしています。

3つの方針

1 健全で豊かな森林づくりの推進

森林の持つ多面的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が高度に発揮されるよう、計画的な間伐対策、治山対策等に重点的に取り組みます。

また、県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保等のため、森林の適正な管理・保全、森林空間の利用の促進を図ります。

(施策の柱)

- 1－1 災害に強い森林づくりの推進
- 1－2 森林の適正な保全
- 1－3 森林空間の利用の促進

2 林業及び木材産業の振興

木材生産林を中心として、低コスト林業を進め、搬出された木材を余すことなく有効利用することで、林業及び木材産業の振興を図ります。また、マーケットインの考え方を導入し、ニーズに応じた高品質の製材品を供給し、県産材住宅等の建設を促進します。

(施策の柱)

- 2－1 効率的な森林施業の実施
- 2－2 県産材の利用の拡大
- 2－3 森林資源の有効利用の促進

3 人づくり及び仕組みづくりの推進

社会全体で大切な森林を守り育てる気運を醸成するため、木育・森林環境教育の推進、森林づくりに対する県民の理解を深めるための活動や、「恵みの森づくりコンソーシアム」を中心とした環境を重視した森林づくり活動などを展開します。

森林施業の内容が、木材の伐採・搬出に移行していることから、高度な専門技術者の育成・確保を図ると共に、「森林経営計画」が作成できる施業プランナー等の育成に取り組みます。

(施策の柱)

- 3－1 木育・森林環境教育の推進
- 3－2 県民との協働による森林づくりの推進
- 3－3 ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の普及
- 3－4 技術者及び担い手の育成・確保
- 3－5 地域が主体となった森林づくりの支援
- 3－6 技術の向上及び普及

1 健全で豊かな森林づくりの推進

1-1 災害に強い森林づくりの推進

(1) あるべき姿

- ◆「市町村森林整備計画*」において、森林の諸機能等を踏まえて森林が区分され、「守るべき森林」等が明らかとなっています。
- ◆民有林では、「森林経営計画*」において、将来の経営目標に応じて「木材生産林」と「環境保全林」とに区分され、目標林型*が明確になっています。
- ◆目標林型に応じた施業指針*が明示され、指針に基づいた施業が行われることにより、健全な森林が育成されています。
- ◆人工林*では、適期に適正な森林施業*（間伐*等）が実施され、主伐*跡地では確実に更新が行われるなど、災害に強い森林が維持されています。
- ◆治山事業の実施により、山地災害被災箇所の復旧が早期に完了しています。また、豪雨等による山地災害が軽減され、安心安全な生活環境が維持されています。
- ◆地域住民に、防災上の自助意識が浸透しています。

(2) 現状分析

- ◆「市町村森林整備計画」は、地域森林計画対象民有林が存在する34市町村で樹立されていますが、その多くが地域の森林づくりのマスタープランとはなっていません。
- ◆「森林施業計画」は、民有林面積の約50%にあたる34万haで樹立されています。しかし、森林ごとの経営目標・目標林型が定められておらず、また目標林型に応じた施業指針もありません。
- ◆近年、針葉樹*の皆伐は200ha程度ですが、植栽*は50ha程度にとどまっています。
- ◆生物多様性*保全など、環境面での森林・林業に対する期待が高まっています。
- ◆森林所有者*の所有森林への関心は低く、世代交代や不在村化*により、境界が分からない森林や所有者不明の森林が増えています。
- ◆「新緊急間伐推進5ヶ年計画（H17～21）」による取り組みで、人工林の多くの間伐未実施林分が解消されましたが、補助の対象とならなかった高齢級の林分*を中心に、間伐の未実施林が多く残っています。
- ◆奥山林や川沿いの森林（溪畔林*）などでは地理的条件が厳しいため、間伐などの森林整備*が進みにくい状況にあります。
- ◆間伐の未実施林分では、作業路網*などの基盤整備も遅れており、手入れ不足による形質不良木が多いのが現状です。
- ◆山地災害危険地区*（6,535箇所指定）での治山事業の着手箇所は4,138箇所となり、順調に対策が進んでいます。しかし着手率は約63%であり工事すべき箇所はまだ多く残っています。
- ◆近年の局所的な豪雨等により、山地災害が毎年発生しています。

(3) 課題

- ◆健全で豊かな森林を維持していくためには、経営目標や目標林型に応じた施業指針を明確にする必要があります。
- ◆資源循環型の生きた森林づくりを進めるためには、伐り捨て間伐*ばかりでなく、利用間伐*や択伐*など、木材の利用を視野に入れた森林施業にも取り組む必要があります。
- ◆人工林針葉樹の皆伐地については、公益的機能*の確保や将来の森林資源の確保の観点から、原則として植栽による**確実な更新***を図る必要があります。
- ◆奥山林や川沿いの森林（溪畔林）などで施業を行う場合は、生物多様性保全など環境への配慮が必要です。
- ◆森林内に路網を整備する場合には、災害発生の要因とならないような配慮が必要です。
- ◆森林所有者の関心を高め、間伐等の施業意欲を喚起させるためには、施業を集約化して採算性を向上させ、利用間伐の収益を森林所有者に還元することが必要です。
- ◆間伐の遅れた**高齢**（8～12 齢級）の人工林は、早期に間伐を実施して健全性を回復する必要があります。
- ◆**保安林の中にも、公益的機能が低下している森林があります。**
- ◆治山事業が未実施で、山地災害対策が必要な地区がまだ多くあります。
- ◆山地災害危険地区指定因子の変動に伴い、**判定**精度向上のための危険地区の見直しが必要です。

(4) 施策の方向性

- ◆地域の森林のマスタープランとなる「市町村森林整備計画」の策定を支援します。
- ◆「森林経営計画」の策定を促進します。また、「森林経営計画」の**策定状況に基づき**苗木の需給調整を図り、確実な苗木の生産と確保を図ります。さらに、植栽への支援と獣害*対策を進めます。
- ◆「木材生産林」では、災害に強い森林づくりを基本として、健全性が低下している森林の間伐を実施するとともに、木材の利用期にある森林では、利用間伐や効率的な木材生産により、持続可能な木材生産を進め、森林所有者への利益の還元に努めます。
- ◆「環境保全林」では、災害防止や生物多様性保全の観点から、効率的かつ効果的な施業技術の研究・支援・定着を図ります。また、「環境保全林」に位置づけた人工林では、必要に応じて強度の間伐を適宜実施し、広葉樹の導入を促進して針広混交林*に誘導します。
- ◆山地災害により被災した箇所**の早期復旧を進めます。**また、ハード対策（治山工事）に加え、ソフト対策（情報提供等）を含めた総合的な防災対策を推進します。

(5) 具体的施策**①森林計画制度の定着**

- ◆「市町村森林整備計画」を樹立する際に、森林の区分が円滑に行えるよう市町村を支援します。
- ◆5年間で木材生産可能な森林の大部分をカバーできるよう、「森林経営計画」の策定を支援します。
- ◆「森林経営計画」の策定にあたっては、「木材生産林」と「環境保全林」へのゾーニング、経営目標に応じた目標林型や、それに即した施業指針の確立に対し指導・支援します。また、人工林針葉樹の皆伐を計画した場合は、原則として植栽の計画を指導します。
- ◆「森林経営計画」が策定された森林に対して、森林整備事業等の予算を重点配分します。
- ◆森林研究所等において目標林型に対応する施業指針の確立に向けた調査・研究を行い、成果の実践・普及に努めます。

②木材生産林対策の推進

- ◆施業の集約化や境界の明確化を進め、「施業プランナー」による提案型施業*を促進します。
- ◆「森林経営計画」への植栽計画の掲載を促進し、森林資源の平準化と伐採後の更新を確実なものにしていきます。
- ◆森林研究所等において、低コストな育林方法、獣害*対策を研究し普及します。
- ◆「森林経営計画」に位置づけられた植栽計画により、苗木の需給調整を進め、更新に必要な苗木の確保を図ります。
- ◆広葉樹材の生産を目標とする森林では、地域の需要に応じた目標林型の設定を促すとともに、目標林型に向けた森林施業の計画的な実施を促進します。
- ◆林内路網の計画段階、設計段階および実施段階で、現地の条件に応じた災害に強い路網となるよう支援します。
- ◆災害に強い路網の開設技術や、災害に強い森林づくりのための施業技術の研修会等を実施します。

③環境保全林対策の推進

- ◆天然生林*では、施業目的が明確な場合に支援します。
- ◆地形や気象等の生育条件が厳しく木材生産が困難な地域の人工林では、強度の間伐を適宜行い広葉樹の導入を促進して針広混交林*に誘導します。
- ◆単一樹種や単一階層の森林から、複数樹種や複数階層から構成される森林への誘導施業に対し重点的に支援します。
- ◆奥山林や溪畔林等において、生物多様性保全に配慮した施業を促進します。
- ◆生態系の保全、野生動植物の保護、生物多様性の保全を図る上で重要と考えられる、原生林*等保護価値の高い森林は、保全を最優先します。
- ◆森林の公益的機能が低下している保安林は、間伐*等の実施により早期に機能回復を図ります。
- ◆環境保全機能の維持・回復が必要な森林においては、治山事業などの公的関与を高めた施業を推進します。

④間伐の推進

- ◆森林経営に意欲と能力のある森林所有者や事業体により「森林経営計画」を策定し、その確実な実行により計画的かつ効率的な間伐を促進します。
- ◆施業の集約化を促進し、集約化区域内での利用間伐に対して重点的に支援します。

⑤ 治山事業の推進

- ◆ 予防対策は、治山施設が設置されていない箇所を優先的に事業実施します。
- ◆ 山地災害危険地区の見直しにあたっては、人家などの保全対象の変動を把握するとともに、県独自の危険度評価方法を活用しながら**判定精度**の向上を図ります。
- 新**◆ 山地災害により被災した箇所の早期復旧のため、災害発生から概ね3年以内に、復旧対策を完了します。
- ◆ 山地災害危険地区情報の市町村への提供や「山地災害防止キャンペーン」により、地域住民による防災活動を促します。
- 拡**◆ 生物多様性の保全や水源かん養*機能と国土保全機能の増進を目的としてモデル的に実施された治山施設の効果について、継続的に基礎調査を実施し治山対策に反映します。
- 拡**◆ 道路管理者等と協力し、緊急輸送道路や機関交通網等に関係のある危険渓流の対策を実施します。

(6) 目標値

■ 森林経営計画*策定面積（千 ha）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	75	110	145	180	200	（累計）

■ 間伐*面積（ha）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	14,284	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	

■ 利用間伐*材積*（m³）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	73,143	87,600	96,400	105,700	115,300	125,400	

※森林整備事業分

■ 荒廃地を復旧する工事完了率（工事着手から3年後）（%）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	36.1%	100%					

参考資料

災害に強い森林づくりに向けた森林整備の方針

この方針は、「岐阜県森林づくり基本条例*」が目指す、災害に強く「環境保全」と「木材生産」を両立させた「健全で豊かな森林」の実現のための、森林の取り扱い方針を示し、平成22年に改正した地域森林計画*に反映させたものです。

伐採に関すること

①1haを超える人工林を伐採（主伐）する場合に守るべき事項

■択伐（抜き伐り*）もしくは小面積かつ分散的な皆伐（※1）を原則とする。

■保残木を残置する。

できる限り保残木（平均径以上の立木を50～100本/ha程度）を残し、気象条件を十分に勘案し、急傾斜地、岩石地等では、ある程度集团的に配置してください。

■保護樹帯*を残置する。

尾根、谷筋、人家・道路沿いの急傾斜地など防災上の観点から必要な箇所では、保護樹帯を2～3列（20～30m）程度の幅で列状または塊状で残してください。

■更新が困難な場所では、裸地化を回避する。

ササ等が繁茂したり土壌が極めて悪いなど、森林の更新が困難な場所では、皆伐（※1）を避けてください。

■伐採跡地では、原則、植栽する。

植栽本数は1000本/ha以上としますが、自然条件や既往の植栽本数を勘案して決定してください。

人工林伐採のイメージ



②天然林（※2）を伐採する場合に守るべき事項

■天然林は、萌芽による更新（※3）を基本とする。

若齢林では萌芽更新としますが、そうでない場合は、天然更新しやすいよう一定期間「母樹」を残してください。

（※1）皆伐：一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

（※2）天然林：ここでは、主に広葉樹林という意味で「人工林」に対する用語として用います。

（※3）萌芽による更新（萌芽更新）：林木を伐採した後の株から発生した新しい芽を成長させて森林を更新させる方法。

造林・森林整備に関すること

①植栽は、適地適木（※4）を原則とする。

地域の自然・立地条件などを勘案して、健全な森林の育成が見込まれる樹種としてください。

②適期に適正な森林整備を実施する。

人工林では、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施してください。

（※4）適地適木：それぞれの林地のもっている自然の立地条件にあった樹種を選択し植栽をすること。

作業道は、高性能の林業機械等を利用した山づくりに必要不可欠な施設です。
しかし安易な開設は大雨等により被災するばかりか、土砂災害を引き起こす危険性も高くなります。そこで、作業道をつくる場合には、次の事項に留意してください。

道づくりに関すること

①必要最小限度の開設とし、集材方法や使用機械に応じた幅員および無理のない勾配とする。

将来の利用を想定した、計画的な路網配置及び必要十分な規格となるよう努めてください。

②崩壊の危険が大きい箇所では開設を回避する。

崩壊地、崖錘地など崩壊の危険が高い箇所では、路網、土場の設置を回避してください。建物や水源地など重要な保全対象が直近にある箇所では、注意深い開設、丁寧な維持管理に努めてください。なお、止むを得ず通過しなければならない場合には、丸太組み工等の対策を講じてください。

路網配置のイメージ



③路網は、谷川を横断する箇所が少なくなるよう配置する。

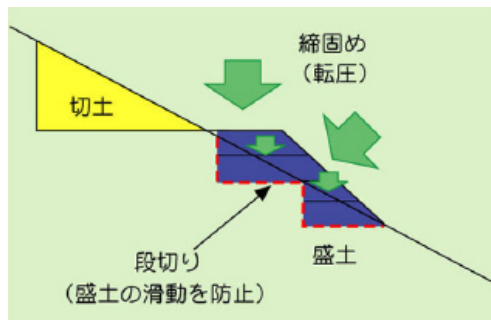
横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定してください。

④小溪流の横断では洗越工を基本とする。

管渠は、土石や流木等が詰まりやすく、路体の流失・崩壊につながる恐れがあります。

⑤切土はできるだけ低くし、土質に応じた適正な勾配で切り取る。

⑥盛土はできるだけ低くし、地山に応じた安定した勾配で施工するとともに、「段切り」や「締固め」を実施する。



⑦路面水を適正に処理する。

路面水が集中しないよう、土盛横断排水工等で分散排水をしてください。

排水箇所は、できるだけ安定した場所にしてください。

1-2 森林の適正な保全

(1) あるべき姿

- ◆法令に基づく「保安林*制度」や「林地開発制度」、「自然公園制度」の適正な運用により、保全すべき森林の公益的機能*が維持され、豊かな生態系を有する自然環境が、着実に次の世代に引き継がれています。
- ◆県営林、公社*造林地など、公的な森林が適正に管理され、さまざまな公益的機能が発揮されています。
- ◆希少な野生動植物の生息・生育環境が**保全される**など、生物多様性*が確保され、野生生物と人とが共存できる環境が保たれています。
- ◆野生生物や気象害による森林被害が減少し、**森林の持つ**公益的機能の発揮が維持されています。

(2) 現状分析

- ◆景気の低迷などの**社会・経済的状況から**、新たな林地開発許可件数は減少傾向**です**。
- ◆保安林・普通林内における悪質な違法伐採や違法開発は、依然として毎年数件発生しています。
- ◆自然公園内では**指導事案が依然として発生**しています。
- ◆外国資本による森林買収が国内で相次いでいることを受け、本県においても「森林・水資源保全対策研究会」を設置し、情報把握や対策の検討を行っています。
- ◆県営林、**岐阜県**森林公社*及び木曽三川**水源造成**公社*の造林地では、間伐*が必要な森林が多く、多雪地帯などでは、植栽木の生育状況が悪く、収益性が低い森林も存在します。
- ◆カシノナガキクイムシ*によるナラ枯れ被害や、ニホンジカやツキノワグマによる森林被害の区域が拡大しています。
- ◆台風や豪雪時の森林被害や、春先の山火事が毎年確認されています。

(3) 課題

- ◆大面積伐採や乱開発が行われると、水資源の枯渇や水質悪化、山地災害の発生など森林の公益的機能の低下等が懸念されます。
- ◆森林の**違法伐採や違法開発**を防止するためには、**違法行為の早期発見・早期解消が大切です**。
- ◆自然公園内における指導事案の発生を防止するためには、「自然公園制度」の周知が今後とも必要です。
- ◆特定の公益的機能の発揮に**必要**な森林の、保安林指定が求められています。
- ◆公的に管理する森林では、立地条件や生育状況に対応した森林づくりが必要であるとともに、生育が不良で収益性が低い森林の取扱いを明確に**していく**必要があります。
- ◆ニホンジカの群れが高山帯へ頻繁に移動した場合、食害が高山植物等へ及ぶことが懸念されます。
- ◆**カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害では**、省力的・効果的な対策が確立されていないこともあり、高齢のナラ林が広く分布している地域で、被害が拡大する恐れがあります。
- ◆気象害や林野火災を予防するための対策が必要です。
- ◆被害を受けた森林では、確実かつ省力的な復旧方法の確立が必要**です**。

(4) 施策の方向性

- ◆「保安林制度」や「林地開発許可制度*」、「自然公園制度」の周知及び適正執行に努めます。
- ◆違法事案の早期発見・早期解消に努めます。
- ◆森林の持つ公益性に応じた保安林の指定を推進します。
- ◆森林所有者*の異動状況の把握と、重要な水源林の保全を進めます。
- ◆野生動物被害への対応として、関係機関の連携により、被害を及ぼす野生動物の管理を図りながら、予防対策を推進します。
- ◆希少野生生物の保護を図ります。
- ◆森林病虫害*防除対策では、省力的・効果的な被害対策を開発・普及、保全すべき森林に重点をおいた被害対策や、被害木の資源としての活用を促進します。
- ◆気象災害を予防するため、適切な森林施業*を実施します。
- ◆山火事防止対策として、入山者の防火意識の高揚を図ります。

(5) 具体的施策

①森林の適正な管理

- ◆保安林制度における許認可事務や林地開発行為については、林業生産活動や森林の公益的機能の發揮に支障が生じないように、適正な事務処理を進めます。
- ◆「保安林制度」、「林地開発許可制度」の周知や「森林パトロール」・「森林の不適正事案110番」などの巡視活動等により、森林内での違法事案の予防や早期発見・早期解消に努めます。
- ◆「清流の国ぎふづくり」に重要な役割を果たす、水源かん養保安林や魚つき保安林に関して普及啓発や関係者との調整を進め、指定の拡大を図ります。
- ◆市町村と連携、協力して市町村森林整備計画*の実行監理を確保します。
- 新◆保安林制度の利用や公有林化等により、重要水源林の保全を図ります。
- 新◆重要水源林の保全を図るため、市町村等との連携・協力により森林所有者の変動に関する情報の適確な把握に努めます。
- ◆自然公園制度の周知に努めるとともに、自然保護員による巡視やボランティアによるパトロールなどにより、自然公園の保護を図ります。
- ◆公的に管理する森林において、「環境保全林」と「木材生産林」に区分し、それぞれの森林に期待される役割に応じた森林づくりと、長伐期*・非皆伐施業への誘導を進めます。
- ◆適切に管理されたことを証明する「森林認証制度*」の普及や取得に向けた支援を行い、適正に管理された認証森林の拡大を図ります。

②野生生物との共存

- ◆森林の状況に応じた間伐や針広混交林*への誘導を進め、野生動物が生息しやすい森林を保全します。
- ◆樹木の剥皮や苗木の採食などの被害を及ぼすツキノワグマやニホンジカ、ニホンカモシカについて、特定鳥獣保護管理計画の適正な運用により「個体数の管理」を図ります。
- ◆有害鳥獣の捕獲者を確保するため、主な猟法である「わな猟」を対象とした「狩猟免許講習会」を実施します。
- ◆岐阜県レッドデータブック*（岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物）の植物編の改訂を行います。

③森林被害対策の推進

- ◆森林被害状況調査を実施するとともに、市町村や森林所有者等が行う被害対策に対して支援します。
- ◆ナラ枯れ被害の防除に効果的な手法を開発・普及するとともに、被害が予想される高齢の大径木や被害木の、用材やバイオマス資源としての活用を促進します。
- ◆空気が乾燥する時期を中心に「山火事予防運動」を展開し、森林パトロールや各種広報媒体を通じて防火意識の高揚を図ります。
- ◆雪害対策や下層植生*の導入促進など公益的機能の維持・向上のための間伐を促進します。

(6) 目標値

■魚つき保安林の指定箇所数（箇所）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	2	2	3	4	5	5	(累計)

1-3 森林空間の利用の促進

(1) あるべき姿

- ◆だれもが、いつでも、安全に楽しめる森林空間が整備されており、多くの人が利用しています。
- ◆森林空間において、豊かな自然環境を生かした多様な取り組みが行われています。
- ◆里山林*や奥山林において、森林資源*を活用した様々な取り組みが導入され、持続的な保全と活用の両立が図られています。

(2) 現状分析

- ◆県内には、健康づくりやレクリエーションを行う森林空間利用施設*として、生活環境保全林*（32箇所）、自然公園（19箇所）、長距離自然歩道（664 km）などが整備されています。
- ◆森林空間の利用にあたっては、豊かな自然環境を利用したエコツーリズムなどへの関心が都市住民を中心に高まっています。
- ◆生活環境保全林は、立地条件等により違いはありますが、利用者数は横ばいで推移しています
- ◆近年、「全国豊かな海づくり大会 ～ぎふ長良川大会～」や「生物多様性条約締結国会議（COP10）」の開催により、地球温暖化防止や生物多様性*保全の観点から、森林の公益的機能に対する関心が更に高まってきています。
- ◆間伐*などの手入れがされていない里山林や奥山林が多く残っています。

(3) 課題

- ◆森林空間利用施設における、利用者の安全性、利便性の向上を図ることが必要です。
- ◆生活環境保全林における安全性・利便性向上のための再整備が、必ずしも利用者数の増加に結びついていません。
- ◆自然公園においては、環境を活用した観光への取り組みが求められています。
- ◆持続的な林業経営では対応できない里山林や奥山林の、整備・保全・活用が喫緊の課題となっています。

(4) 施策の方向性

- ◆自然公園施設、生活環境保全林等の再整備等により、森林空間利用施設の利用者の安全性を確保するとともに、その活用を推進します。
- ◆「環境保全」の観点から森林の持つ価値に着目し、この価値を利活用（新たな産業の育成等）することにより、里山林・奥山林の再生・整備を行います。

(5) 具体的施策

①森林空間の利用の促進

- ◆自然公園利用施設などの森林空間利用施設は、環境、景観、生物多様性の保全に配慮し、エコツアーリズムや森林環境教育*への活用を推進します。
- ◆生活環境保全林の利用向上に積極的な市町に対して重点的に再整備支援を行い、施設の利用を促進します。

②里山・奥山の保全、利用の促進

- 新**◆里山林整備・活用の見本となる、「環境モデル林」を県下5箇所程度指定します。
- 新**◆里山林や奥山林の保全と新たな利活用を進めるための組織である「恵みの森づくりコンソーシアム」の活動を促進します。
- 新**◆森林教室、森林浴、環境教育、グッズ作成など、コンソーシアム会員等のアイデアを掘り起こし、里山林・奥山林等を活用した新たな事業化を促進します。
- 新**◆ホームページやメールマガジン等により、「恵みの森づくりコンソーシアム」の活動等に関する情報を発信します。
- ◆里山林、奥山林再生・整備に関する技術支援・研究を推進します。

(6) 目標値

■生活環境保全林への入込者数（万人／年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	112			1	1	2	

■恵みの森づくりコンソーシアム会員数（人）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	40	55	70	85	100	(累計)

■環境モデル林設定数（箇所）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	1	2	3	4	5	(累計)

2 林業および木材産業の振興

2-1 効率的な森林施業の実施

(1) あるべき姿

- ◆県内の森林から、木材が安定的に生産され、供給される体制が構築されています。
- ◆生産者側と需要者側双方で、木材の需給調整が行われており、需要に応じた計画的な木材生産・供給が行われています。
- ◆流通の合理化による、流通コストの削減が進んでいます。
- ◆全ての木材生産林において「森林経営計画*」が策定され、低コストで効率的な施業が実施されています。
- ◆主伐後の植栽*やその後の保育施業について、コスト削減の技術、手法の研究が進んでいます。

(2) 現状分析

- ◆民有林における年間成長量*約 180 万m³ に対して、年間の伐採量は約 100 万m³ となっています。しかし、伐採木のほとんどが林内に放置され、利用されているのは 32.5 万m³ にとどまっています。
- ◆木材の需要量のうち、製材用材*は新設住宅着工戸数の大幅減（平成 20 年度 103 万戸→平成 21 年度 77 万戸）に伴い 1.5 万m³ 減少しています。一方、合板*用、木材チップ用については、平成 18 年から各々年平均で 0.9 万m³、0.6 万m³ 増大しており、全体としては横這いです。
- ◆県内の木材生産量は、増加傾向（平成 17 年度 305 千m³ → 平成 22 年度 325 千m³）です。
- ◆県内では、新生産システム*推進事業（大型製材工場の整備）により A 材*（並材*）4 万m³ 以上の需要が創出され、合板工場の整備により B 材*10 万m³ の需要が増加する見込みです。
- ◆石川県、福井県など近隣県における集成材*や合板用途等の需要増加によって、50 万m³ 以上の木材供給が必要になると見込まれます。
- ◆県内において、システム販売を専門とする木材市場が新たに開設されるなど、市売りにかからない材の取扱量が 5 年間で 22 千m³ (H17) から 131 千m³ (H22) と、約 6 倍に増加しています。
- ◆「森林経営計画」の前提となる「集約化実施計画*」は約 7 万 ha で策定済み（平成 23 年 6 月現在）です。
- ◆高性能林業機械*の導入や、健全で豊かな森林づくりプロジェクト（「森プロ」）の推進により、木材の生産性が向上し、平成 20 年度時点で平成 23 年度の目標値（木材生産費 11,500 円/m³）を達成しました。
- ◆林内路網*の開設を進めた結果、平成 22 年度時点で平成 23 年度の目標値（路網密度 20.2m/ha）を達成しました。
- ◆高性能林業機械の導入が進み、平成 20 年度時点で平成 23 年度の目標値（95 台）を達成しました。

(3) 課題

- ◆間伐*された木の多くが林内に放置されているため、それらを搬出・利用する仕組みが必要です。
- ◆合板工場の本格稼働や「公共建築物等木材利用促進法」の施行等により、県産材*の需要増が見込まれるため、木材生産量の拡大と安定供給について検討が必要です。
- ◆川上側では、地域の森林資源（地形、地質、樹種、径級、蓄積量、材質等）の把握が不十分のため、効率的な木材生産方法の検討や木材生産費の明確な算定ができないケースがあります。また需要側の情報を把握していないため、需要に合わせた木材生産ができない状況です。
- ◆需要に応じた造材、仕分け等の指示ができる人材が不足しています。
- ◆川下側は、木材の需要を満たす供給側の情報が把握できないため、製材設備の稼働率向上や規模拡大の支障となっています。
- ◆「森プロ」の団地内では施業集約化*、路網整備、木材生産が進んでいますが、県全体には普及していません。
- ◆個々の施業に応じてその都度必要な路網が開設されていますが、地域(木材生産エリア)としてどれだけの路網が必要なのか検討（計画）されていません。
- ◆路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な木材生産システムの検討（計画）が不十分です。
- ◆高性能林業機械の導入とともに、技術者を確保し、稼働率や生産性の向上を図る必要があります。
- ◆木材を生産できない森林組合*と集約化のノウハウを持たない民間事業体とのマッチングをすることで、民間事業体が持つ機械の稼働率を高める必要があります。
- ◆平成24年度以降、高性能林業機械購入のための国補助制度が縮小され、融資へと移行する見込みのため、導入や更新に対する支援及び事業体の経営体制の強化等が必要です。
- ◆将来の森林資源の確保のため、主伐後の確実な更新*が必要ですが、木材価格の低迷により、植栽や保育等のコストを賄えず、主伐後の更新が困難となっています。

(4) 施策の方向性

- ◆伐捨間伐*から利用間伐*への転換を進めることにより、木材生産量の増加を図ります。
- ◆森林資源情報、木材生産（供給）情報、材需要情報等を集約・提供する仕組みを整備します。
- ◆需要者側の求める材を、低コストで安定的に供給できる体制を整備します。
- ◆「森林経営計画」の策定を促進し、地域にあった木材生産システムやノウハウを浸透させることで、木材の生産性向上を図ります。
- ◆「森林経営計画」が策定されたエリアから、木材の搬出・輸送を効率的に進めるために必要な、計画的な路網の整備を進めます。
- ◆主伐後の更新作業の低コスト化に向けた研究・開発を進めます。

(5) 具体的施策

①効率的な施業体制の確立

- ◆森林研究所等において、更新作業の低コスト化に向けた研究や技術開発を進めるとともに、その普及を図ります。
- ◆木材生産システムを検討する事業体に対して、高性能林業機械の試験的利用や機械のレンタル経費の助成等を行うことで、高性能林業機械を利用した伐採作業の定着を図ります。
- ◆伐採搬出の専門家を現地へ派遣するなど、実践的な研修を行い、高性能林業機械のオペレーターを育成します。
- ◆安定的な木材生産を図るため、「森林経営計画」の策定を支援します。
- ◆「森林経営計画」の策定区域での利用間伐や路網の整備に対して、森林整備事業予算の重点配分を行うとともに、森林作業道作設オペレーター*の養成を行います。

新 ◆公有林等を核として、集約化されたモデル的事業地を県内各地に設定し、経営委託方式の導入や大手商社等と連携した効率的な木材生産システムの普及と定着を図ります。

拡 ◆災害時の緊急輸送道路や機関交通網等のバイパス機能が期待できる林道整備を推進します。

新 ◆林業事業体等が所有する重機を災害時に活用できる体制を整備します。

②木材生産体制の合理化

◆木材生産は、施策誘導が可能な「間伐」に重点を置き、伐捨間伐から利用間伐への転換を進めることにより、木材生産量の増加を図ります。

◆木材生産と環境保全の両立を図る取組である「森プロ」の仕組みを県内各地域に広げるため、県は事業地の掘り起こしから、施業契約の締結、事業の実践・フォローに至るまで支援を行います。

◆需要に応じた木材生産を可能とするため、品質別（A・B・C材*等）に木材生産量が把握できるデータベースの整備を進めます。

新 ◆需要と供給のマッチングを図る木材需給コーディネーターの育成について支援します。

新 ◆木材の計画生産・安定供給の強化を図るため、木材市場等に集約された木材生産情報等を基に、木材需給コーディネーターによる造材指導や運搬調整等の調整活動を促進します。

◆木材流通の合理化及び流通コストの低減を図るため、山土場*や中間土場*での仕分体制の整備や木材加工場等への原木直送化などを進めます。

新 ◆原木供給の安定化を促進するため、木材市場間の連携による流通ロットの拡大や在庫調整機能の強化を図ります。

(6) 目標値

■木材（丸太）生産量（万 m³/年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	32.5	37	39	42	45	50	

■森林経営計画策定面積（千 ha）【再掲】

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	75	110	145	180	200	（累計）

■ 森林経営計画区域内作業道新規開設延長 (km)

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	150	300	450	600	750	(累計)

■ 製材工場等への木材直送量 (万 m³/年)

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	13	18	20	22	24	26	

2-2 県産材の利用の拡大

(1) あるべき姿

①木材製品の品質向上と製品安定供給体制の強化

- ◆県内で生産された原木を需要に応じて安定的に加工できる体制が、県内に整備されています。
- ◆高品質な木造住宅や公共建築物の増加に対応するため、品質・性能の確かな県産材*である「ぎふ性能表示材」が、安定的に生産される体制が構築されています。

②県産材の販路拡大

- ◆県内外の需要者に対して、「ぎふ性能表示材」が安定的に供給されています。
- ◆意欲ある事業者により、県産材製品の海外輸出が進んでいます。

③県産材住宅の建設促進

- ◆「ぎふ性能表示材」を活用する工務店や建築士が増加し、安全・安心で高品質な県産材住宅の建築が進んでいます。
- ◆安全・安心で高品質な県産材住宅の良さや、県産材を利用する意義等に対する県民の理解が深まり、県産材を使用して家を建てたいと思う施主が増加しています。

④公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大

- ◆「公共建築物木材利用促進法」及び「公共施設等における県産材利用推進方針」に基づき、公共建築物や土木工事における県産材利用が進んでいます。

(2) 現状分析

①木材製品の品質向上と製品安定供給体制の強化

- ◆県内の製材用需要量は、製材工場数の大幅な減少に伴い、年々減少しています。
- ◆B材*対策として整備を進めてきた合板工場が、平成23年4月に本格稼働し、県内で生産されるB材*を大量に加工し、全国へ販売していく体制が整備されました。
- ◆平成22年6月にぎふ性能表示材認証センターが設立され、品質・性能の確かな県産材製品の認証体制が整備されました。
- ◆人工乾燥施設の整備により、人工乾燥材*の出荷量は増加しています。
- ◆製材品出荷量に占める人工乾燥材の比率も上昇していますが、これは主に未乾燥材の出荷量の減少に起因しています。

②県産材の販路拡大

- ◆「岐阜証明材推進制度*」の普及により、平成22年度における県の木材生産量32.5万m³のうち約7割が「ぎふ証明材」として出荷されています。
- ◆新生産システム*推進事業で整備された大型製材工場や、新たに整備された合板工場から、大手ハウスメーカー等に対して県産材製品が安定的に供給されています。
- ◆平成22年6月にぎふ性能表示材認証センターが設立され、品質・性能の確かな県産材製品の認証体制が整備されました。
- ◆一部の事業者が、県産材製品の輸出に取り組んでいますが、本格的な輸出には課題の多いのが現状です。

③県産材住宅の建設促進

- ◆建築関連法令の厳格化や経済不況、さらには人口減少社会を迎え、新設住宅着工戸数は減少し、県産材住宅の建築戸数も平成18年度の建築戸数（1,500戸）さえ下回っています。
- ◆住生活基本法や長期優良住宅*普及促進法などの施行により、高品質な住宅の建設が進み、住宅の長寿命化、ストック化等が進んでいます。
- ◆県産材住宅への助成制度について、申請件数、関係する建築士・工務店数は着実に増加しており、県産材住宅の建設が促進されています。
- ◆施主への直接助成というインパクトのある施策により、県産材利用への関心が高まっています。

④公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大

- ◆厳しい財政状況の中、公共工事(土木工事)の事業費は毎年減少しているため、「公共施設等における県産材利用推進方針」における県産材利用量の目標達成は困難な状況です。
- ◆「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月1日に施行され、公共事業における県産材利用について、より一層の取り組みが求められています。

(3) 課題

①木材製品の品質向上と製品安定供給体制の強化

- ◆製品の販路の確保や原木調達がネックとなり、製材工場の稼働率が低下しています。
- ◆消費者が求めている高品質*な製品（乾燥、仕上げ、性能表示等）の、県内における生産体制が不足しています。
- ◆乾燥機の稼働率が低く、乾燥技術が未熟な事業体が多いのが実状です。

②県産材の販路拡大

- ◆大手企業や補助事業を中心に産地・合法性の証明された木材の需要は増加していますが、需要者に対するより一層の普及が必要です。
- ◆「ぎふ性能表示材推進制度*」の認知度の向上を図り、県内外への販路を拡大していく必要があります。
- ◆国内需要が減少する中、県外や海外への販路をより一層拡大していく必要があります。
- ◆県産材を活用した新製品・新用途の開発体制が不十分です。

③県産材住宅の建設促進

- ◆住宅の高品質化が進む中、小規模な工務店では、相次ぐ建築関連法令の改正やマーケットの変化に十分な対応ができていません。
- ◆県産材を利用する工務店や建築士は着実に増加しているものの、全体から見ればまだまだ増やす必要があります。
- ◆リフォーム工事において、県産材の活用を促進する必要があります。
- ◆県民に対する県産材住宅に関するより一層のPRが必要です。
- ◆住宅以外の店舗等への県産材利用の働きかけが不十分です。

④公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大

- ◆大規模な木造建築物に係る建築コストの低減への取り組みが不十分です。
- ◆大規模な木造建築物の設計や、構造計算ができる建築士が不足しています。
- ◆木造建築物はどのような建物でもコスト高で、火に弱いという誤った認識が存在しています。
- ◆公共工事における、より一層の木材利用への取り組みが必要です。

(4) 施策の方向性

①木材製品の品質向上と製品安定供給体制の強化

- ◆品質・性能の確かな「ぎふ性能表示材」の供給体制を強化します。
- ◆高品質な県産材製品の供給拡大に向け、県の研究開発及び普及指導体制を強化します。

②県産材の販路拡大

- ◆生産者や需要者に対する「岐阜証明材推進制度」、「ぎふ性能表示材推進制度」のより一層の普及を図るとともに、「ぎふ性能表示材認証センター」を中心に、販路の拡大を促進します。
- ◆県産材の海外輸出や新製品の開発を促進します。

③県産材住宅の建設促進

- ◆「ぎふ性能表示材」を活用し、高品質な県産材住宅の建設や増改築に取り組む建築士、工務店等を増やすとともに、その連携を強化します。
- ◆「ぎふ性能表示材」を活用した安全・安心な県産材住宅のPRを強化し、消費者の理解をより一層醸成します。
- ◆「ぎふ性能表示材」を活用した製品、構造・工法の開発を促進します。

④公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大

- ◆県、市町村及び民間の教育関連施設並びに公共土木工事における県産材利用を推進します。
- ◆大規模な木造建築物の建築コストの低減、設計できる建築士の育成及び木造建築物に関する正しい知識の普及を図ります。
- ◆公共建築物や土木工事における新たな構造・工法や工種、利用方法の開発及び普及を図ります。

(5) 具体的施策

①木材製品の品質向上と製品安定供給体制の強化

- ◆「ぎふ性能表示材」の供給体制を強化するため、地域の中核的な乾燥センターや製材工場の規模拡大及び品質向上（乾燥、仕上げ、強度表示等）に必要な設備の導入等について支援します。
- 新◆需要に応じた製品が安定的に供給できるよう、製材工場が保有する機械情報（加工能力、乾燥能力等）を収集活用し、「ぎふ性能表示材認証センター」などを中心に既存工場の水平連携を促進します。
- 新◆森林研究所等において、高品質な県産材製品を供給するための試験研究・普及指導体制を整備し、木材乾燥技術の開発や技術者の養成等を推進します。

②県産材製品の販路拡大

- ◆「ぎふ性能表示材認証センター」における「ぎふ性能表示材」の情報管理・発信機能などプロモーション活動や会員工場の水平連携により安定供給体制を強化します。
- ◆県及び市町村事業における「ぎふ証明材」及び「ぎふ性能表示材」の活用を促進します。
- ◆県内や中京圏域に加え、関東圏域の建築事業者等を対象とした販路拡大活動や、意欲ある事業者による海外輸出に関する取り組みを支援します。
- 新◆大規模な集成材工場と地域の製材工場が連携して、構造用集成材等を安定供給できる体制の構築を支援します。
- 新◆プレカット*工場におけるCAD*入力体制を強化することにより、プレカット工場の稼働率の向上や地域工務店の設計支援等を促進します。
- ◆森林文化アカデミー、森林研究所、生活技術研究所において、県産材を活用した新製品の開発等を支援します。

③県産材住宅の建設促進

- 新◆県産材を利用する建築士である「岐阜県木造住宅アドバイザー*」や、県産材住宅の良さや県産材を利用する意義等について説明できる営業マンを育成します。
- 新◆法律改正に対応するため、「岐阜県木造住宅アドバイザー」と地域の工務店との連携について支援します。
- 拡◆「ぎふ性能表示材」等を一定量以上使用した高品質な住宅の新築や増改築を行う施主に対して直接助成及び金利優遇策を拡充します。
- ◆「ぎふ性能表示材」を使用した安全・安心な県産材住宅に対する県民の関心を高めるため、効果的なキャンペーンやイベント、モデル展示などを実施します。
- 新◆商業施設における県産材利用を促進します。
- ◆森林文化アカデミー、森林研究所において、長期優良住宅など高品質な住宅で利用できる製品、構造・工法の開発を支援します。

④公共施設・土木工事での県産材の利用の拡大

- ◆「公共施設等における県産材利用推進方針」に基づき、県有施設、市町村施設及び民間の教育関連施設等の木造化、内装木質化支援策を強化します。
- ◆大規模な木造建築物に関する低コスト設計マニュアル・事例集を用いた県、市町村の設計担当者等を対象とする研修会の開催等により、建築コストの低減を図ります。
- ◆森林文化アカデミー及び森林研究所において、公共建築物など大規模な建築物で利用できる製品、構造・工法及び土木工事等での新用途の開発等を支援します。
- ◆森林文化アカデミーにおいて、木造構造設計、性能設計ができる建築士を育成します。
- ◆公共施設の木造化、内装木質化への理解と気運を高めるためのシンポジウムを開催します。
- ◆県及び市町村事業における「ぎふ証明材」及び「ぎふ性能表示材」の活用を促進します。

(6) 目標値

■製材品出荷量に占める人工乾燥材*の割合（％）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	31	43	47	51	55	60	

■ぎふ性能表示材製品出荷量（千 m³/年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	0.1	10	20	30	40	50	

■県内新設戸建軸組住宅に占める県産材住宅の割合（％）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	16.1	17	18	19	20	21	

■公共施設の木造化及び内装木質化施設数（施設）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	8	16	32	48	64	80	(累計)

2-3 森林資源の有効利用の促進

(1) あるべき姿

① C・D材*の利用促進

- ◆再生可能エネルギー、製紙や電力向けチップなど、木質バイオマス*の用途が拡大するとともに、需要が増加しています。
- ◆地域の森林資源を有効利用するための循環活用(地産地消)の仕組みが県内各地で確立しています。

② 森林資源*の新たな活用

- ◆県内外のカーボン・オフセット*の取組により、県内の森林資源から創出された環境価値(クレジット)が積極的に活用され、その活動やそこから得られた資金等により林業及び木材産業が活性化しています。

※「カーボン・オフセット」とは

温室効果ガス排出者が、その排出削減努力を行ったうえで、なお削減が困難な排出量について、他の場所でも実現した削減・吸収量をクレジット等として購入する等により相殺(オフセット)する仕組み。

- ◆森林資源から新たな価値を生み出す仕組みのひとつとして、「森の恵み活用コンソーシアム」の活動が活性化し、森林資源を利用する新たなビジネスが創出されています。

③ 特用林産の振興

- ◆県内の森林資源を使ったきのこ生産が拡大するとともに、県産きのこ商品が多く消費者に支持されています。

(2) 現状分析

① C・D材の利用促進

- ◆木質バイオマスエネルギーの原料として、木質系廃棄物の依存度が高いのが現状です。
- ◆各種の助成制度により大・中規模の木質資源利用ボイラーの導入は進みつつあり、木質バイオマスの需要が増加しています。
- ◆揖斐地域において、木質チップ・ペレット*製造工場やバイオマスボイラー等が整備され、森林資源を循環活用する取り組みが進められています。
- ◆平成24年度に導入予定の、電力の全量固定価格買取制度にバイオマスエネルギーが位置づけられ、林地残材の活用追い風になることが期待されます。
- ◆C・D材の効率的な搬出システムについての検証が進められていますが、間伐*施業により発生したC・D材は、価格が安く収益性が低いことから、ほとんどが未利用のまま林内に放置されています。
- ◆林地残材*の主な用途として見込まれる燃料用チップの価格は安く、利用が進んでいません。
 - 木質資源利用ボイラーの導入(例)
 - ・温浴施設：関市内、揖斐川町内の施設に木質ペレットボイラーを整備
 - ・病院：関市内の施設に木質ペレット焚き空調用ボイラーを整備
 - 地域における搬出システムの取組(例)
 - ・NPO*法人による地域通貨券を組み合わせた間伐材*(C材)の搬出「木の駅プロジェクト」の取組

②森林資源の新たな活用

- ◆県内の事業者は、H22 年度から J-VER 制度*の認証取得に取り組んでいます。

※「J-VER 制度」とは

環境省により開始され、カーボン・オフセットの仕組みを活用して、国内で実施されるプロジェクトによる温室効果ガスの削減・吸収量をオフセット用クレジットとして認証する制度のこと。

なお、カーボン・オフセットに使用できるクレジットには他にも種類があるが、J-VER 制度は、森林整備によるCO₂吸収量をクレジット化することができることが特色。

- ◆全国的に J-VER 発行量は増加する見込みですが、需要が少ないのが現状です。
- ◆J-VER 制度を活用する取り組みの一つとして「ぎふウェルネス カーボン・オフセット宿泊プラン」及び「カーボン・オフセットリフト券」が販売されています。
- ◆県や岐阜市のイベントのカーボン・オフセットに、県内の J-VER が活用されています。
- ◆森林環境教育やグリーンツーリズムなど、森林資源を活用しようという取組はありますが、新たなビジネスとして軌道に乗るところまでには至っていないのが現状です。

③特用林産の振興

- ◆しいたけ生産者の中には、高齢化等による生産規模縮小や廃業に向かうケースがあります。反面、増産を検討している大手生産者もあります。また、菌床しいたけ生産への新規参入もあります。
- ◆菌床用おがこの原料は、ほとんどが県産材です。
- ◆しいたけ原木の使用本数は年々減少していますが、県内産広葉樹の使用割合は増加しています。

(3) 課題

①C・D材の利用促進

- ◆木質バイオマスエネルギーに対する県民の関心が高まる中で、原料としての依存度が高い木質系廃棄物が年々減少傾向にあり、木質バイオマス資源の供給不足が懸念されています。
- ◆林地残材の搬出を促進し、需要先へ安定供給していくシステムの構築が必要です。
- ◆県下各地域において林地残材の新たな需要を創出し、地域で森林資源を有効利用する循環型（地産地消）の仕組みづくりが必要です。

②森林資源の新たな活用

- ◆全国的に、J-VER 発行量に比べて販売（オフセット利用）量はその 1/10 以下にとどまっており、J-VER 取引を活性化させる取り組みが必要です。
- ◆県内においても J-VER 創出の取り組みは活発ですが、ほとんどが売り先未定であり、J-VER 認証取得支援とともに J-VER の販売促進が必要です。
- ◆既存の林業モデルでは対応できない里山林や奥山林の持続的な保全のため、森林資源を活用した新たな産業の育成が課題です。
- ◆森林資源の新たな活用のためには、製品開発と需要開拓など幅広い取組が必要です。
- ◆森林資源を利用したい企業等と、森林資源を保有している所有者、森林資源を利用・加工する技術を持つ事業者間のマッチング体制の構築が課題です。

③特用林産の振興

- ◆きのこ類の価格が低下傾向にあるため、消費者ニーズを踏まえた生産や、一層の需要拡大が必要です。
- ◆近年、きのこ類の品質低下が見受けられることから、県産きのこ類の品質向上が必要です。
- ◆産地間競争に勝ち抜くため、生産コストの低減が必要です。
- ◆しいたけ原木を確保するため、適期の伐採と萌芽更新等による広葉樹施業の促進が必要です。
- ◆しいたけ原木の需要を県内の森林所有者にあっせんする仕組みづくりが必要です。

(4) 施策の方向性

①C・D材の利用促進

- ◆揖斐地域をモデルとして、A材*からD材までの森林資源を一体的に取り扱う供給システムを確立し、未利用材を有効活用する循環（地産地消）システムの普及を図ります。
- ◆林地残材など、木質バイオマス資源の安定供給を図ります。
- ◆各地域における木質バイオマス利用施設の導入を促進します。

②森林資源の新たな活用

- ◆県内森林資源の利用促進につながることから、J-VER 制度を推進します。
- ◆「森の恵み活用コンソーシアム」を核として、里山林*や奥山林などを活用した、新たなビジネスモデルの構築に努めます。

③特用林産の振興

- ◆県内の森林資源を使った県産きのこの安定生産を促進します。
- ◆消費ニーズを重視した需要拡大を図ります。
- ◆県産きのこの安定的な需要を確保します。
- ◆新技術等の開発、普及を促進します。

(5) 具体的施策

新①C・D材の利用促進

- ◆**低炭素循環型社会の構築を図るため**、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環（地産地消）システムの確立を進めます。
 - ・関係者の合意形成により、中核となる事業体の組織化を進めます。
 - ・加工施設の整備及び利用施設（ペレットボイラー、ペレットストーブ等）の導入を支援します。
 - ・製紙用チップや木質バイオマス燃料の安定供給体制を整備します。
 - ・木質バイオマス利用の需要拡大を図るため、通年型で利用可能な公共施設等における木質バイオマスボイラー等の整備に対し支援します。
- ◆林地残材の搬出を促進する取り組みを進めます。
 - ・現場の条件に応じて高性能林業機械*、架線集材*と作業路*などを組み合わせ、全木集材*により従来は利用しなかった木材資源の搬出を促進します。
 - ・地元住民、市町村等が連携した地域一体となった林地残材の集材・搬出の取り組みを支援します。

新②森林資源の新たな活用

- ◆施業集約化*や木質バイオマスに取り組む事業者等に、J-VER 制度の普及とあわせて J-VER の創出支援を行います。
- ◆東海三県一市で協調し、J-VERを含むカーボン・オフセットクレジットに関する情報交換や、クレジットの創出側とオフセット事業者とのマッチングイベントを通じたクレジットの活用を推進します。
- ◆県内森林資源を活用した「ぎふウェルネス・ツーリズム」を展開します。
- ◆県や市町村が行うイベントのカーボン・オフセットでは、県内で創出された J-VER を積極的に活用します。
- 新◆「恵みの森づくりコンソーシアム」の活動を活発化させるため、会員募集のためのプロモーション活動、勉強会やイベントの開催、会員のマッチングによる商品開発、各種情報の提供など、様々な事業を実施します。
- ◆森林バイオマス資源を安定供給するため、資源量の把握と収集運搬システムの整備を進めます。

③特用林産の振興

- ◆安全なきのこ類を供給するため、各種認証制度等の普及及び認証取得を推進します。
- ◆きのこ類の特性や調理方法などの消費宣伝活動を積極的に行います。
- ◆生産コストの削減等の課題に対応するため、研究機関等と連携し、廃菌床やナラ枯れ材の利用など新技術の開発・普及を推進します。
- ◆森林研究所等において、きのこ生産者に対する栽培技術や品質管理方法などの技術の普及を積極的に行います。
- ◆県内の森林資源から原料を安定供給するため、利用できる資源量の調査を実施します。
- ◆しいたけ原木向けの広葉樹生産を「森林経営計画*」に位置づけることを検討します。

(6) 目標値

■木質バイオマス利用量（燃料用途）（千 m³/年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	11	14	16	18	21	24	

※原木から木質燃料として加工される利用量。製材端材、木質系廃棄物を除く。

■恵みの森づくりコンソーシアムの会員数（人）【再掲】

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	40	55	70	85	100	

■きのこ生産量（t/年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	4,899	4,960	4,995	5,030	5,065	5,100	

3 人づくり及び仕組みづくりの推進

3-1 木育・森林環境教育の推進

(1) あるべき姿

- ◆県民の中に木育*・森林環境教育*が定着するとともに、県民一人ひとりが森林に対して責任ある行動をとっています。

(2) 現状分析

- ◆平成14年から森林文化アカデミーで生涯学習講座を開催し、県民への普及教育に取り組んできました。近年、民間企業やNPO*などでも森林に関する講座が開催されるようになってきています。
- ◆平成15年度から総合学習の時間などを活用した「緑と水の子ども会議*」を開催するなど、学校教育の中での児童生徒を対象にした森林環境教育に取り組んでいます。最近では、企業からの寄附等の協力もあります。
- ◆平成20年度に開催した「木育フォーラム」などを皮切りに、保育園、幼稚園等の園児とその保護者を対象とした木育・森林環境教育の普及に取り組んでいます。

(3) 課題

- ◆木育や森林環境教育の方向性が明確でないことから、木育や森林環境教育に関する施策の一貫性がありません。
- ◆県民への普及教育の効果的な実施のために、NPOなどとの連携や、参加者が次の行動につながる機会を提供する必要があります。

(4) 施策の方向性

- ◆木育・森林環境教育の指針を示し、段階的・継続的な教育手法を確立します。
- ◆より多くの教育機関や一般県民に対して、木育・森林環境教育講座を効果的に実施するとともに、受講者が講座で学んだことを活用して自ら行動できる場をつくります。

(5) 具体的施策

①木育・森林環境教育の推進

新◆「木育・森林環境教育」を通じて実現する森林や山村地域の将来像、それを担う人材育成に関する「木育・森林環境教育30年ビジョン」を策定します。

新◆企業、NPO、地域の方などと協働して、幼稚園・保育園から高等学校、特別支援学校までの子どもとその保護者に対する木育・森林環境教育の普及啓発と継続的な実施のための「木育・森林環境教育カリキュラム」を作成します。

◆ぎふ森林づくりサポートセンター*において、各地域で開催される研修・講座の情報を集約・整理し、一元的に普及します。

②一般への普及教育の推進

◆森林文化アカデミーにおいて、今まで学んだことを他の人に伝える講座を開催し、併せて指導者として行動する場を提供します。

拡◆各種イベントに木育・森林環境教育の内容を取り入れ、森林や木に対する理解がより深まるようにします。

拡◆木育・森林環境教育に関する情報を発信するとともに、県民ニーズを的確に把握し、効果的な木育・森林環境教育活動を展開します。

③教育機関等における木育・森林環境教育の推進

新◆企業、NPO、地域の方などと協働して、幼稚園・保育園から高等学校、特別支援学校までの子どもとその保護者に対する木育（森林環境教育）の普及啓発と継続的な実施のための「木育・森林環境教育カリキュラム」を作成します。【再掲】

◆保育士や教員などに対して、木育・森林環境教育の指導者に関する研修を実施します。

(6) 目標値

■木育・森林環境教育指導者研修への参加人数（人）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	50	100	150	200	250	(累計)

■緑と水の子ども会議実施校数（校）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	101	110	120	125	130	135	(累計)

3-2 県民との協働による森林づくりの推進

3-3 ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の普及

(1) あるべき姿

- ◆県内各地で、企業やNPO*団体などが、地域の自治体や住民と協力しながら、継続的な森林づくりに取り組んでいます。
- ◆木育*・森林環境教育*をテーマとした、多様なイベントに多くの県民が参加しています。
- ◆多くの県民が、森林や木材に関する意識を高め、正しい理解を持つとともに、普段の生活の中で森林を守るための行動をとっています。

(2) 現状分析

- ◆県内各地で企業や団体などが、様々な森林づくり活動を実施しています。
- ◆里山利用の優れた知識、技能、経験を有する人を、「里山インストラクター*」として認定しています。
- ◆ぎふ森林づくりサポートセンター*や森・川・海ひだみの流域連携協議会などの活動を通じて、森林づくりや森林環境教育など、県民協働による森林の活用に関する支援を行っています。
- ◆昭和45年から、県の緑化行事として「岐阜県みどりの祭り」を開催しています。
- ◆平成7年からは木材振興を目的とした「森と木とのふれあいフェア」を開催しています。
- ◆平成18年から木の国・山の国県民運動の普及啓発として「ぎふ山の日*」のイベントを開催しています。

(3) 課題

- ◆多くの企業やNPO団体などによる森林づくり活動が、継続的に取り組まれるような仕組みが必要です。
- ◆森林づくり活動を通じた、人づくりの仕組みが必要です。
- ◆イベントの効果が一過性で、一方的な情報発信に終わっています。
- ◆より多くの川下地域の団体や企業が、森林関連イベントに参加できるように、情報発信に努める必要があります。

(4) 施策の方向性

- ◆「恵みの森づくりコンソーシアム」を中心に、企業などの提案による森林の持つ多様な価値を活用した森林づくり活動を推進します。
- ◆現在取り組まれている森林づくり活動の継続的な実施に向けた支援を行います。
- ◆木育・森林環境教育を取り入れた、森林づくり活動を推進します。
- ◆ぎふの森林を守るために行動するサポーターを増やします。
- ◆多くの県民や企業などが森林に触れ、親しみ、協働による森林づくりに参画する契機となるイベントを行います。
- ◆県民や企業のニーズや意見を反映した協働の仕組みづくりを進めます。

(5) 具体的施策

①県民との協働による森林づくりの推進

- 拡**◆「恵みの森づくりコンソーシアム」により、森林の持つ様々な価値の活用に関するアイデアを持つ企業等と森林づくりや木材利用を行う団体とのマッチングを行い、森林の持つ価値を活用した森林づくり活動を拡大します。
- ◆「恵みの森づくりコンソーシアム」に対して森林資源の活用方法に関する情報提供などの支援を行います。
- 新**◆企業等の社員研修や福利厚生活動などに木育・森林環境教育を取り入れるよう働きかけ、森林づくりに対する理解を深めます。

②ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の普及

- 拡**◆「ぎふ山の日」のイベント、「岐阜県みどりの祭り」等の実施にあたっては、それぞれの開催趣旨を踏まえつつ、木育・森林環境教育の要素も取り入れていきます。
- 拡**◆イベント参加者などを対象に、生活の中に活かせる木育・森林環境教育情報を提供します。
 - ◆イベント参加者を対象としたアンケートの実施等により施策効果の点検を行います。
 - ◆川上だけでなく川下の企業や団体の参加を促し、それぞれがつながりを持てる場をつくります。

(6) 目標値

■森林づくりに関する企業等との協定締結数（件）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	13	15	16	17	18	19	(累計)

■恵みの森づくりコンソーシアム会員数（人）【再掲】

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	40	55	70	85	100	

■森林づくり関係イベント（※）に出展した団体数（団体／年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	35	40	45	50	55	60	

※県みどりの祭り、ぎふ山の日フェスタ、森と木とのふれあいフェア

3-4 技術者及び担い手の育成・確保

(1) あるべき姿

- ◆森林所有者*による、計画的な森林経営（管理）が行われています。
- ◆高度な知識を有する施業プランナー*が実効性の高い「森林経営計画*」を作成しています。
- ◆施業プランナーが、高度な現場技術を持つ森林技術者*と連携し、効率的な「低コスト林業」を実践しています。
- ◆生涯の仕事として林業に就業できるような環境、仕組みが整い、林業事業体*が人材の確保・育成に積極的に取り組んでいます。
- ◆森林組合*が最優先業務として森林経営計画の策定、施業集約化*・合意形成に取り組んでいます。
- ◆森林組合や林業会社などが連携した地域の森林管理体制が整備されています。

(2) 現状分析

- ◆林業採算性の悪化や世代交代などにより森林所有者の経営意欲は低下していますが、森プロの実施などにより木材売上代金の一部を還元することで、森林所有者の意識に変化が見られます。
- ◆県独自の施業プランナー養成に取り組んでいますが、より一層の人数の確保と資質向上が不可欠です。また、集約化施業に対する林業事業体の組織的な取り組みが定着していません。
- ◆経験豊かなベテラン技術者の減少により、現場指導者が不足しています。
- ◆高性能林業機械*の導入及び森林作業道の整備は急速に進んでいます。
- ◆零細な林業事業体が多いため、計画的な森林技術者の確保・育成が難しいのが現状です。
- ◆森林技術者の年齢構成は、平準化が進行しています。しかし、森林技術者はあまり増加していません。
- ◆新規就業者は増加傾向にあるものの「雇用のミスマッチ」による転職も生じています。
- ◆森プロや林建協働の取り組みにより、森林組合と林業会社、建設業者が連携した森林づくりが始まっています。

(3) 課題

- ◆施業集約化により小規模零細構造を克服し、森林所有者の経営意欲を喚起させることが必要です。
- ◆森林経営計画の作成の実行管理ができる施業プランナーの体系的な育成システムが必要です。
- ◆高度な技術を有する人材（森林技術者）の体系的な育成システムが必要です。
- ◆高性能林業機械を活用した、高い生産性を有する伐採専門チームの育成が急務となっています。
- ◆災害の誘発を防止するため、丈夫で簡易な森林作業道を作設できるオペレーターの養成など技術力の向上に取り組む必要があります。
- ◆学校教育や就業前の体験活動を通して、林業という仕事に対する理解を深める必要があります。
- ◆事業量の安定的な確保による林業会社等の経営基盤の強化が不可欠です。
- ◆森林組合が地域森林管理の中核的担い手となるための経営改革が必要です。
- ◆林業事業体などが連携した、地域の森林づくり体制を全県的に定着させる必要があります。

(4) 施策の方向性

- ◆森林所有者の経営意欲、所有規模に応じた働きかけを行います。
- ◆計画的な施業プランナーの育成を進めます。
- ◆森林技術者の段階的な技術の向上を支援します。
- ◆森林作業道作設オペレーターの技術の向上を図ります。
- ◆森林文化アカデミーにおいて、森林、林業、林産業を支える人材の育成を強化します。
- ◆新規就業に対する円滑な支援を実施します。
- ◆森林組合の経営改革、林業会社等の経営安定化・経営基盤の強化等の取り組みを支援します。

(5) 具体的施策

①森林所有者の経営意欲の向上

- ◆研修会、座談会などで成功事例を示しながら、意欲と能力を有し森林経営を行うことができる林業事業体（森林経営の受託者）への森林経営の委託を森林所有者に働きかけます。
- ◆一定規模以上の森林所有者に対しては、施業プランナーの相談に応じて林業普及指導員*（フォレスター*等）が森林経営計画作成の支援・指導を行います。

②施業プランナーの育成

- ◆実効性の高い森林経営計画を作成できる人材を育成するため、森林文化アカデミーを中心とした「施業プランナー育成システム」を構築するとともに、より効果的に専門性を高めるための研修を開催します。
- ◆施業プランナーが行う森林経営計画の作成、施業集約化などの実践活動及び林業事業体の組織的な取り組みに対して、林業普及指導員（フォレスター等）が支援します。

③森林技術者の育成

- ◆森林技術者の技術力に応じた体系的な育成システムを構築します。
- ◆関係団体と連携しつつ、現場指導者の確保と森林技術者の段階的な育成を推進します。
- ◆岐阜県の地域特性を考慮し、架線技術などの研修を開催することで、技術の継承を進めます。
- ◆かかり木処理、高性能林業機械などに関する安全対策研修の充実を図ります。
- ◆林業事業体の森林技術者チームを対象に、高性能林業機械のオペレーターや素材生産チームの養成に向けた実践型研修を実施します。
- ◆経営規模が小さく、機械を購入できない林業事業体に対し、機械のレンタル経費の助成を実施します。
- ◆施業集約化、低コスト作業システムの導入など林業事業体の経営安定化に向けた取り組みに対し、林業普及指導員（フォレスター等）の技術的支援を行います。

④森林作業道作設オペレーターの育成

- ◆森林作業道作設オペレーター*に対し、地域特性に応じた知識・訓練教育を実施するとともに、国や民間団体が主催する作業道研修会への参加を促します。
- ◆森林作業道作設中、作設後にチェックリストによる確認を行い、適切に作設できないオペレーターには、現地指導などのフォローアップを行います。

⑤新規就業者の確保

- ◆森林文化アカデミーの専修教育において専門人材の育成強化と県内就業を促進します。
- ◆林業への就業を促進するため、「農林高校生林業就業促進事業」や「青少年山しごと体験塾」を実施します。
- ◆県林業労働力確保支援センターと連携した「森林の仕事ガイダンス」、「林業就業支援ガイダンス」や総合企画部・農政部との連携による「職」・「住」をセットにしたセミナーを開催します。
- ◆求職者を対象とした「緑の担い手参入研修」などを効果的に開催します。
- ◆林業事業体が行う計画的雇用や事業合理化に関するビジョン作成と実行を支援します。

⑥林業事業体（森林組合・林業会社等）の育成・確保

- ◆経営ビジョンの作成、常勤理事の設置、中堅職員を対象とした経営能力向上研修の開催など、森林組合の経営強化に向けた指導・支援を行います。
- ◆県森林組合連合会及び森林組合が取り組む、人材育成や効率的な経営につながる森林管理情報機器の整備を支援します。
- ◆林業事業体が行う計画的雇用や事業合理化に関するビジョン作成と実行を支援します。【再掲】
- ◆事業量の確保に向けて計画的かつ効率的な森林づくりを森林所有者に提案できる施業プランナーを育成します。
- ◆施業プランナーが行う森林経営計画の作成、施業集約化などの実践活動及び林業事業体の組織的な取り組みに対して、林業普及指導員（フォレスター等）が支援します。【再掲】
- ◆林業普及指導員（フォレスター等）による、市町村森林整備計画*や森林経営計画の作成指導・支援などを通じて、地域の森林管理体制づくりを進めます。

(6) 目標値

■森林技術者数（人）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	1,166	1,184	1,193	1,202	1,211	1,220	

■施業プランナー養成者数（人）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	45	72	84	96	108	120	（累計）

■森林文化アカデミー卒業生（エン지니어科）県内就職率（％）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	78%	70%以上					

3-5 地域が主体となった森林づくりの支援

(1) あるべき姿

- ◆市町村森林管理委員会*が、「市町村森林整備計画*」の策定、地域の森林づくりに関する具体的な計画の提案、施業の集約化*など、地域の課題に積極的に取り組んでいます。

(2) 現状分析

- ◆市町村森林管理委員会が独自に、基本計画等の策定や「森プロ*」等の各種プロジェクトに取り組むなど、徐々に成果があがっています。
- ◆美濃市では里山景観林整備に関して、地域住民との協働による地域密着型のプロジェクトが進められています。
- ◆恵那市では「木の駅プロジェクト」といった民間主導の活動が注目を集めています。

(3) 課題

- ◆森林法*の改正に伴う新たな森林計画制度により、市町村森林管理委員会は、市町村森林整備計画策定の合意形成の場として機能することが求められています。
- ◆森林法における市町村の権限はますます強化されますが、市町村の担当職員の増加は望めないため、県の支援と市町村の実務担当者のスキルアップが必要です。

(4) 施策の方向性

- ◆地域の課題への取り組みを推進するため、林業普及指導員*（フォレスター*等）が森林研究所、森林文化アカデミーと連携し「市町村森林管理委員会」へ技術的な指導・支援を行います。
- ◆各市町村の実務担当者のスキルアップと、市町村間の連携強化を図ります。

(5) 具体的施策

①地域が主体となった森林づくりの支援（市町村森林管理委員会）

- ◆市町村森林管理委員会が主体となって取り組む、地域の森林づくりの方針の検討（ゾーニング等）、施業の集約化、路網の配置などについて、林業普及指導員（フォレスター等）が技術的な支援をします。
- ◆「林業技術支援センター*」では、地域の要請に応じた専門的な支援を行います。
- ◆市町村森林管理委員会の情報交換・交流の機会を提供し、活動の活性化を図ります。
- ◆市町村の実務担当者のスキルアップのために、「森林・林業・木材産業」及び「木育*・森林環境教育*」に関する研修を実施します。

(6) 目標値

■独自の取り組みを行った市町村森林管理委員会数（数／年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	13	18	20	22	24	26	

3-6 技術の向上及び普及

(1) あるべき姿

- ◆林業普及指導員*（フォレスター*等）が養成され、市町村の林業行政に対する支援や施業プランナー*等に対する指導を通じ、地域において持続可能な森林経営が行われています。
- ◆森林研究所等においては、県民ニーズに沿った研究が進んでおり、研究成果が大いに活用されています。
- ◆最先端の技術と知識を備えた森林技術者*が育っています。

(2) 現状分析

- ◆森林法*の改正に伴う新たな森林計画制度*では、市町村森林整備計画*を地域の森林づくりのマスタープランに位置づけるなど、市町村が果たすべき役割はますます重要となってきます。
- ◆研究開発の分野では、県内の森林関連産業から要望が多い課題や、森林行政で必要な課題に対し技術開発に取り組んできました。また、ナラ枯れ被害対策など、地域に密着した研究成果の普及にも努めてきました。
- ◆自然環境や社会情勢の変化に伴い、新たな研究課題も生じています。

(3) 課題

- ◆市町村行政を支援できるよう長期的な視点に立ち、目標を持って森林づくりを計画し、的確に指導できる林業普及指導員（フォレスター等）を養成する必要があります。
- ◆特に現場・県民ニーズの高いテーマとして、「更新*作業コストの低減技術の開発」、「ニホンジカの効率的な防除技術の開発」、「路網*の高密度化が困難な箇所での効率的な森林作業システムの開発」、「木材乾燥技術の向上」などが挙げられます。

(4) 施策の方向性

- ◆県林業普及指導員の資質向上を図り、フォレスターとして養成します。
- ◆林業普及指導員（フォレスター等）は、市町村が行う森林計画策定や実行の支援・指導を行います。
- ◆研究開発は、長期的な視野のもと、現場・県民ニーズの高いテーマを中心に取り組みます。
- ◆研究課題の設定段階から、普及指導部門と十分に連携した、技術の開発・普及に努めます。
- ◆大学その他の研究機関や企業・事業者との連携を密にし、共同研究に取り組むことで、研究ニーズに対応できる体制の整備及び研究者（人材）の育成に努めます。

(5) 具体的施策

新 ①技術の普及・指導（フォレスターの育成）

- ◆フォレスターとして必要な知識、能力を身につけるため、国主催「准フォレスター養成研修」に職員を派遣します。
- ◆フォレスターが認定される平成25年度までは、これら職員が准フォレスターとなって市町村行政を支援します。
- ◆平成26年度以降、フォレスターとなった林業普及指導員が、市町村森林整備計画策定・実行の指導、森林経営計画*認定の指導、森林施業プランナーが行う森林経営計画作成・実行の指導を行います。
- ◆国有林フォレスターとの連携など市町村や施業プランナー等への支援体制を確立します。
- ◆研究機関と連携し、最新の研究成果の普及に努めます。

②技術の調査研究

- ◆以下の課題を「重点研究課題」として取り組みます。
 - ・現地に適した低コストな森林更新技術の開発
 - ・ニホンジカによる林業被害に対する効率的な防除技術の開発
 - ・急傾斜地に対応した作業システムの構築
 - ・県産材品質向上のための木材乾燥等の技術開発
 - ・人工林の高齢化に対応した間伐*技術の開発
 - ・目標林型に応じた施業指針の確立に向けた調査・研究
- ◆普及指導部門と連携し、企業等が必要とする技術開発の聴き取り調査などを行うとともに、現場・県民ニーズの把握を行います。
- ◆森林文化アカデミーの技術研修や生涯学習講座と連携し、開発した技術の普及を行います。
- ◆大学、その他の研究機関、企業・事業者との共同研究を推進します。また、若手研究員を大学や国立試験機関等へ派遣することで人材の育成を進めます。

(6) 目標値

■フォレスター認定者数（人）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標	—	—	10	20	30	40	(累計)

■新技術開発件数（件／年）

年度	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
目標		3					

目標値一覧

健全で豊かな森林づくり

	項目	説明	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
1	森林経営計画 策定面積 (千 ha)	今後5年間で木材生産が可能な森林の大部分をカバーする目標値としています。	—	75	110	145	180	200	(累計)
2	間伐面積 (ha)	間伐が必要な時期にある森林を計画的に間伐していく年間必要面積を目標値とします。	14,284	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	
3	利用間伐材積 (森林整備事業分) (m³)	間伐材が有効に利用されることを示す指標。補助事業による間伐材の生産量を目標値とします。	73,143	87,600	96,400	105,700	115,300	125,400	
4	荒廃地復旧工事完了率	災害箇所のうち、復旧工事着手後3年以内に完了する箇所の割合を100%とします。		100%					
5	魚つき保安林の指定箇所数	人魚が棲みやすい環境作りに資する保安林指定を県下で展開します。	2	2	3	4	5	5	(累計)
6	生活環境保全林への入込者数	人口減少、高齢化、レジャー趣向の変化等を考慮し、現状維持の目標値とします。	112	112万人/年					
7	恵みの森づくりコンソーシアムの会員数	毎年一定規模の拡大を図ることで、新たな森林資源活用取り組みを強化します。	—	40	55	70	85	100	(累計)
8	環境モデル林設定数	県内5圏域にモデル林設定を広げ、県内全域への展開を図ることとしています。	—	1	2	3	4	5	(累計)

林業および木材産業

	項目	説明	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
9	木材(丸太)生産量 (万m³)	県産材の生産状況の指標であり、今後の木材需要の増大等を考慮し目標値を設定しています。	32.5	37	39	42	45	50	
(1)	森林経営計画 策定面積 (千 ha)	—	—	105	130	155	180	200	(累計)
10	森林経営計画 区域内作業道 新規開設延長 (km)	森林経営計画区域内で新規に開設が必要な作業道の延長を年間150kmとしています。	—	150	300	450	600	750	(累計)
11	製材工場等への 木材直送量 (万m³)	市木材流通の合理化の指標となる直送量を、H28年までに現在の2倍とする目標としています。	13	18	20	22	24	26	
12	製材品出荷量に占める人工 乾燥材の割合 (%)	市場ニーズの高い乾燥材の供給割合を、H28年までに現在の2倍とする目標としています。	31	43	47	51	55	60	
13	ぎふ性能表示 材製品出荷量 (千m³)	強度や含水率が表示された製材品の出荷量を徐々に増やし、H28年までに構造材の6割を占める目標としています。	0.1	10	20	30	40	50	

第7章 施策の展開方法

14	県内新設戸建軸組住宅に占める県産材住宅の割合(%)	県内に新築される木造住宅のうち、県産材を使用した住宅の割合を増加させることとしています。	16.1	17	18	19	20	21	
15	公共施設の木造化及び内装木質化施設数	教育、福祉をはじめとする公共施設の木造化、内装木質化を毎年一定の規模で推進します。	8	16	32	48	64	80	
16	木質バイオマス利用量(燃料用途)(千m ³)	木質資源利用ボイラーの燃料として利用される木材資源量を指標値とします。	11	14	16	18	21	24	
(6)	恵みの森づくりコンソーシアムの会員数	—	—	40	55	70	85	100	(累計)
17	きのこ生産量(t)	県民1人あたりのキノコ消費量を拡大し、生産量を増大させ経営の安定化につなげます。	4,899	4,960	4,995	5,030	5,065	5,100	

人づくり及び仕組みづくり

	項目	説明	基準年 H22	H24	H25	H26	H27	H28	摘要
18	木育指導者研修への参加人数	保育士や小中学校教員等を対象とした木育指導者研修の参加者数。年間50名を目標とします。	—	50	100	150	200	250	(累計)
19	緑と水の子ども会議実施校数	緑と水の子ども会議を実施した小中高等学校の実施校数。年間15校を目標とします。	101	110	120	125	130	135	(累計)
20	森林づくりに関する企業等との協定締結数	企業等との協働による森林づくりの協定締結数。毎年1件の上積みを目指します。	13	15	16	17	18	19	(累計)
(6)	恵みの森づくりコンソーシアムの会員数	—	—	40	55	70	85	100	(累計)
21	森林づくり関係イベントに出展した団体数	森林づくりイベントにパネル展示やブース出展する企業等の数を毎年5件拡大します。	35	40	45	50	55	60	
22	森林技術者数	素材生産や森林整備の事業量の増大に伴い必要となる技術者数を、作業の効率化の進展などを考慮して算出しています。	1,166	1,184	1,193	1,202	1,211	1,220	
23	施業プランナー養成者数	県主催の施業プランナー養成研修の修了者数。 林業事業体の状況や素材生産量者数を考慮し算出しています。	45	72	84	96	108	120	(累計)
24	森林文化アカデミー卒業生(エンジニア科)県内就職率(%)	エンジニア科卒業生のうち、県内に就職した割合を、毎年70%以上とする目標としています。	78	70%以上					
25	独自の取り組みを行った市町村森林管理委員会数	地域固有の課題の解決に取り組む委員会の数を、現在の倍とする目標値としています。	13	18					20
26	フォレスト認定者数	林業普及指導員を中心に育成し、25年度から始まる国認定試験で年10名程度の登録を目指します。	—	—	10	20	30	40	(累計)
27	新技術開発件数	森林研究所、生活技術研究所から民間などへの技術移転目標を年間3件としています。		3件／年					

1 岐阜県森林づくり基本条例

平成 18 年岐阜県条例第 25 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 基本計画(第12条)

第3章 基本的施策

第1節 健全で豊かな森林づくり(第13条—第15条)

第2節 林業及び木材産業の振興(第16条—第18条)

第3節 人づくり・仕組みづくり(第19条—第24条)

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議(第25条・第26条)

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部(第27条・第28条)

附則

岐阜は木の国・山の国と岐阜県民の歌にもうたわれるように、岐阜県は、森林が県土の約8割を占めるわが国有数の森林県である。私たちは、豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって、森の文化・木の文化をはぐくみ、社会経済の発展を遂げてきた。

しかしながら、市場経済の世界的な進展により木材の輸入が増大し、生産性や効率性が重視される中で、森林づくりを支えてきた林業や木材産業の不振が続き、手入れが行き届かず荒廃する森林が増えつつある。このままでは、災害の防止や水源のかん養といった森林の持つさまざまな機能が損なわれ、美しい景観の喪失や農山村社会の活力の低下といった問題が生じるなど、私たちの生活への影響が懸念される。

一方、21世紀は環境の世紀といわれ、温暖化防止など地球規模の環境対策や持続可能な循環型社会の形成が求められている中で、二酸化炭素の吸収源であり、また、絶えることなく資源を生み出す森林の重要性が世界的に再評価されつつある。さらに、物の豊かさより心の豊かさ、人と自然との共生が求められる今日、私たちに潤い、安らぎ、ゆとりを与えてくれると同時に、自然の生態系を支え多様な生物をはぐくむ豊かな森林は、すべての生命にとってなくてはならない存在となっている。

今こそ、私たちは、森林がかげがえのない財産であり大切な資源であることを再認識し、森林を健全で豊かな姿で次世代へと引き継いでいかなければならない。

ここに、私たちは、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等が一体となって適切な役割分担の下に森林づくりを持続的に推進していくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の森林づくりの基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者、森林づくり活動団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の森林づくりに関する基本的施策を定め、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境と暮らしを守り活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、林産物の供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。

- (3) 森林所有者 県内に所在する森林を所有する者をいう。
- (4) 森林づくり活動団体 県内で森林づくりに係る活動を行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体をいう。
- (5) 森林環境教育 森林と人及び環境との関係その他森林の多面的機能に対する理解と関心を深めるための教育及び学習をいう。
- (6) 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。

（基本理念）

第3条 森林づくりは、森林が災害から県民の生命と生活を守っていること、多様な生物の生息の場であること、豊かな水を生み出す源となっていること、木材をはじめとする林産物の生産の場であること、県民の心に潤いと安らぎを与えていること、地球環境の保全に貢献していることなどにかんがみ、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等の協働により、次に掲げる方針に基づいて将来にわたり持続的に行われなければならない。

- (1) 県民の生命及び財産並びに良好な環境が守られるよう、健全で豊かな森林とすること。
- (2) 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会が実現されるよう、林業及び木材産業を振興すること。
- (3) 森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり及び仕組みづくりを推進すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、施策の推進に当たっては、県民との協働に努めるとともに、国、市町村及び関係機関との緊密な連携を図らなければならない。
- 3 県は、県内に所在する森林が有する森林の多面的機能が、その森林の下流域の人々にとって欠くことのできないものであることにかんがみ、森林づくりに関する施策についてその人々の協力が得られるよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、当該市町村の住民に対し森林づくりの重要性について普及啓発に努めるとともに、森林所有者（当該市町村を除く。）に対し森林づくりについて必要な助言又は支援に努めるものとする。

- 2 市町村は、地域が主体となって森林の適正な管理及び活用が図られるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第6条 森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な管理に努めるとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林組合の役割）

第7条 森林組合は、森林組合が森林所有者の協同組織であり、地域における林業の中核的な担い手であることにかんがみ、森林所有者に対し、その地域の特性に応じた一体的かつ計画的な森林づくりを指導し、又は自らこれを実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、県産材を積極的に利用し、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 林業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう努めるものとする。
- 3 木材産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県産材の利用の拡大に努めるとともに、県産材を活用する製品の開発に努めるものとする。

（森林づくり活動団体の役割）

第9条 森林づくり活動団体は、森林の大切さを普及する活動その他の森林づくりに係る活動を積極的に企画し、及び実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第10条 県民は、森林の大切さについて理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、木の良さについて理解を深め、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本計画**（基本計画）**

第12条 知事は、基本理念に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、森林づくりに関する中長期的な目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岐阜県木の国・山の国県民会議の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を見直すものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

8 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 基本的施策**第1節 健全で豊かな森林づくり****（災害に強い森林づくり）**

第13条 県は、森林の多面的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が高度に発揮されるよう、治山対策の推進及び造林、保育その他の森林施業に関する助言、支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、その土地に適した樹木を育成し、森林が多様な樹種又は林齢から構成されるよう森林所有者等に対して必要な助言又は支援を行うとともに、間伐対策を計画的に推進するものとする。

（森林の適正な保全）

第14条 県は、県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保を図るため、保安林制度、林地開発許可制度その他森林及び自然環境の保全に関する制度を適切に運用し、森林の適正な保全に努めるものとする。

（森林空間の利用の促進）

第15条 県は、里山その他の森林空間（森林と周辺の自然環境等が一体となって作り出される空間をいう。）が県民の森林環境教育、保健休養又は都市と農山村との交流の用に供されるよう、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村、森林づくり活動団体等が前項の措置を行う場合にあっては、これに必要な助言又は支援を行うものとする。

第2節 林業及び木材産業の振興

（効率的な森林施業の実施）

第16条 県は、森林施業が効率的に実施されるよう、森林施業の団地化、林業機械の導入及び計画的な林道の整備に関し、林業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

（県産材の利用の拡大）

第17条 県は、県産材の利用の拡大を図るため、県産材に関する情報の提供、施設の整備その他の公共事業における県産材の活用、県産材を使用する住宅の建設の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、生産、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備に関し、木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

（森林資源の有効利用の促進）

第18条 県は、林業及び木材産業の振興に資するため、森林資源の新たな用途の開発その他森林資源の有効利用の促進に関し、林業及び木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

第3節 人づくり・仕組みづくり

（森林環境教育の推進）

第19条 県は、県民が森林づくりについての理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、次代を担う青少年の森林を大切にすることが育まれるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、前2項の措置を講ずるに当たっては、教育機関との連携を図るものとする。

（技術者及び担い手の育成等）

第20条 県は、林業又は木材産業の現場の状況に対応できる技術者の育成及び確保を図るため、実践的な教育を実施するとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

2 県は、林業又は木材産業の経営を担うべき人材を育成するため、教育の充実を図るとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

（県民との協働による森林づくり）

第21条 県は、県民との協働により森林づくりを進めるため、森林づくりに関する県民運動が積極的に展開されるよう、情報の提供、県民との意見の交換その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民、森林づくり活動団体、事業者等が自発的に行う森林づくりに係る活動が促進されるよう、必要な助言又は支援を行うものとする。

（ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間）

第22条 県民の間に広く森林づくりについての理解を深めるとともに、県民が森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めるため、ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間を設ける。

2 ぎふ山の日は、8月8日とし、ぎふの山に親しむ月間は、8月とする。

3 県は、市町村、事業者、森林づくり活動団体等と連携して、森林づくりに対する県民の理解を深めるための啓発活動その他ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（地域が主体となった森林づくりの支援）

第23条 県は、地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案その他の活動

を行うことを目的として市町村が設置する組織の活動に関し、必要な助言又は支援を行うものとする。

2 前項の組織は、地域における意見が十分に反映されるよう、森林所有者、森林組合、地域住民等によって構成されるものとする。

（技術の向上及び普及）

第24条 県は、森林、林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、地域の特性に応じた調査及び研究、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、大学その他の研究機関及び事業者との連携に努めるものとする。

第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議

（設置及び所掌事務）

第25条 森林づくりに関する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となって森林づくりを進めるため、岐阜県木の国・山の国県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

2 県民会議は、第12条第4項に規定するほか、森林づくりに関して知事に対し提言を行うことができる。

（組織等）

第26条 県民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

7 県民会議に、前条第2項の所掌事務のうち専門的な事項を調査及び検討するため部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部

（設置及び所掌事務）

第27条 森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県木の国・山の国推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）基本計画の策定に関すること。

（2）森林づくりに関する施策の実施を推進すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

（組織等）

第28条 推進本部は、岐阜県木の国・山の国推進本部長、岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員をもって組織する。

2 岐阜県木の国・山の国推進本部長（以下「本部長」という。）は、知事をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の事務を総括する。

4 岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員は、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年5月21日から施行する。_

2 主要統計資料

1. 森 林

①森林資源

県土面積	1,062 千 ha	全国第 7 位
森林面積（国有林*を含む）	866 千 ha	全国第 5 位
森林率（県土面積に対する森林面積の割合）	82 %	全国第 2 位
民有林面積	685 千 ha	全国第 3 位
人工林面積（国有林*を含む）	387 千 ha	全国第 6 位
天然林面積（国有林*を含む）	436 千 ha	全国第 7 位

資料：林野庁計画課「森林資源の現況」（平成 19 年 3 月 31 日）

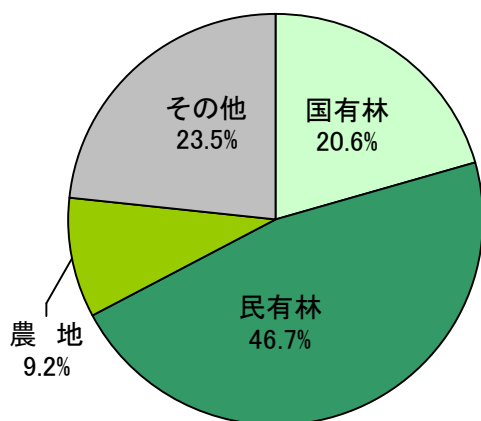
国土面積・県土面積は、全国市町村要覧平成 19 年度版

人工林：人為的に苗木を植栽することにより育てられた森林。スギやヒノキなどの針葉樹が中心。

天然林：更新に人の手が加えられていない森林、またはほとんど手が加えられず自然のままになっている森林。ブナ、ミズナラ、クリ、コナラ、カシ類などの広葉樹が中心。

- 岐阜県の森林面積は 863 千 ha（平成 22 年 3 月 31 日）と県土面積の 81.2% を占めています。内訳は、国有林*が 180 千 ha、民有林が 682 千 ha で民有林は県土面積の 64.2% を占めています。全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は平成 18 年度末現在で全国第 3 位です。

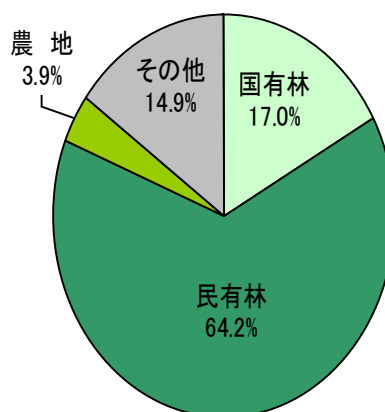
土地（面積割合：全国）



森林面積：25,097 千 ha（平成 18 年度）

資料：林野庁「森林資源の現況（平成 19 年 3 月 31 日）」
農林水産省「2005 年世界農林業センサス」

土地（面積割合：岐阜県）

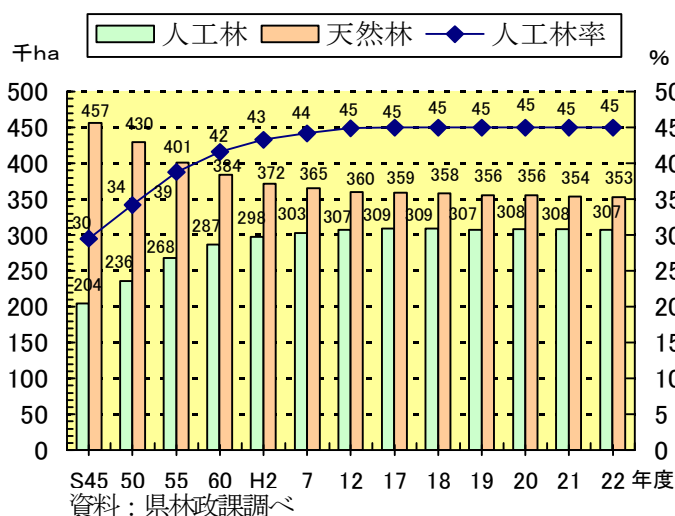


森林面積：863 千 ha（平成 21 年度）

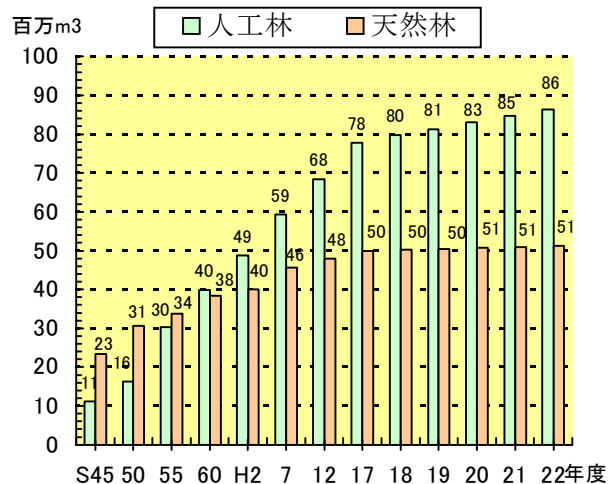
資料：国有林面積は中部森林管理局調べ
民有林面積は県林政課調べ
農地面積は農林水産省「2005 年世界農林業センサス」

- ・ 森林蓄積は年々増加しており、民有林蓄積は 137,513 千 m^3 となっています。特に人工林*蓄積が著しく増加しています。

民有林森林面積の推移



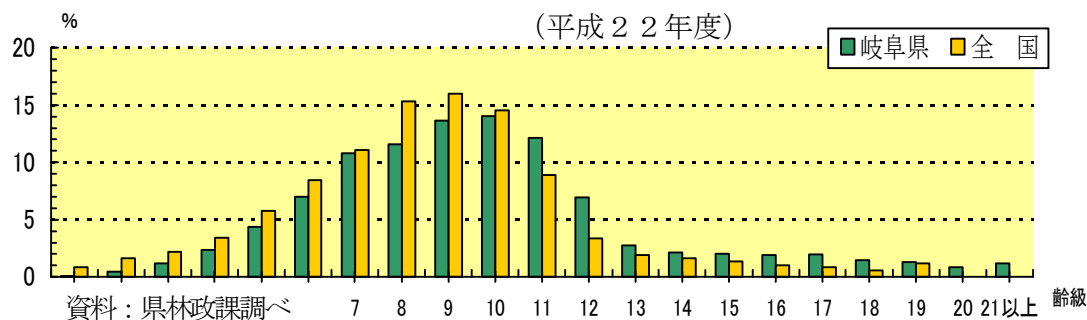
民有林森林蓄積の推移



- ・ 民有林人工林*のうち 35 年生以下（7 齢級以下）の若・幼齢林の面積は 80 千 ha、全体の 26%を占めており、除間伐などの保育*施業の実施が重要となっています。
- ・ また、間伐*の対象となる 11～35 年生の人工林*面積は 79 千 ha で、民有林人工林*の 26%を占めています。

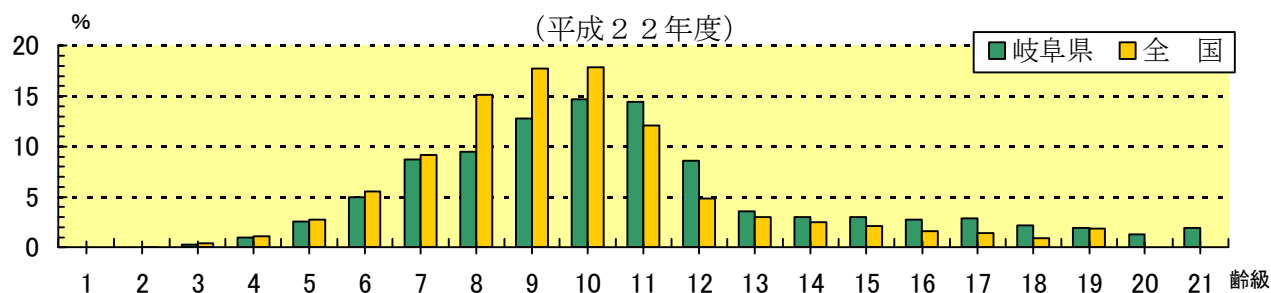
民有林人工林面積 全国：7,971 千 ha 岐阜県：307 千 ha

民有林人工林齢級別面積分布(岐阜県)



民有林人工林蓄積 全国：2,223 百万 m^3 岐阜県：86,342 千 m^3

民有林人工林齢級別蓄積分布(岐阜県)



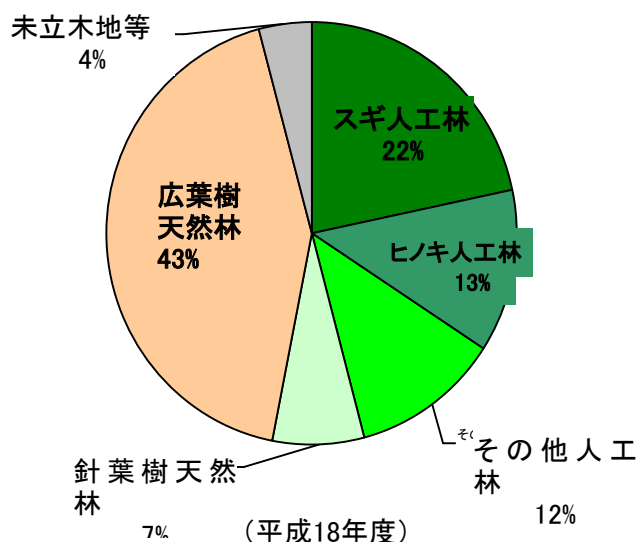
資料：全国数値は、林野庁「森林資源の現況(平成19年3月31日)」

県数値は、県林政課調べ

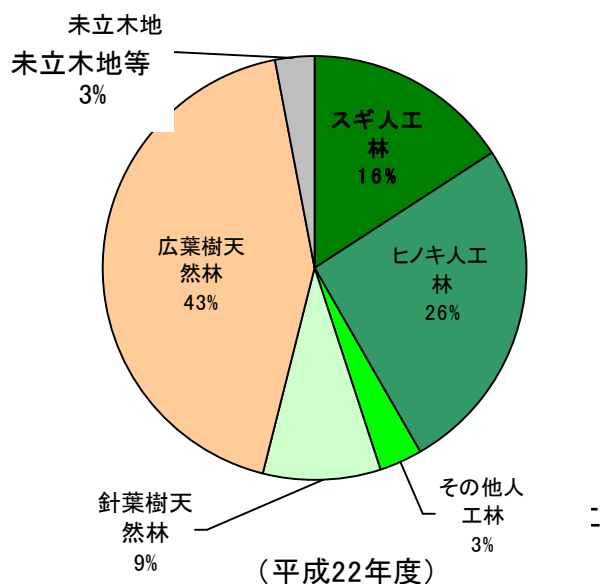
注：全国数値は20 齢级以上の集計はしていない。

- ・ 民有林の樹種別面積をみると、ヒノキ人工林*の割合が全国数値に比較して高くなっています。平成 18 年度末現在、本県のヒノキ人工林*面積・蓄積は、高知県に次いで第 2 位となっています。

民有林樹種別面積(全国)



民有林樹種別面積(岐阜県)



資料：林野庁「森林資源の現況（平成 19 年 3 月 31 日）」

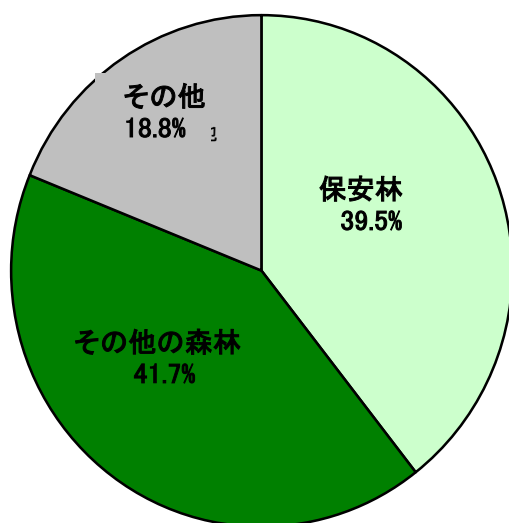
資料：県林政課調べ

②県土の保全

- ・ 保安林*面積は平成 22 年度 419,806ha であり、そのうち民有保安林が 246,657ha、国有保安林が 173,149ha で、県土面積の 39.4%、森林面積の 48.7%を占めています。
- ・ 保安林の 65.1%は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く 32.2%が土砂流出防備保安林となっています。

県土面積に占める保安林の割合

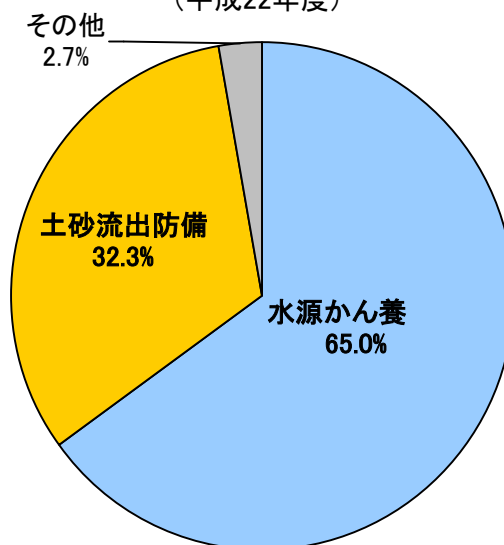
(平成22年度)



資料：県治山課調べ

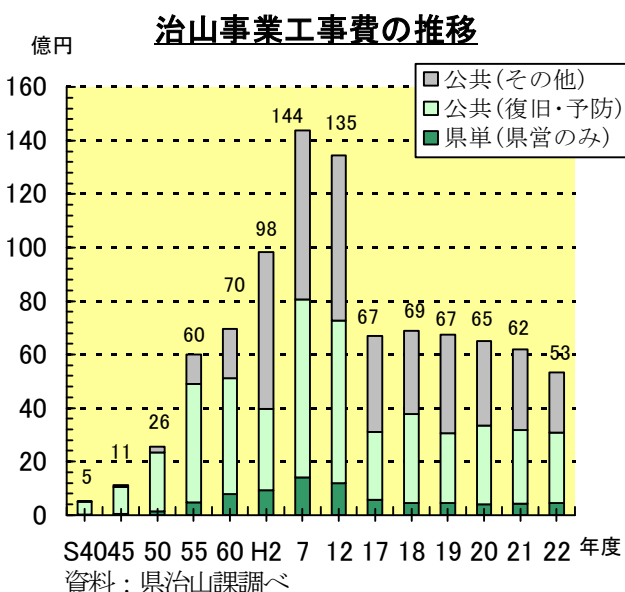
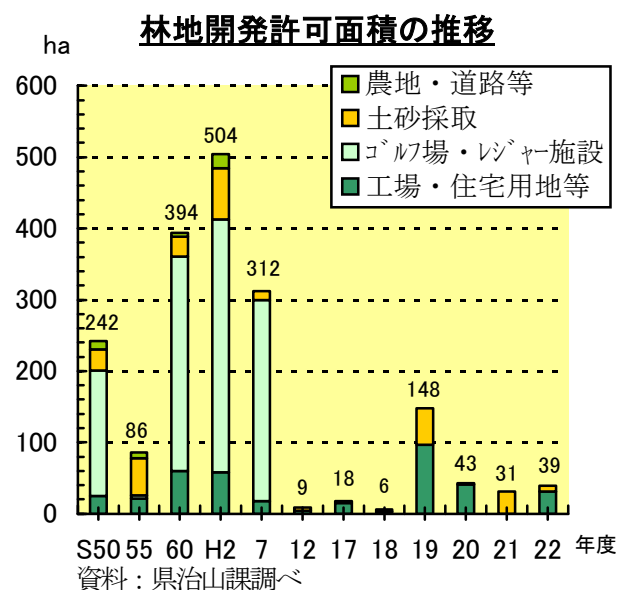
保安林の種類別構成割合

(平成22年度)

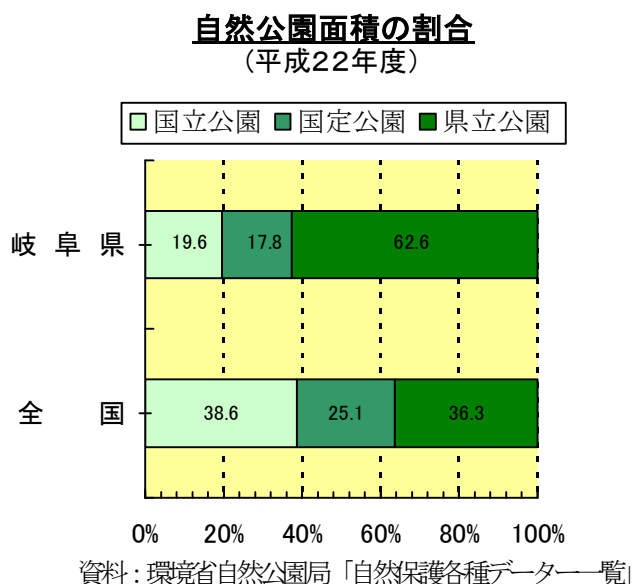
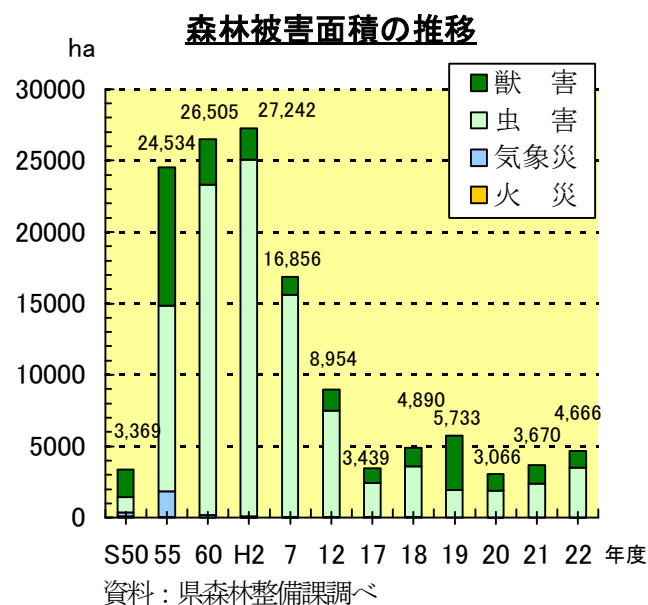


資料：県治山課調べ

- 平成 22 年度の林地開発許可件数及び面積は 6 件、39ha で、前年度より減少しました。林地開発行為許可制施行後、最も多かった平成 2 年度(504ha)の 7.7%です。
- 平成 22 年度の治山事業工事費（公共・県単（県営のみ））は 53.3 億円で、対前年度比 86.1%と減少しています。



- 平成 22 年度の森林被害面積は 4,666ha で、うち 4,651ha（構成比 99.7%）が病虫害害によるものです。



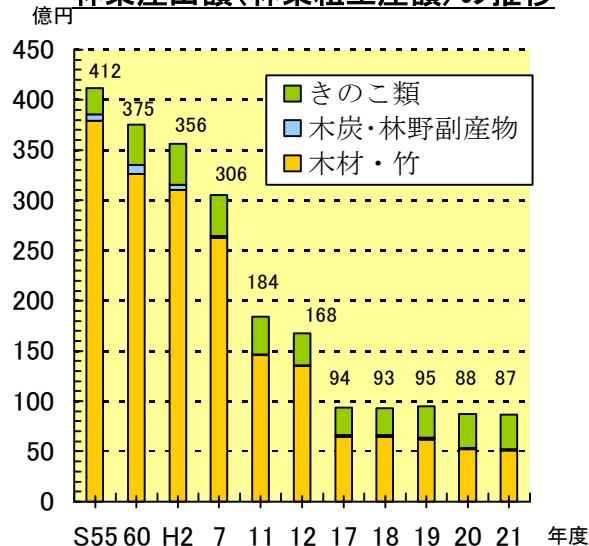
- 本県の自然公園面積は、平成 22 年度末現在 195,093ha で、県土に占める割合は 18.4% となっています。これは全国平均の 14.3% に比べ高く、中でも県立自然公園の割合が高くなっています。

2. 林業・木材産業

①林業経営

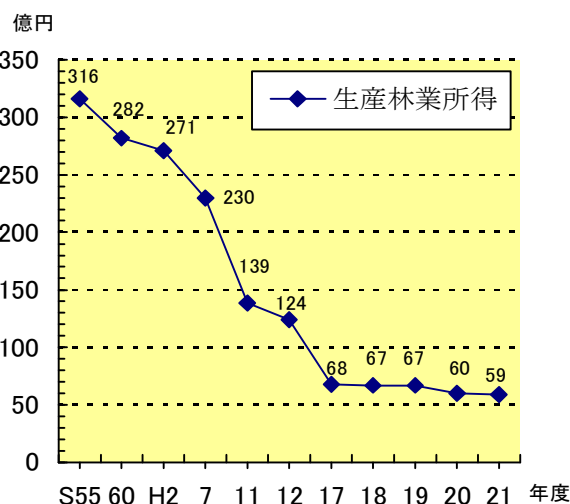
- 平成 21 年度の林業産出額（林業粗生産額*）は 87 億円（対前年度比 99.3%）、生産林業所得は 59 億円（対前年度比 98.5%）となっています。

林業産出額（林業粗生産額）の推移



資料：農林水産省「第 57 次岐阜農林水産統計年報」

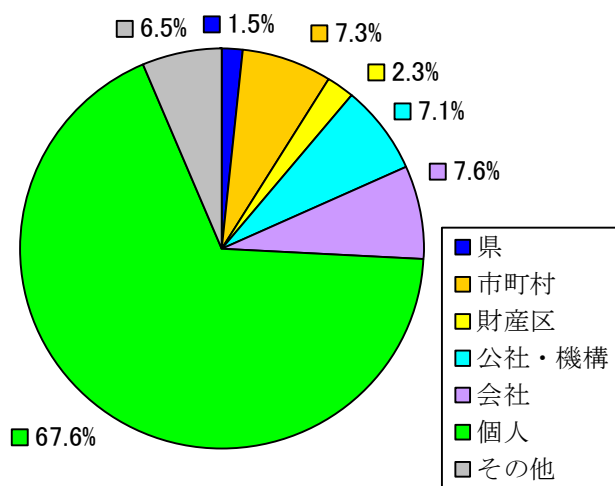
生産林業所得の推移



資料：農林水産省「第 57 次岐阜農林水産統計年報」

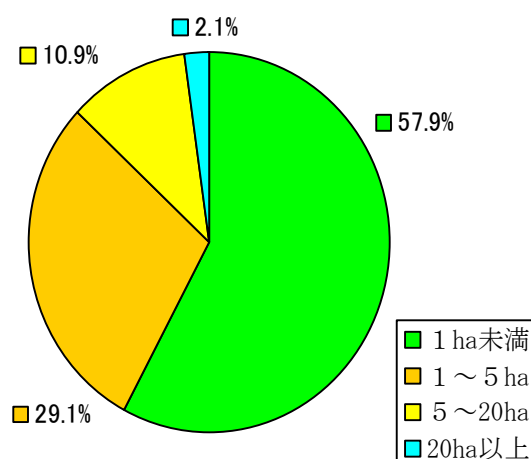
- 県下の民有林面積のうち私有林*が 88.8%、公有林*が 11.2%となっています。私有林*の内訳は個人所有が最も多く、私有林*全体の 76.2%を占めています。
- 個人所有の規模別体数をみると、所有面積 1 ha 未満が 57.9%を占め、1～5ha と合わせると全体の 86.9%が 5 ha 未満の零細な所有となっています。

所有形態別民有林面積の割合
（平成22年度）



資料：県林政課調べ

個人所有林の所有規模別体数の割合
（平成 22 年度）



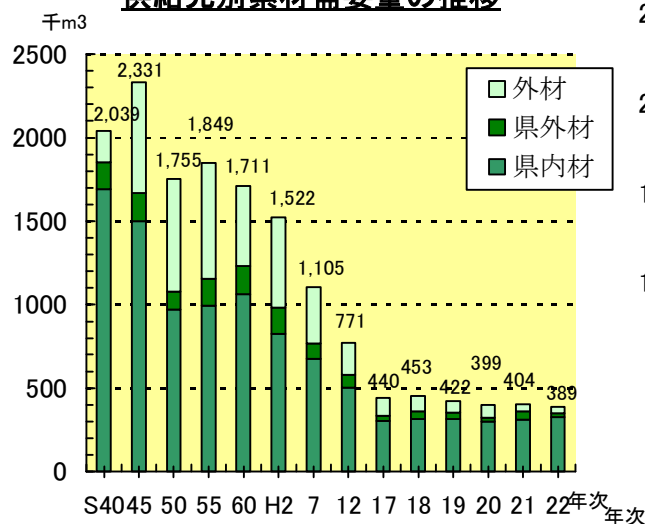
資料：県林政課調べ

注：地域森林計画対象内森林のみ集計

②木材生産・木材需要

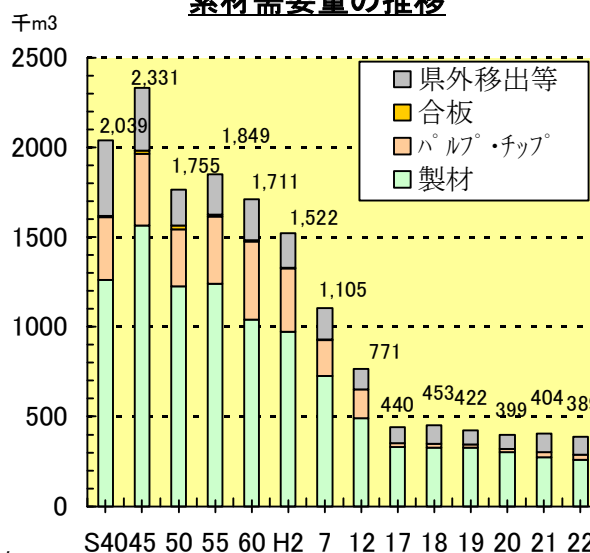
- 平成 22 年の素材の需要量は 389 千 m^3 で、前年より 15 千 m^3 減少しました。このうち県内材の供給量は 325 千 m^3 で全体の 84% を占めています。
- 平成 22 年の素材の県内需要のうち製材用の割合が 66.6% と最も高くなっています。
- 平成 22 年度の新設住宅着工戸数は 11,161 戸で、前年度に比べて 306 戸減少しました。木造率は 74.4% と増加しています。

供給元別素材需要量の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」

素材需要量の推移



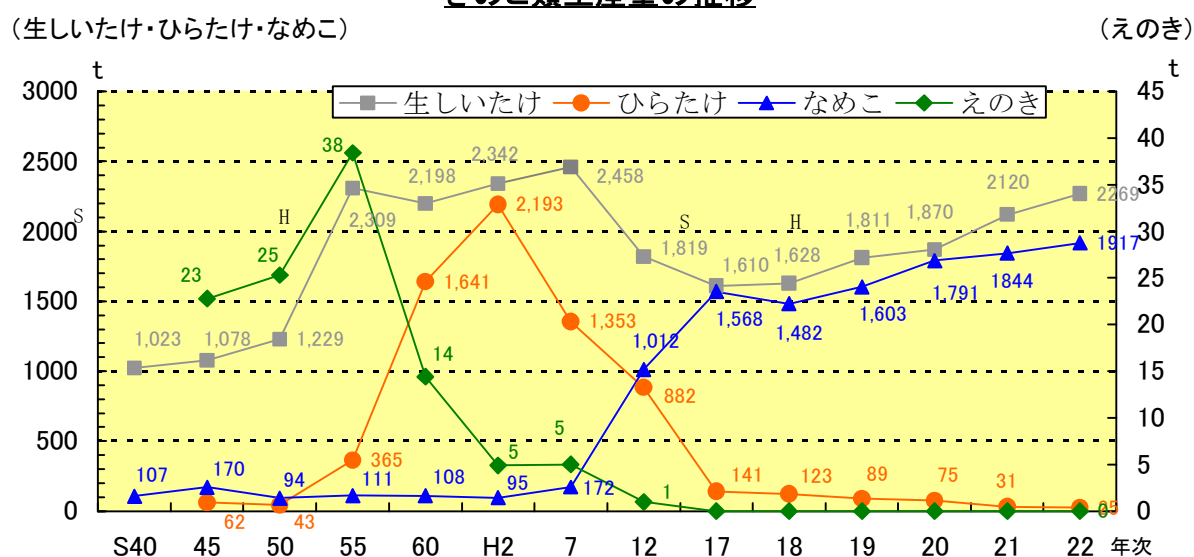
資料：農林水産省「木材需給報告書」

注：調査の中止により 13 年度以降の「パルプ・チップ」は「チップ」のみの数値

③特用林産物*

- 平成 22 年のきのこ類の生産量は、「生しいたけ」は 2,269t で対前年比 107.0%、「なめこ」は 1,917t で対前年比 104.0% となっています。

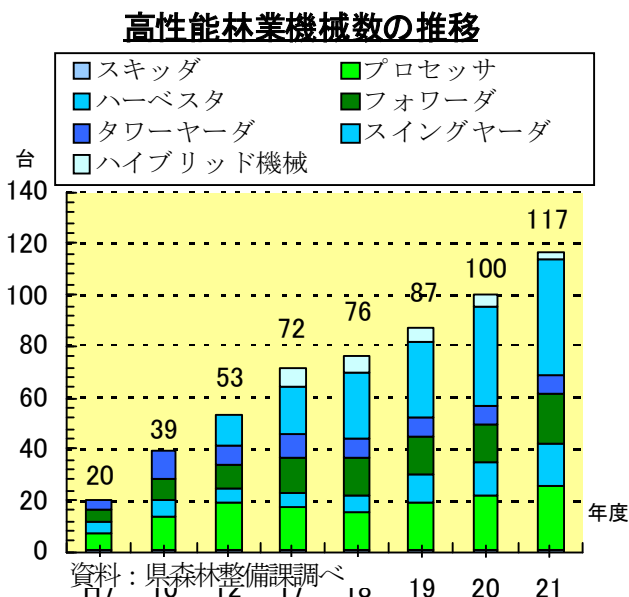
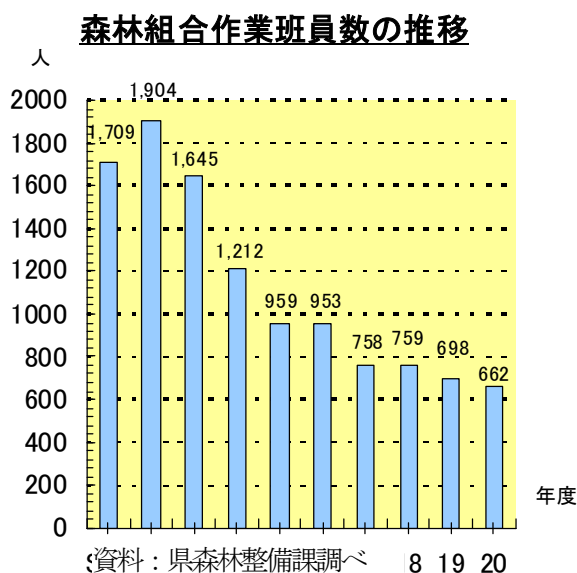
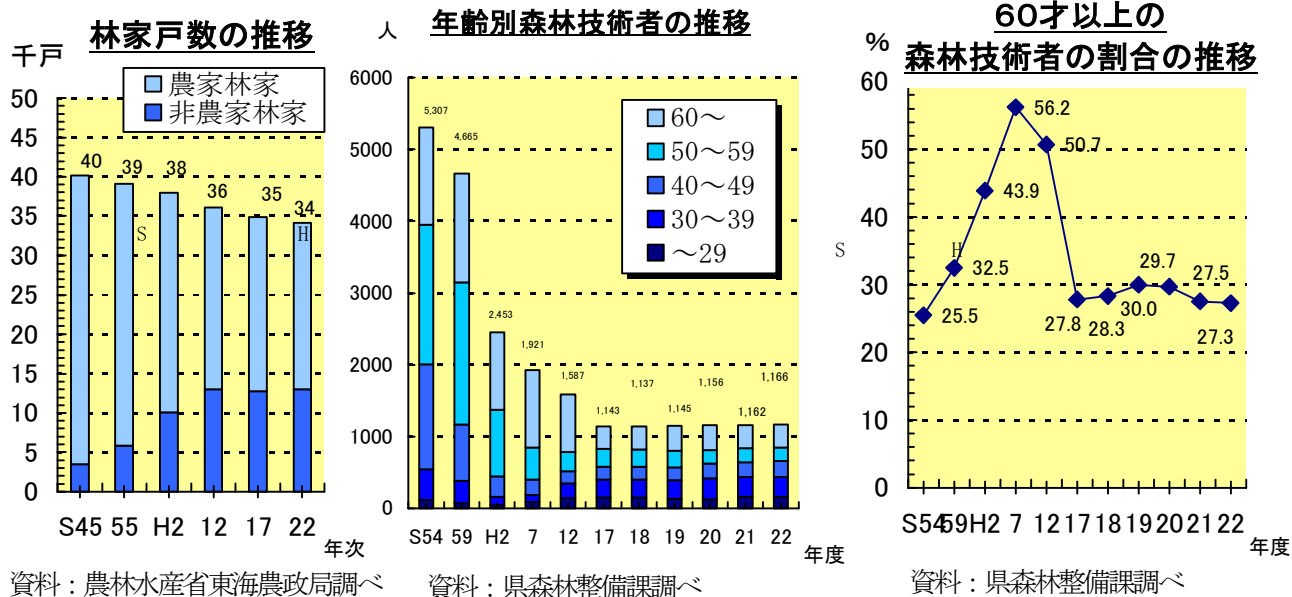
きのこ類生産量の推移



資料：県森林整備課調べ

④林業労働力・林業機械

- ・ 林家（保有山林1ha以上）戸数は減少傾向にあります。平成17年度調査に比べ農家林家数は957戸（4%）減少、非農家林家数は276戸（2%）増加となっています。
- ・ 平成22年度の森林技術者*数は1,166人で、前年度（対前年度比100.3%）を若干上回っています。
- ・ 平成21年度の森林組合*の作業班員は677人で、前年度に比べて15人増加しました。
- ・ 生産性の向上、労働環境の改善などの効果が期待される高性能林業機械*は、平成5年に導入されて以来年々増加し、平成21年度には県下で117台となっています。



3 用語の解説

【あ行】

A材（エーざい）

通直で品質的に欠点が少ない木材。直材。主に建築用途として使用される。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organizationの略で、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人（NPO法人）のほか、市民活動団体、社会福祉法人、ボランティアグループなど様々な団体を含む。NPOの3つの特徴として、活動が非営利、社会的課題を解決、組織として活動がある。（2005年度岐阜県NPO法人ガイドブックより抜粋）

温室効果ガス（おんしつこうがす）

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の温度を上昇させる（地球温暖化）効果を有する気体の総称。代表的なものに、二酸化炭素（CO₂）、メタンガス（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などがある。これらの排出には人間の生活、生産活動が大きく関与している。

【か行】

皆伐（かいばつ）

一定面積の立木の全部、または大部分を一度に伐採すること。

カシノナガキクイムシ

コナラ、ミズナラなどの木材の内部まで穿孔して繁殖する昆虫の一種。被害を受けた木は枯れることがある。

架線集材（かせんしゅうざい）

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端などに集める方法。

下層植生（かそうしょくせい）

植栽の時期や樹種構成の関係により樹冠が2層以上の構造を有している森林において、下位の層にある樹冠を構成する木及び草本類からなる植物集団を指す。

カーボン・オフセット

市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を把握し、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（J-VER等のクレジットで代替）を購入したり、他の場所において排出削減・吸収活動を実施すること等により、排出量の全部または一部を埋め合わせること。

（木材の）乾燥施設

（（もくざいの）かんそうしせつ）

木材を乾燥させる施設。

間伐（かんばつ）

森林が閉鎖してから主伐までの間に成長により混みあってきた森林を健全な状態に導くため、または経営上中間収入を得るために立木の一部を抜き伐りなどにより除くこと。

間伐材（かんばつざい）

間伐によって生産された木材。

木の国・山の国県民会議

（きのくに・やまのくにけんみんかいぎ）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）第25条に基づき、学識経験者その他県民等20名以内により、岐阜県の森林づくりに関して提言などを行うことを目的に設置した県民協働組織。

木の国・山の国推進本部

（きのくに・やまのくにすいしんほんぶ）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）第27条に基づき、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した、知事を本部長とする庁内組織。

木の国・山の国1000人委員会

（きのくに・やまのくにせんにないいんかい）

岐阜県森林づくり基本計画の策定に関して広く意見を述べていただくために設置した委員会。平成17年度の森林づくり1000人委員会を改称。

岐阜県森林づくり基本条例

（ぎふけんしんりんづくりきほんじょうれい）

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりを基本理念として県が平成18年3月23日に制定、平成18年5月21日に施行した条例。

岐阜県レッドデータブック

（ぎふけんレッドデータブック）

岐阜県独自の調査により作成した、県内において絶滅のおそれのある野生生物の現状を明らかにした報告書。

岐阜証明材推進制度（ぎふしょうめいざいすいしんせいど）

県産材のトレーサビリティ制度。生産地、木材の伐採を行った事業者から、加工して柱や家具などを生産する事業者、その製品を販売する事業者までの生産加工履歴を明らかにするもの。

ぎふ性能表示材制度（ぎふせいのうひょうじざいせいど）

岐阜県産の構造材について、寸法や乾燥度合いを示す含水率、たわみにくさを示す曲げヤング係数などの品質・性能の基準をJAS制度に準じ岐阜県独自で定め、高品質な岐阜県産材の安定供給を図る制度

ぎふ森林づくりサポートセンター

（ぎふもりづくりサポートセンター）

県民の森林づくり活動への参加を促進し、森林づくりに関わる団体の活動を支援するため、森林づくり活動に関する県民の総合窓口として平成18年に設置。森林づくりに関する情報の収集・発信、活動団体のネットワーク化、森林づくり活動のコーディネート等を行う。

ぎふ山の日（ぎふやまのひ）

ぎふの山に親しむ月間

（ぎふのやまにしたしむげっかん）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）において、県民に広く森林づくりについての理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めってもらうため、八月八日をぎふ山の日、八月をぎふの山に親しむ月間と制定。

切捨間伐（きりすてかんばつ）

間伐材を利用しない間伐。保育間伐ともいう。

CAD（データ）（キャド（データ））

一般的に作業者がコンピューターの画面上で設計、モデルハウジングをするために用いられるもの。データはその成果品のこと。一般的に設計分野、デザイン分野で多く使用されているが、その活用範囲は無限といって良いほど幅が広がっており、製造分野でのコストダウン、スピード化においても今やなくてはならない存在になっている。

京都議定書（きょうとぎていしょ）

1997年12月に京都で開催されたCOP3（国連気象変動枠組条約第3回締約国会議）で採択された議定書で、2005年2月16日に発効した。先進国における温室効果ガスの具体的な排出削減目標値等を取り決めている。先進締約国全体で、2008年から2012年までの第1約束期間に1990年比で5%以上の排出削減を行うことが規定されており、日本の割当量は基準年に対して6%削減となっている。

溪畔林（けいはんりん）

河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるもの。

県産材（けんさんざい）

県内に所在する森林から生産された木材。

原生林（げんせいりん）

天然林のうち、人の手がまったく加わっていない森林のこと。原始林ともいう。

健全で豊かな森林づくりプロジェクト

（けんぜんでゆたかなしんりんづくりプロジェクト）

素材生産事業体等からの提案により、環境保全と効率的な木材生産の両立を目指す500ha程度の団地を設定し、施業の集約化や木材生産に必要な支援を集中投入する県の取り組み。

（森林の）公益的機能

（（しんりんの）こうえきてききのう）

森林の機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能、

生活環境保全機能、保健文化機能などをいう。

更新（こうしん）

森林や樹木などの世代交代。

公社（こうしゃ）（森林公社（しんりんこうしゃ））

分収方式による森林造成を行うことにより、森林資源の育成のほか、水資源の確保、県土の保全、農山村地域の振興等に寄与することを目的として民法第34条に基づき設立された法人。岐阜県では、岐阜県森林公社と木曽三川水源造成公社がある。

木曽三川水源造成公社

（きそさんせんすいげんぞうせいこうしゃ）

木曽三川上流域の水源地造成を目的として、昭和44年に岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市が相協調して設立された法人。

岐阜県森林公社（ぎふけんしんりんこうしゃ）

民間では出来ない奥山の森林整備を分収方式により推進することを目的として、昭和41年に設立された法人。

高性能林業機械（こうせいのりんぎょうきかい）

1台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を能率良く処理できる木材伐出用の専用機械をいう。機械の種類にはフェラバンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ（伐倒、玉切り、枝払い）、タワーヤーダ、スイングヤーダ（集材）、スキッダ（集材）、フオーダ（集材運搬）、グラップルソー（玉切り、集積、積み込み）等がある。国内には、1980年代後半から導入されるようになった。

合板（ごうはん）

丸太から大根のカツラムキのように薄板をつくり、繊維方向を交互にして接着剤で貼り合わせた板。

公有林（こうゆうりん）

地方公共団体が所有する森林。都道府県有林、市町村有林などのこと。

広葉樹（こうようじゅ）

平たくて幅の広い葉をもった樹木。（例：ナラ、シラカバなど）

国有林（こくゆうりん）

国が持ち主の森林。大部分は林野庁（森林管理署）が管理している。

高品質（材）（こうひんしつ（ざい））

一定の含水率まで乾燥され、そり、曲がりなどの変形がない、寸法に狂いが生じないなど、商品として優れた品質をもつ製材品。

【さ行】

材積（ざいせき）

木材や樹木の体積をいい、 m^3 （立方メートル）で表す。

作業システム（さぎょうシステム）

伐倒、造材、集材、運材などの森林作業への機械や人員の配置などの一連の作業方法。林道からの距離や地形、生産目的により最適なシステムは異なる。

作業道（さぎょうどう）

伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて整備した自動車の通行が可能な幅員3m程度の作業用道路。

作業路（さぎょうろ）

伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、作業道等から作業現場へ向けて整備した林内作業車等の林業機械のみが通行可能な幅員2～3m程度の作業用道路。

里山（林）（さとやま（りん））

集落の近くにある森林の総称。

里山インストラクター（さとやまインストラクター）

里山林の整備と利用について、優れた知識・技術・経験を有し、青少年やボランティア団体等の指導者として登録している人。自然観察、つる細工、クラフトづくり、炭焼き、キノコ採取、体験活動の企画・コーディネートなどを行う。

砂防指定地（さぼうしていち）

砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。森林施業については、5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。

山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

山地災害の発生する恐れがある箇所。

山地災害防止機能（さんちさいがぼうしきのう）

森林内において土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃化を防ぎ、森林が発生源となる災害の発生を防ぐ働き。

GIS（ジーアイエス）

（森林GIS（しんりんジーアイエス））

Geographic Information System（地理情報システム）の略で、位置情報に基づき、地図や空中写真等の図面情報と、文字・数値情報を、総合的に管理、分析、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。岐阜県森林GISは、森林計画図と森林簿を一体管理している。

C材（シーざい）

小径木、短尺材で主に製紙用、ボード用の原料としてチップに加工される。

J-VER 制度（ジェイバーせいど）

環境省により開始され、化石燃料の使用量削減や間伐の促進など、国内で実施される温室効果ガス（CO₂等）の排出削減・吸収につながるプロジェクトを認証し、その排出削減量もしくは吸収量を「環境価値」として流通させ、カーボン・オフセットを目的として発行・売買できる制度。

カーボン・オフセットに使用できるクレジットは他にも種類があるが、企業などがカーボン・オフセットのため

J-VERを購入すると、排出削減・吸収プロジェクト実施者に資金が還流するため、森林整備当への再投資による地球温暖化防止活動の促進と地域の活性化が図られる。

下刈り（したがり）

植栽木の成長を妨げる雑草木を刈り払う作業。

市町村森林整備計画

（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

森林法第10条の5に基づき、市町村長がその区域内の地域森林計画対象民有林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。

市町村森林管理委員会

（しちょうそんしんりんかんりいいんかい）

地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案、その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織。構成員は森林所有者、森林組合、地域住民等。

獣害（じゅうがい）

獣類によって、樹皮をはがされたり若木が食害を受けたりする被害のこと。

集材（しゅうざい）

伐採した木を一定の場所へ集める作業のこと。

集成材（しゅうせいざい）

板材や角材を、厚さ、幅、長さ方向に接着して集成した木材。

集約化施業（施業の集約化）（しゅうやくかせぎょう（せぎょうのしゅうやくか））

林業の生産性の向上を図るため、小規模に分散した施業地をとりまとめて路網を整備ながら、林業機械を効率的に用いて間伐等の施業を行なうこと。（路網を整備しながら、林業機械を効率的に用いて生産性の向上を図るため、小規模に分散した施業地をとりまとめること。）

集約化実施計画（しゅうやくかじっしけいかく）

「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け10林整第1250号林野庁長官通知）に基づき、林業事業体等が作成する施業の集約化にかかる5か年の実施計画

私有林（しゅうりん）

個人または私法人の所有する森林。

樹下植栽（じゅかしょくさい）

高木性の森林が成立している下に苗木を植栽すること。

主伐（しゅばつ）

木材として利用できる時期にきた木を伐る（伐採すること）。主伐には、一度に全部を伐る「皆伐」と、何回かに分けて伐る「漸伐」がある。なお、一般的に択伐と呼ばれるもので、樹下植栽、更新補助作業を伴うものは、主伐となる。

植栽（しょくさい）

苗木を植え付けること。

植林（しょくりん）

森林を造成する目的で植栽を行うこと。

人工乾燥（材）（じんこうかんそう（ざい））

建築用材などとして使用する前に、あらかじめ乾燥機で乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針のような葉をもった「針葉樹」と、平たくて広い葉をもつ「広葉樹」が混ざりあった森林。

人工林（じんこうりん）

苗木を植えたり種を蒔くなど、人の手をかけてつくられた森林。

新生産システム（しんせいさんシステム）

森林施業の団地化、集約化、工場への直送、加工体制のネットワーク化などを行う木材の新しい生産、流通、加工体制のこと。

針葉樹（しんようじゅ）

主に、針のような形をした葉をもった樹木。（例：ヒノキ、スギなど）

森林環境教育（しんりんかんきょうきょういく）

森林内での様々な活動体験等を通じて、人々の生活と森林との関係について理解と関心を深めるために行われる活動。環境問題に気づきその問題に対して何らかの働きかけが出来る人を育てる教育。

森林技術者（しんりんぎじゅつしゃ）

林業（造林、保育、伐木、造材、集材、作業道開設・補修）に従事する者。

森林組合（しんりんくみあい）

森林組合法に基づいて組織された、森林所有者を組合員とする協同組合。なお、本計画においては、生産森林組合を除く。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が一体としてして整備できる森林について、5年を1期として立てる森林の経営に関する計画。

森林計画制度（しんりんけいかくせいど）

森林法によって定められた、全国の森林の様々な取り扱いに関する計画体系。国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林施業計画、森林経営計画（H24～）などがある。

森林作業道作設オペレーター

（しんりんさぎょうどうさくせつオペレーター）

丈夫で簡易な森林作業道を、地形・地質等の現地の条件に応じて開設することができる重機オペレーター。

森林資源（しんりんしげん）

直接的な意味では、森林から採取して生活に用いられる有用な材料や原料となるものをいい、製材、紙、パルプなどに用いられる木材、落葉や枝を含めた薪や炭などの燃料材、キノコ、薬草、木の実、竹、樹皮、樹液、樹枝、繊維、染料など市場で取引される商品、および日常生活での必要品など。その後、水や空気や土壌など森林の存在によって生じる自然環境、さらには、水、大気、土などの物質そのものよりも、水の循環、大気浄化や気候の安定、土の生産・流出防止などの森林に備わっている環境維持機能も森林資源であると考えようになってきた。

森林所有者（しんりんしゅゆうしゃ）

森林を保有する者あるいは所管する者。

森林整備（しんりんせいび）

森林施業とそのために必要な施設（林道など）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業（しんりんせぎょう）

主に木材生産を目的に、森林に対して様々な働きかけをすること。対象とする森林タイプで分けて「針広混交林施業」「広葉樹林施業」、伐期で分けて「短伐期施業」「長伐期施業」、収穫と更新のしかたで分けて「択伐林施業」「複層林施業」というように使う。

森林施業計画（しんりんせぎょうけいかく）

森林計画制度によって体系づけられた制度で、森林所有者等が一人又は共同で、自発的に所有等する一定のまとまりのある森林（30ha以上）で具体的な伐採、植栽に関する計画と40年間にわたる長期の施業方針を定め、市町村長の認定を求めるもの。

森林空間利用施設（しんりんくうかんりようしせつ）

森林空間を利用して、健康づくりやレクリエーション等の保険休養、森林環境教育、山村活性化のための都市と山村との交流活動等に利用される森林施設。森林浴、キャンプ、自然観察、スキー等のほか最近ではボランティアによる里山管理の場としての利用も見られる。

森林づくり活動団体（しんりんづくりかつどうだんたい）

岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25条）において、「県内で森林づくりに係る活動を行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体」と定義。

森林づくり1000人委員会

（しんりんづくりせんにないいんかい）

岐阜県の森林づくりに関して広く意見を述べていただく委員会。「岐阜県森林づくり基本条例」策定に関して平成17年度に開催。平成18年度以降は木の国・山の国1000人委員会と改称し、県が策定する「岐阜県森林づくり基本計画」やその実施状況等を議題に開催。

森林認証制度（しんりんにんしょうせいど）

森林が適正に管理されていることを中立的な第三者機関が、客観的に評価することにより、その価値を社会的に

認めるというもの。環境に配慮した商品を積極的に買おうという消費者が増えつつあること、自主的な表示よりも第三者による客観的な保証を信頼することから、認証森林の面積も広がりつつある。日本独自の森林認証制度である『緑の循環』認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council）の他、FSC、PEFC、SFIなどの森林認証制度がある。

森林病害虫（しんりんびょうがいちゅう）

森林を構成する樹木を侵す微生物及び昆虫等の総称。代表的なものに穿孔虫のマツノマダラカミキリがある。

森林法（しんりんほう）

わが国林政における最も基幹的な法律（昭26法249）。1897（明30）年に第1次、1907（明40）年に第2次森林法が制定され、1939（昭14）年の改定を経て、1951（昭26）年に現行のものが制定された。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることにより国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。

森林・林業再生プラン

（しんりん・りんぎょうさいせいプラン）

今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針として平成21年12月に国が公表した。

水源かん養機能（すいげんかんようきのう）

洪水を緩和させる、流量を安定させる、水質を浄化するなど、森林のもつ水資源を保全する働き。

スイングヤーダ

高性能林業機械の一つ。タワーヤーダの仕組みを応用し、建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブーム（バックホウ等）を装備する集材機。

スキッダ

高性能林業機械の一つ。装備したグラブプル（油圧シリンダーによって動く一対の爪）により、伐倒木をけん引式で集材する、集材専用トラクタ。

生活環境保全林（せいかつかんきょうほぜんりん）

森林の保健休養機能を十分に発揮させるため、治山事業の一環で整備された森林のこと。森林内に遊歩道や東屋などの利用施設を整えて森林空間を森林浴などのレクリエーションの場として広く活用できる森林となっている。

生物多様性（せいぶつたようせい）

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

製材（せいざい）

丸太から角材や板材を挽き出すこと、またはその製品。

成長量（せいちょうりょう）

樹木がある期間に成長した量。通常は樹幹材積の成長した量（材積成長量）をいう。1年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を総平均成長量という。

施業（せぎょう）

本計画では、森林施業の意味で使用。

施業指針（せぎょうししん）

森林を保育するための植栽、下刈り、除伐、間伐などの人為的働きかけを森林施業という。施業体系ごとの目標林型に向けての標準的な作業の時期、量などを示したもの。

施業プランナー（せぎょうプランナー）

地域の森林整備の推進のため、森林所有者に対する積極的な働きかけにより事業地の集約化を行い、高性能林業機械の活用や路網整備などによる低コストな木材生産で森林所有者に利益を還元できる者。

全木集材（ぜんぼくしゅうざい）

伐採した樹木を、枝葉が付いたままの状態から土場（道端）に集めること。

造材（ぞうざい）

切り倒した立木の枝を払い、用途に応じた長さに切って丸太にすること。

造林（ぞうりん）

森林の生育過程を通して、育成管理すること。

素材生産（費）（そざいせいさん（ひ））

立木を伐採し、造材して素材（丸太）を生産すること。素材生産費はその費用。

【た 行】

択伐（たくばつ）

林分の形態を大きく変えることなく、計画的に上層の成熟木を繰り返し抜き伐りし、残存する林木の成長を促したり、形質向上を図る施業。

タワーヤーダ

高性能林業機械の一つ。移動や架設が容易なように、タワー（架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱）と集材機が一体となっている移動式架線集材車輻。

単層林（たんそうりん）

樹冠層が一層である森林。一斉林。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。

蓄積（ちくせき）

林分の材積の総量を指し、森林簿では小班ごとに整数の m^3 単位で表している。

治山対策（ちさんたいさく）

山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するために実施するダム工、山腹工や森林整備。

長期優良住宅（ちょうきゆうりょうじゅうたく）

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。平成20年12月に公布された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により認定制度が創設されている。

長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）

標準的な伐期齢プラス10年あるいは標準的な伐期齢の2倍以上の林齢で主伐する施業。

提案型施業（ていあんがたせぎょう）

森林所有者からの施業依頼を待つのではなく、森林の現況に応じた目標林型や施業方針、施業を実施した場合の収支等を森林所有者に提示し、施業を受託する取り組み。

D材（ディーざい）

根元材、端材で、主に燃料（チップ、ペレット）の原料に利用される。

天然更新（てんねんこうしん）

自然に散布される種子が発芽して生育することにより、次世代森林を成立させる天然下種更新と、伐り株等から生じる萌芽をもとに森林を成立させる萌芽更新がある。場合により、地表かき起こしや不要な萌芽の除去、保育等更新補助作業を行う場合がある。

天然生林（てんねんせいりん）

過去に伐採を受け、天然力で回復している森林。二次林の一種。

天然林（てんねんりん）

木の種が自然に落ち、芽生え、育つなど、ほとんどが自然の力によって成立した森林。本計画では、原生林、天然生林、二次林を含んだ広い意味で、人工林に対比する用語として「天然林」を使う。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

主として森林原野において産出された産物で、通常林産物と称するもの（加工炭を含む）のうち、一般用材を除く品目の総称をいう。具体には、きのこ類、特用樹（和紙などの原料となるこうぞ、みつまた等）、山菜類、薬用植物、樹実（くり、とちの実等）類、樹脂類、木炭。

土場（どば）

市場などに出荷する前に、木材を一時的に集積・貯蔵しておく場所のこと。山土場などともいう。

【 な 行 】

並材（なみざい）

一般木材の通称。優良材以外の木材。

抜き伐り（ぬきぎり）

林木を適宜選んで伐採すること。

【 は 行 】

ハーベスタ

高性能林業機械の一つ。伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

バイオマス

再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。例えば、木質のバイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。

伐期齢（ばつきれい）

林木が成熟して、伐採時期に達する林齢（植栽から伐採までの年数）。

伐倒（ばっとう）

立木を切り倒す作業のこと。伐木ともいう。

B材（ビーざい）

曲がり材やや短尺材で集成材用の板材や合板用の単板に加工される。

パルプ

材や植物の繊維層を化学的処理によって、バラバラの状態で取り出した繊維の集合体のこと。紙の原料。

フェラーバンチャ

高性能林業機械の一つ。樹木を伐倒し、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

フォワーダ

高性能林業機械の一つ。玉切りした丸太をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

フォレスター

市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行監理等森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する者。平成25年度から始まる林業普及指導員試験（国家試験）で認定。

複層林（ふくそうりん）

主に樹齢の違いによって、林内に異なる樹高の層が複数できた森林。二段林も複層林のひとつ。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

皆伐をせずに更新を行っていく施業。林内の一部の木を伐り、苗木を植えることによって、木の年齢や高さの違う複数の層を形成する森林をつくる施業。

不在村（森林所有者）

（ふざいそん（しんりんしょゆうしゃ））

所有する森林とは別の市町村に居住する個人または主たる事務所のある法人。

プレカット

住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を現場で簡単に組み立てられるように工場であらかじめ加工すること。

プロセッサ

高性能林業機械の一つ。林地または土場で、伐採木の枝払い、玉切り、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ペレットストーブ

おが屑や鉋屑などの製材廃材や林地残材といった木質系の副産物、廃棄物を圧縮し、成型した固形燃料（木質ペレット）を利用するストーブのこと。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。このような森林は、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなど法律による規制を受ける。

保育（ほいく）

苗木を植えてから木材として利用できるまでの間に、人の手をかけて植えた木の成長を助け、丈夫な林を育て上げるための作業。下刈り・つる切り・除伐・間伐などの作業のこと。

萌芽更新（ぼうがこうしん）

林木を伐採した後の株から発生させた萌芽を成長させて林を更新する方法。樹種によっては根から萌芽するものもある。

保護樹（林）帯（ほごじゅ（りん）たい）

山地災害防止や植栽木の保護のため伐採（皆伐）時に、林（前生稚樹を含む）の一部を等高線に沿って帯状に残した樹林帯をいう。

【ま行】**緑と水の子ども会議（みどりともみずのこどもかいぎ）**

木や森についての理解を深めるとともに、森林づくり活動への自主的行動や環境保全に対する意識の向上を図るため、小中学校での学校教育の一環として学習活動や体験活動を実施するもの。

民有林（みんゆうりん）

個人、地方公共団体などが持ち主の森林。国有林以外の森林のこと。民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有等）、公社所有林等がある。

木育（もくいく）

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる心を育てる取り組み。

木材産業（もくざいさんぎょう）

木材を原料とした加工・流通に関連する生産業、販売業の総称。

木材需給コーディネーター（もくざいじゅきゅうコーディネーター）

木材需要者から需要ニーズ（規格、数量等）の情報収

集等を行うとともに、木材生産者に対し需要ニーズの情報提供、需要ニーズに基づく造材指導を行うなど、需要と供給をマッチングする人をいう。

木質化（もくしつか）、内装木質化（ないそうもくしつか）

主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用すること。

木質系廃棄物（もくしつけいはいきぶつ）

樹木の剪定枝葉や間伐材、おがくず、樹皮等の植物系の廃棄物と、家屋の解体廃材や大型の家具、廃材などの建設系の木材廃棄物の総称をいう。

木造住宅アドバイザー（もくぞうじゅうたくアドバイザー）

建築士の資格を持ち、県産材を利用した住宅の提案や木造住宅に関する相談・要望に応じられる人。

木造化（もくぞうか）

主要構造が木造の建築物を新築、増築又は改築すること。

目標林型（もくひょうりんけい）

森林の将来像。その森林が成熟したときの姿で、森林にどのような機能を期待するかによって異なってくる。例えば、木材生産を目指した場合、収穫する際の太さ、長さ、特長等を設定し、それに向けた施業を計画する。

森プロ（もりぷろ）

→「健全でゆたかな森林づくりプロジェクト」

【や行】**用材（ようざい）**

一般に針葉樹では構造材、建築用材を指し、広葉樹では建築用材、家具用材を指す。

【ら行】**立木（りゅうぼく）**

森林法では土地に生立している木のこと。

利用間伐（りようかんばつ）

伐採した木を森林外へ搬出し、木材として利用する間伐のこと。

林家（りんか）

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。

林業技術支援センター

（りんぎょうぎじゅつしえんセンター）

森林関係者等への技術的支援を行うため、県の普及担当、試験研究機関、教育機関が一体となった総合的窓口。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業を行うための幅員3.5～4.0mの自動車道

林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採など

の林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

作業道をいう。

林業粗生産額（りんぎょうそせいさんがく）

林業生産活動によって生み出された林産物の生産量に、それぞれの価額を乗じて算出した額。

林業普及指導員（りんぎょうふきゅうしどういん）

地域の林業関係者のまとめ役となって、森林・林業に関する技術や知識、情報などを地域の人々に伝えるなど、地域林業の発展のために働く都道府県の職員。

林相（りんそう）

森林全体の姿、ありさまのこと。

林地（りんち）

木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的。

林地開発許可制度（りんちかいはつきよかせいど）

森林の乱開発防止のため、森林法によって定められている開発規制措置。

林地残材（りんちざんざい）

主伐、間伐などの森林施業をした後、林内に放置されている木材。

林道（りんどう）

公道から、森林へアクセスするための幅員3～7m程度の自動車道。他に、生活や災害時に供することを主にした林道もある。管理主体は主に市町村。

林道密度（りんどうみつど）

森林の単位面積当たりの林道延長をいい、通常はm/haで示す。これに林内に存在する一般道路を加えたものの密度を林内道路密度といい、同様にm/haで示す。

林班（りんぱん）

森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形により通常50ha程度に分けて区分しており、これを「林班」と呼び、数字を振ってあらわしている。林班内を所有者、林相、林齢、樹種、法令等の異なるごとに細かく分けたものを「小班」といい、数字で表す。小班数が多い場合は、天然地形等で5ha程度に小班をまとめて「準林班」と呼んでおり、イ、ロ、ハで表す。これらをまとめて林小班と呼んでいる。

林分（りんぶん）

林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件をそなえた森林。例えば、樹種、樹齢、林木の直径などがそろっているなどで、林業経営上の単位として扱われる。

林齢（りんれい）

森林の年齢のこと。人工林では、苗木を植えた年を「1年」として、以下「2年」、「3年」…と数える。

齢級（れいきゅう）

森林の年齢（林齢）を一定の幅にくくったもの。一般に5年を一区切りにし、林齢1～5年を1齢級、6～10年を2齢級、以下3齢級、4齢級という。

路網（ろもう）

一般に林道・作業道の総称。本計画では、公道、林道、